大村防衛庁経理局長　「第二次ナイキ関係の予算、ランチャーその他特殊装備品の関係は総額において、来年度要求額は二八億三千万円ほどである。」

大村防衛庁経理局長　「第二次ナイキ関係の経費の主体は来年度予算である。一部、本年度にも計上しているが、ごく僅かで二千九百万円である。国庫債務負担の方は本年度一億三千九百万円である。」

大村防衛庁経理局長　「来年度予算要求額中、陣地構築のための施設整備費（第二次ナイキ関係）は一一億四千万円である。（第一次ナイキ関係の陣地構築費は五億一千万円）」

海原防衛庁防衛局長　「第二高射群の編成完了は現在の時点では四一年一月の下旬を目途に考えている。」

島田防衛庁教育局長　「第二高射群の基幹要員の養成教育であるが、ことしの一月から逐次派遣して、向うで、米軍の学校で最終的訓練を受け、教育が終了するのが四〇年一二月の予定である。派米要員は総体で約三三〇名である。」

島田防衛庁教育局長　「約三三〇名のうち第二高射群の要員は、幹部、曹、士合計して約二八〇名である。そのほかに航空幕僚監部あるいは航空総隊司令部にナイキ関係の幕僚約一〇名、今後の国内における補充員訓練の教官要員として約四〇名である。」

海原防衛庁防衛局長　「第二ナイキ大隊は一応八八一名定員と考えている。群本部八三名、射撃中隊一四六名の中隊が三ケ中隊、一八二名の中隊が一ケ中隊、合わせて射撃中隊六二〇名、これに整備補給中隊一七八名が加わつて八八一名と一応現在考えている。参考までに、第一高射群の総定数は九一七名である。」

国井防衛庁装備局長　「ミサイル及びランチャーの単価であるが、完成弾が約九四万円、これは予算に計上している積算数字、（日本側負担分のみ、以下同じ）ランチャーは約五六〇万円、ターゲットは約二五〇万円である。」

国井防衛庁装備局長　「ナイキについての日米負担であるが、ナイキのこれから入つて来るものについては、日本側負担六五％、米側負担三五％、こういう比率である。」

（対　楢崎委員　衆・内閣　39・12・18）

○ナイキ。アジヤックスとナイキ・ハーキュリーズ

海原防衛庁防衛局長　「ナイキ・アジャックスの弾は、もう生産が中止されているので、当然わが方への将来の補給はハーキュリーズの普通弾頭のものになるのではないかという趣旨のお尋ねだが、現在アメリカの一般州兵の手で管理されているナイキ・アジャックスの大隊は相当ある。これが逐次アメリカではハーキュリーズに変つている。したがつて、今後このアジャックスの弾が日本に入手出来るかどうかについては、まだ不可能であるとの結論は得ていない。まだ、依然としてアジャックスの弾は入手できるのではないかという一応の見込みはある。

しかしながら、アジャックスはすでにもう旧式のものになろうとしているものであるから、かりに三次防においてナイキ系統のミサイルを装備するとしたら、純粋な技術的要求から言えば、さらに精度の高いハーキュリーズの普通弾頭のものを装備したい、こういう考えになるのは一応当然の帰結である。私どもとしてはハーキュリーズの普通弾頭のものを考えたいわけだが、いろいろ御疑念を持たれる向きもあり、私どもとしては、どういう判断をするか、まだ事務的にも結論を得ていない。三次防の構想がまとまる際には一応事務的な結論が出るのではないか。」

（対　楢崎委員　衆・内閣　39・12・18）

○ナイキ・ハーキュリーズ

海原防衛庁防衛局長　「現在、私どもの持つている発射機は、一般にユニバーサル型といわれているが、これを以つて直ちにハーキュリーズの弾頭を発射出来ない。私どもの承知しているのは、十数点のいわゆる付属器具のアタッチメントというものを、いま持つているところのランチャーにつけ加えねば発射出来ない。このハーキュリーズの導入問題も、やはり三次防の一つの問題として、それがどういう形になるかということが六月ごろまでに見当がつく、これが即ち基本構想ということである。ナイキ・ハーキュリーズと申しても普通弾頭を用いるものと、核弾頭を用いるものと二つある。したがつて、この普通弾頭のものをナイキ・ハーキュリーズということであれば、これは現行法上、何ら抵触するものではない。」

（対　横路委員　衆・予算・第二分科　40・2・26）

海原防衛庁防衛局長　「ナイキ・ハーキュリーズの弾頭には、飛んでいくミサイルには二種類のものがある。したがつて併用ということは、発射機が同じであつて両方の弾頭のものが撃てるということで併用とおつしやるのであれば、そのとおりである。諸外国においては、それぞれの国によつて違うが、核弾頭三、普通弾頭七、或いは核弾頭四、普通弾頭六、そういう比率で一般に保有していると承知している。」

（対　横路委員　衆・予算・第二分科　40・2・26）

小泉防衛庁長官　「ナイキ・ハーキュリーズの核弾頭の問題については、わが国の既定方針として核装備はしないという立場に立つているので、あくまでこの立場に立つて検討する。」

（対　横路委員　衆・予算　40・3・1）

○ホーク大隊基地

小泉防衛庁長官　「ホークを二個大隊第二次防衛力整備計画の一環として置くことになつており、最終年度（四一年）までに一個大隊を東京周辺に置くことは決定しているが、いまだ候補地を決めるまでに至つていない。」

（対　大出委員　衆・外務　40・3・27）

小泉防衛庁長官　「四一年度に二個大隊を設置することが第二次防衛計画で決まつており、一個大隊はすでにこの二月千歳地区に配備を完了しており、あと一個大隊を首都防衛のため東京周辺に設置したいと目下候補地を物色中である。千葉県の下志津、柏の問題は一つの候補地として、—幾つも検討しているが—いまだここにホーク大隊を置くと決定したようなことはない。」

「柏の方は、いままでの懸案としての射撃場を広くしたいという要望を満たすため、土地の取得を進めておる。柏の現在の面積は約一万七、〇〇〇坪ある。現在、話をすすめているのは約二万坪程度のところを取得できないかということを地元と相談している。土地取得の結果はホークの基地になるとか、ならないとか、いまの段階では明瞭に申し上げる段階でない。下志津の方は、現在ある駐屯地に隣接している約一万坪は話しがすすんでいる。下志津は学校である。」

海原防衛庁防衛局長　「編成は四一年度である。したがつて、その準備として東京周辺において、いろいろな候補地について検討しているのは事実だが、まだ具体的になつていない。配置場所についても、いろいろ条件についても、現在、寄り寄り検討中というのがほんとうの姿である。」

「もともとホークは、ミサイルということで一般に非常に大規模なもののように考えられているが、本来

は野戦兵器で、必ずしも固定した陣地がなければ配置できないものでない。ただ、固定施設であると、結局兵器の保護、レーダーの目標を捕捉する効率、そういう利便がある。大型のヘリコプターでも輸送できる程度のものである。」

「北海道のホーク部隊については、本部は約一万二千坪程度の場所で中隊は四つあるが、大体二万坪から三万六千坪程度のところに分れて現在配置している。」

「地元であるとか、あるいは管轄している都、関係機関とも十分打合せて、地元の方の了解を得て、そこに参つたものが気持よく勤務できる。こういう条件を整えた上で配置するのが従来の例となつている。」

（対　山花委員　衆・予算・第二分科　40・2・26）

六、予算並びに決算

○四〇年度防衛予算の要求原案

大村防衛庁経理局長　「防衛庁の要求原案は三、一五一億円であるが、これには人件費のベースアップ分が含まれていない。実際に決定をみた額は、三、〇一四億円であつた。」

（対　下村委員　参・内閣　40・2・9）

○自衛官一人当りの年間経費

大村防衛庁経理局長　「一人当りを計算する場合には、人件費とか、あるいは旅費、庁費とか、電話料とか、光熱水料とかの維持的経費と、それから活動的経費と申すか、演習訓練をやる場合の油代とか、修

理費とか、いろいろあるが、それらをひつくるめて一人当り、陸上自衛隊の場合、七〇万七、二七六円、海上自衛隊一二四万二、九二七円、航空自衛隊一四一万〇、六二二円である。」

大村防衛庁経理局長　「そのうち、人件費、糧食費、旅費については、陸上自衛隊の場合、人件費は四八万八千円、旅費六千円、糧食費四万六千円である。海上自衛隊は人件費五四万九千円、旅費一万円、糧食費五万七千円、航空自衛隊は人件費四六万八千円、旅費一万円、糧食費四万五千円である。」

（対　横路委員　衆・予算・第二分科　40・2・26）

○防衛庁予算における庁費

渡部大蔵省主計官　「庁費の積算根拠は、過去の使用実績、その他いろいろの要素を考え、三七年、三八年が一人当り一万九、二〇〇円、四〇年度は二万二、二〇〇円、このように計上している。」

（対　川俣委員　衆・予算・第二分科　40・2・26）

○継続費、国庫債務負担行為の期間

大村防衛庁経理局長　「長期にわたるものについて認められている予算制度は、継続費が五ケ年であるが、防衛庁で認められている継続費は艦艇だけで四ケ年である。それから国庫債務負担行為は、F104ジェット戦闘機二百機を昭和三五年に発注した場合に、五ケ年で契約した例がある。そのほかは、おおむね四年以下である。」

（対　栗原委員　衆・決算　40・3・18）

○会計検査によつて不当とされた事項

樺山会計検査院第二局長　「検査報告に不当事項として掲げたものは、工事一件、物件四件、補助金三件、計八件である。(1)北海道白老の陸上自衛隊弾薬支拠構内の整備工事における監督不十分のため、うち込みのコンクリートが約百万円不足となつていたこと。(2)海上、航空自衛隊において暖房用油類を中央で一括調達しなかつたため、約五百八十万円の経費を無駄にしたこと。(3)陸上自衛隊で、通信線として不必要なスズメッキ線を使用したことによる百四十万円の不経済支出。(4)陸上自衛隊の使用する弾倉キャップの購入価格が百四十万円高かつたこと。(5)防衛大学で測定試験用に購入した機械が不完全であつたにもかかわらず受領したこと。

補助金三件は、教育施設等の防音工事に関するものであるが、すでに返納済みとなつている。」

（検査の概要についての説明　衆・決算　40・3・18）

小泉防衛庁長官　「防衛庁としては、年度初めに会計検査基本方針なるものを指示して、不正不当支出のないよう監査の厳重を期している。三六年度は六件、二千八百万円があつたが、その後、三七、三八年と大幅な減少を示している。」

（対　田原委員　衆・本会議　40・1・28）

○昭和三三年度―三五年度の検査未確認金額（防衛庁関係歳入歳出決算）

小泉防衛庁長官。大村防衛庁経理局長　「この年度において多額の未確認金額があるが、これはアメリカからの有償援助による輸入調達の清算が完結しないものであつて、対象品目が多く量も膨大なので、事

務処理が遅れている。大別して、米軍から物品の納入は終わつているが、清算書の到着がないものとか、一部未納入のものとか、目下清算手続中のものとかがある。」（対　栗原委員　衆・外務　40・3・18）

○報償費

大村防衛庁経理局長　「四〇年度予算では一億円余をお願いしている。内容は、第一に自衛隊法施行規則第一章による表彰の副賞、賞詞、賞状、功労章、精勤章の製作費、第二に情報、資料収集、浮遊機雷の発見等に対する報償費、犯罪の捜査に必要な報償費、あるいは災害出動等に際しての隊員に対する賞じゆつ金、第三に隊員以外の者又は団体に対する感謝状の製作費及び副賞費となつている。」

海原防衛庁防衛局長　「必要な情報の収集については、報償費の中から支弁しているが、スパイ活動をそれでやつているわけではない。」

（対　楢崎委員　衆・決算　40・3・18）

○防衛産業と契約の額

国井防衛庁装備局長　「三八年度における防衛庁との契約高についていうと、一〇億円を超える企業が一五社ある。最高は五五億円に達する。」

（対　浅井委員　参・決算　39・12・23）

七、隊員関係

○防衛駐在官

高野外務省官房長　「現在、防衛駐在官がいるところは、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、ソ連、タイ、中華民国、インド、トルコであり、全部で一四名である。アメリカ五人、ソ連二人、あとは全部一人である。身分的には大使館の書記官兼防衛駐在官という名前で出ている。」

（対　亀田委員　参・予算　40・3・5）

○予備自衛官の人数

麻生防衛庁参事官　「尉官クラスで一四八人、曹クラス四、三七九人、それから士長以下一四、四六六人、合計一八、九九三人で、定員一九、〇〇〇人に対し、わずか七人の欠員という状況である。」

（対　伊藤委員　参・内閣　39・12・16）

○任期満了後の就職状況

堀田防衛庁人事局長　「陸上自衛隊の分について申し上げたいと思うが、業務別に申すと、一般事務・会計事務・守衛・一般労務・自動車運転・自動車整備・機械器具製造工・一般工・電工・建設事務・建設機械運転及び整備・販売・セールスマン・その他、こういうふうになつている。昭和三五年は退職者三万一、〇〇〇人のところ、あつせん希望者が二万五、九〇〇、これは全員あつせんしている。それから三六年、これは退職者二万三、〇〇〇のうち、希望者数が一万九、六〇〇、これも全員あつせんしている。三七年は二万二、〇〇〇の退職者数に対して就職あつせん希望が一万二、〇〇〇、これも全員就職している。三八年には二万〇、四〇〇のうち七、四八〇が希望して、これも全員就職あつせんを完了している。職種別の分布を見ると、圧倒的に多いのが自動車の運転である。次に多いのが機械器具の製造及び一般工員である。」

（対　鬼木委員　参・内閣　39・12・16）

○災害派遣手当

伊藤防衛庁装備局長　「私どもも何か特別の手当を支給する方法はないかということで検討しているが、絶対不可能なことではないが、非常にむずかしいことである。いまのところ、手当というような金銭的なものでなく、増加食というかつこうで現物支給の形でかえている。将来とも、私どもは適当な額の手当というものが支給されて然るべきものと考えて、なお検討し、交渉して参りたいと思つている。」

（対　源田委員　参・内閣　39・7・13）

○帰郷旅費

堀田防衛庁人事局長　「従来隊員で、たとえば郷里を離れて遠隔地に勤務している者を制度的、組織的に郷里に帰らせるということはしていなかつた。しかし、たとえば北海道に在勤するものの七〇％は内地のものであり、七〇％のうちの五〇％は、中部以西の出身者であるようなことから、せめて年一回の休暇で帰るくらいのことは考えてやらねば、これについては、やはり経費をみてやるべきではないかというこ

とで、来年から年一回、ぜひとも帰れるよう予算要求しているわけである。（予算は一億円要求）」

堀田防衛庁人事局長　「従来の経過を申し上げると、制度としては休暇で帰省する旅費の規程はあつた。しかしそれは、昭和三二年以前入隊の者というふうにきざみをつけ逐次予算を削られ、昭和三八年の総理府令の改正でこれが廃止された。それで今回全面復活を要求した。」

（対　鬼木委員　参・内閣　39・12・16）

○事故死したパイロットに対する給付

小幡防衛庁人事局長　「まず、国からの給付を申し上げると、最初に遺族補償、これは平均給与額の千日分が出る。それから葬祭補償、これは平均給与額の六〇日分、次に退官退職手当、これは一般の五割増し。それから更に予算措置として防衛庁では、ジェット・パイロットについては特別弔慰金、これは原則として百万円、レシプロについては賞恤金として、これは原則として八〇万円支給することになつている。なお、共済組合の年金給付の時期に達した者については、遺族年金を百分の四〇以上出すことになつている。」

（対　小酒井委員　参・決算　39・9・28）

○老朽隊舎の改築

大村防衛庁経理局長　「ここ数年、老朽隊舎の改築の経費の獲得に特に重点をおいて、三九年度予算には、前年度の約倍の坪数の老朽隊舎を改築の予定となつている。今後四〇年度、四一年度において、老朽隊舎の八割について二年間で改築を完了したい、そういう目途で現在予算を要求している。」

大村防衛庁経理局長　「現在、自衛隊の隊舎の総面積は約四〇万坪である。そのうち、本年度約二万二千坪について建てかえをして、来年度以降、保安度三、五〇〇点以下の老朽隊舎の坪数が約九万坪残るわけである。これを約八割について四〇年度、四一年度に建てかえをしたいという予定で現在予算要求をしている。従つて、四〇年度は約三万四千坪一万九千人分について予算要求している。」

（対　鬼木委員　参・内閣　39・12・16）

高橋防衛庁政務次官　「建てかえの最近の状況は、三六年、三七年の二年間において約九、〇〇〇人分である。これを工事費にすると約一三億円、三八年度分、約六、〇〇〇人分で工事費約一一億円、これはすでに実施済である。三九年度約一二、〇〇〇人分、工事費約二五億円で実施中である。この後、建てかえを要する老朽隊舎約五〇、〇〇〇人分残しているが、これを早急に整備するため、四〇年度に約一九、〇〇〇人分建てかえ要求を計画している次第である。四一年度には約二万一、〇〇〇人分と予定している。」

（対　源田委員　参・内閣　39・10・1）

○営外宿舎の充足率

小幡防衛庁官房長　「営外の、昔で言えば下士官の宿舎がどのくらい充足されているかという問題は、二ケ年で大体五割程度までいきたいということで、二ケ年の計画をつくつているが、さらに、数ケ年間で七割位までいきたいという考え方である。」

（対　鬼木委員　参・内閣　39・12・16）

○医官の充足状況

高橋防衛庁政務次官　「自衛隊医官の充足率は四六・九％で、定員七八七名のうち現員三六九名である。歯科医官については四一・一％、定員一八五名について現員七五名（昭和三九年八月一日現在）である。」

（対　源田委員　参・内閣　39・10・1）

○貸費学生

軽部防衛庁衛生局長　「自衛隊医官の補充源の九〇％までが貸費学生で占めている。貸費学生制度をとつてから本日まで集計して、大体とまつているのが二五％である。」

（対　源田委員　参・内閣　39・10・1）

軽部防衛庁衛生局長　「大体インターンを終つて残るものが、そこでくずれて約五〇％。この制度が始まつてから今日までの総体を見ると、貸費学生中、現在自衛隊に勤務する者が二五％、そのような歩どまりである。」

（対　鬼木委員　参・内閣　39・12・16）

八、部隊並びに装備

○臨時築城航空隊の新編

小泉防衛庁長官　「法案が通らない前に臨時という名前で、法案の通過成立後の準備行為をしたという点については、理想的ならば、当然、法案が成立した暁においてやることが最も好ましい形でなければならぬと存ずる。しかしながら、やはり編成の上においては相当の年月を要し準備等も要るので、好ましいことではないが、万やむを得ず、法令の許す範囲においてこういう措置をとつたのではないかと存ずる。決して適当な措置であるとは考えないが、万やむを得ざる措置であつたと思う。こういう点はこちらから進んで当委員会に御説明、御了解を得ることが、さらに適当でなかつたかと思う。」

（対　村山委員　衆・内閣　39・12・18）

○岩国の第八二航空隊新編

麻生防衛庁参事官　「第八二航空隊は、西部航空方面司令官の直轄の部隊になるわけで、長官の権限によりこの部隊を編成した。岩国の基地は今年の七月九日政令で公布し、設置した。」

海原防衛庁防衛局長　「岩国になぜF86Fの部隊をもつていつたかというと、あの方面の領空侵犯対処体制を考えて頂きたい。全般的な領空侵犯対処体制の整備のために、現状の条件下、これが最良の措置と判断している。」

（対　村山委員　衆・内閣　39・12・18）

○普通科連隊の中隊編成

海原防衛庁防衛局長　「一例を普通科連隊の普通科中隊で言うと幹部が九名、曹が四六名、士、これには士長が入つておるが、一五八名、合計二一三名、これが普通科の中隊の編成である。」

（対　横路委員　衆・予算・第二分科　40・2・26）

○ダッシュ

国井防衛庁装備局長　「ダッシュは魚雷を塔載したヘリコプターであるが、最近のマップアウトにより無償では受けられないことになり、今後、国内の予算措置により有償で取得するという計画である。」

国井防衛庁装備局長　「ダッシュは、艦上から無線で遠隔操作をされる無人ヘリコプターで、二発の対潜ホーミング魚雷を塔載しておる。これにより潜水艦を攻撃するというものである。主な性能としては、長さが二〇フィート、高さ九フィート、速力九〇ノット、航続力一ないし一、五時間という性能である。核魚雷はそなえていない。」

海原防衛庁防衛局長　「ダッシュの使用によつて私どもの持つ自衛力の限界がオーバーされるというふうなことにはならない。」

（対　村山委員　衆・内閣　39・12・18）

○アスター

海原防衛庁防衛局長　「アスターという魚雷は米軍において開発実験最後の段階のものである。これが開発が終ると核弾頭も装着できる。サブロックと同じように、まだ実用のものになつていないと承知している。」

（対　村山委員　衆・内閣　39・12・18）

○T　38

小泉防衛庁長官　「T38の二機の購入を目下予算に提出して大蔵省と交渉中である。」

小泉防衛庁長官　「F104の標的のために二機購入を決定しているものである。」

海原防衛庁防衛局長　「F104のパイロットの訓練のために、現在、どういう目標機を使つているかに関連して、現在までは、T33、F104のDJを使つてF104Jのパイロットの訓練をやる計画で今日まで実施して来ている。このT38というノースロップ社のものは、開発の結果、非常に良好な成績を、特に高々度において、また超高速の分野においては非常にすぐれた実績がある。現在使用のT33、F104DJの組合せと、38による曳航とどちらがより経済的、効果的であるか検討したいという希望がかねがね空幕の方にあり、まず、この二機を購入し、実際に航空自衛隊の手でテストした上で、今後のことを考えてみたい。」

（対　久保委員　衆・予算　39・12・5）

○H19、H21ヘリコプター

堀田防衛庁教育局長　「H19の保有機数は一九機、H21は八機である。H19は国産でH21は米軍供与である。」

（対　鶴園委員　参・内閣　39・10・1）

○装備品の国産化

伊藤防衛庁装備局長　「将来の維持、補給或いは外貨の節約を考え、極力国産化の方針で来ている。今後の問題としては、研究開発の促進により、わが国の技術で装備品をつくり出すことに力を向けねばならぬ。また、ライセンス生産をして技術をわが国の生産業界の身につかせていくという方法もとりたい。国産化の推進については、計画的な発注、あるいは設備等の償却についての特別措置あるいは金融面の援助そういうことを極力行ないたい。」

（対　源田委員　参・内閣　39・10・1）

○自衛艦の規模、金額、納入までの期間

大村防衛庁経理局長　「四〇年度の新規計画艦に例をとると、基準排水量二千トンの甲型警備艦がある。速力二八ノット、三インチ速射砲二門、あるいは短魚雷発射管二管を装備し、船団防衛という目的をもつている。総額約四〇億円、四〇年度より四ケ年で建造の予定。また三千トン級の甲Ⅱ型警備艦は、速力三二ノット、五インチ速射砲二門をもつており、四ケ年で建造の予定である。ほかに、一、六〇〇トンの潜水艦とか三〇〇トンの掃海艇等がある。」

（対　栗原委員　衆・決算　40・3・18）

九、雑

○私案たる国防基本法

海原防衛庁防衛局長　「ただいま御指摘の国防基本法（私案）であるが、これは当時の大臣からも説明申し上げたと思うが、航空自衛隊の秋季演習の際に幕僚研究のためにいろいろのグループが分れて検討を行なつた際、航空幕僚監部の法規班のほうで私の案としてつくつたものである。関係の一事務官がつくつたきわめて未熟なもの一少なくとも法律であるとかということについて知識ある者ならばまことに噴飯ものである。厳重に将来を戒めて今日に至つている。」

小泉防衛庁長官　「国防基本法私案の問題について、私も一通り就任前のことであるが報告は受けておる。（中略）　こういう問題をなくするためにも、もつと処置の問題で研究の余地があるのではないかと考えるので、十分研究して、善処したいと思う。」

（対　大出委員　衆・内閣　39・12・18）

○ルメー大将（米空軍参謀総長）に対する叙勲

佐藤首相　「ルメー空軍大将が戦後において、わが国の自衛隊の建設について非常な功労があつた。ということでわが国から勲一等旭日大綬章がおくられることとなつた。」

（対　辻原委員　衆・予算　39・12・7）

（注）　同大将は太平洋戦争末期、日本爆撃に大きな役割を果したグアム島駐在爆撃隊司令をしており、原爆投下にも関係あつたとして問題とされた。

第五　防衛施設庁関係

一、提供施設

○施設提供と日米の交渉関係

小野防衛施設庁長官　「米軍に対して施設を提供する仕事は、防衛施設庁の所管になつている。ただ、日米双方の交渉については、地位協定により、日米合同委員会の合意を得て施設を提供し、あるいは返還を求めることになつている。日米合同委員会の日本政府側代表は外務省のアメリカ局長であり、防衛施設庁長官が代表代理となつている。ほかに、関係各省の局長クラス数名が参加している。この日米合同委員会で折衝をした事項は、閣議の了解を得て最終的に決定する。合同委員会の下部機構として、施設特別委員会があり、防衛施設庁長官及び在日米軍司令部の施設担当の参謀副長がそれぞれ代表となつて施設に関

するいろいろな問題を検討している。」

○提供施設の返還状況

小野防衛施設庁長官　「米軍が接収していた土地の返還したあとどうなつているのか問題であるが、講和発効のとき、米軍に対しては、国有地で約二億坪、合計四億坪を提供していたが、昨年の一〇月現在、国有地で七、二〇〇万坪、民公有地で二、五〇〇万坪、合計約一億坪を提供している。差引き三億坪が減つている。そのうち民公有地約一億六、〇〇〇坪、国有地約一億四、〇〇〇坪が返還になつた。一億四、〇〇〇坪の国有地は大部分自衛隊が引き続き使つていると思うが、その細目については大蔵省の所管である。」

村田大蔵省国有財産局国有財産第二課長　「提供財産の返還を受けた際の処理方式としては、まず原則として公共目的を新たに与えるようにしよう、次いで民生安定あるいは国民経済の発展に資するようにしよう、こういう考え方で処理しておる。提供財産の返還後の状況は、兵舎住宅等で五三件、土地で約五三〇万坪、飛行場関係二六件一、二四〇万坪、演習場で二四件五、三三〇万坪、工場敷地で一二件二六七万坪、倉庫二九件一八九万坪、主なるものはそれだけである。」

（対　田口委員　衆・予算・第二分科　40・2・23）

二、基地問題（全般）

○基地対策

小泉防衛庁長官　「基地問題については、昭和三六年五月以来、内閣に基地問題等関係閣僚懇談会、さらに基地等周辺問題対策協議会を設置して周辺地域の被害対策並びに民生の安定対策に努力している。これに関連して基地周辺民生安定法の制定について陳情が行なわれ、検討を続けているが、政府としては、基地問題が複雑多岐であり、個々の基地について特殊な事情が存するので、一本の法律にまとめることは困難である。当面は行政措置によつて問題の解決に当りたい。」（対　岡委員　参・本会議　40・1・28）

○基地基本法

小泉防衛庁長官　「全国基地関係の衆参両院国会議員の先生方から基地基本法を制定して基地対策を抜本的に推進せよということは、この二、三年来の強い要望で、防衛庁としても試案をつくり、また、各党の基地対策の委員会においても、それぞれの成案をもつて、政府に強く要望されていることもよく承知している。いままでの経過は、政府全体としては基地基本法制定まで、いまだに踏み切りがつかない実情である。基地基本法を制定しなければならぬという要望、その精神は分るが、これを制定した場合の他に及ぼす影響、利害得失等非常に広汎にわたるので、しばらくこれは見合せて、やはり個々の問題について、個々の基地について、できるだけ迅速に積極的に問題の解決を従来どおりやつてゆきたい。こういう考え方が政府の方針である。」

（対　相沢委員　参・決算　39・9・28）

（同旨　対　大出委員　衆・内閣　39・12・18）

○基地対策費

小野防衛施設庁長官　「三九年度は、自衛隊並びに駐留軍の基地施設に関連する経費として約一〇〇億

円計上してあり、実行している。これには騒音対策の経費も含まれている。そのうち学校の防音等については四〇億円をまわしている。来年度はそれ以上にやりたい。」

（対　北村委員　参・決算　39・12・23）

小野防衛施設庁長官　「四〇年度は総額で一二五億円の予算がつく見込み。学校・病院等の防音改築の補助として五五億円、飛行場周辺の家屋密集地域における家屋の移転、あと地の買収経費として約一〇億円を重点項目として予定している。」

（対　相沢委員　参・決算　40・3・18）

○防音装置

渡部大蔵省主計官　「防衛庁の航空自衛隊関係で組んでおるのは一八億である。国会を通過すれば、四〇年度において大体やりたいと思う。学校四〇校程度と病院二程度である。」

（対　横路委員　衆・予算・第二分科　40・2・26）

○飛行場周辺の事故対策

沼尻防衛施設庁総務部長　「昨年来、厚木周辺並びに横田も含めて、離着陸に際しての事故が多いので、滑走路前方の一定区域を住民の合意のもとに無人地帯にするという方法を考えており、本年は相当に予算を組んでいる。同時に、米側にも、人口稠密地帯を飛行経路から避けるよう、さらに注意を促したい。」

（対　帆足委員　衆・外務　40・5・7）

小野防衛施設庁長官　「予算は、該当地域内の住宅の移転及び進行経路下の土地買収の費用を合わせて、約五億円程度認められている。」

（対　相沢委員　参・決算　39・12・23）

高橋防衛政務次官　「移転及び土地買収費は、全体ではほぼ三〇億円を要するであろう。三、四年で解決をつける見込みである。」

（対　瀬谷委員　参・決算　39・12・23）

小野防衛施設庁長官　「飛行場の滑走路の延長上の進入表面下の土地の安全化の問題であるが、私どもの当面考えているのは、着陸帯の末端から約一、〇〇〇米の距離の中は人が住まないように配慮したい。現在いる人には、しかるべき所に御移転願うようあつせんする。それから新しく、そこへ建物を建てないようにお願いしなければならぬということも考える。そうして、約一、〇〇〇米を基準にして非居住地帯にしたい。さらに着陸帯に近い五〇〇米乃至六〇〇米のところまでは、民有地であるなら国有地にしたい。こんな構想で計画をつめている。まだ具体的予算要求まで至つていないが。一ぺんに出来なくとも、何年かかかつて実現出来るよう何とか政府部内をまとめたい考えである。」

（対　北村委員　参・決算　39・12・23）

○補償の仕方。賠償の処理状況

小野防衛施設庁長官　「米軍の事故についても、自衛隊の事故と同じ方式、基準でやるたてまえになつている。従来は人身事故については労務災害補償の基準によつていたが、補償額が少額に過ぎたので、三九年四月から、いわゆるホフマン方式を採用し、自衛隊の補償基準を改定した。米軍の補償基準もこれに準ずる。しかし、補償額が相当大きくなる場合は大蔵省と協議することになつている。補償は、被害者と

（対　大出委員　衆・内閣　39・12・18）

当局とが和解ないし示談をする形式をとり、内訓という内部訓令を適用することになつている。」

大村防衛庁経理局長　「自衛隊関係の損害賠償の処理状況は、三六年度は三五〇件（約五千万円）、三七年度が四二一件（八千万円）、三八年度が三六〇件（五千百万円）、三九年度は一二月末までで二三五件（五千六百万円）である。」

大村防衛庁経理局長　「在日米軍関係事故の補償実績は、三五年度が約七千件（二千八百万円）、三六年度も約七千件（五千五百万円）、三七年度は六千三百件（二千二百六〇万円）、これは交通事故その他一切が入つている。」

（対　稲葉委員　参・決算　40・2・8）

○駐留軍労務者雇用問題

小野防衛施設庁長官　「雇用安定法のような形の法制化により、駐留軍労務者の雇用問題を安定させることを国が進んでやる気はないかとのお尋ねであるが、ただいまのところでは、別途の離職者対策措置法の活用により、あるいは一般の労働行政のワク内において、最善をつくすことで面倒をみる。政府側としては、お示しの雇用安定法という形のものは準備していない。」

「特別給付金の問題であるが、この制度の出来たのは、岸・アイク声明のあとの大量整理というようなことから始まつたわけだが、当時の考え方としては、一時に大量に退職を余儀なくされるので、お見舞金としてこういう制度が考えられた。その後、若干内容は拡充され、範囲も広まつたが、自己退職、任意退職には適用がない。

今日においても、退職を余儀なくされた方に対する見舞金であるという基本的考え方は持つているので、多少手直しはあろうが、全面的に自己退職の方に適用するという方に持つてゆく準備はない。」

○駐留軍労務者の雇用、給与関係

藤本防衛施設庁労務部長　「日米間において基本労務契約があり、それに基づいて労務を提供している。賃金、給与の支払いについては、一応日本政府において決定し、都道府県に支払い業務を委任している。その経費は、全部アメリカ側から償還されることになつている。」

（対　山花委員　衆・予算・第二分科　40・2・26）

○駐留軍被害者に対する給付金

佐藤防衛施設庁施設調査官　「行政協定一八条による事故との比較、あるいは戦争災害による被害者に対する救済措置との均衡を考えて措置したい。ただいまのところ増額給付するという結論に達していない。」

（対　勝沢委員　衆・決算　40・4・13）

三、個々の基地問題

○太田大泉飛行場返還問題

高橋防衛政務次官　「米軍側としては、代替施設が提供されない限り返還に応じない旨を明らかにしている。そこで、現存の駐留軍または自衛隊の施設を代替地として使用することの可能性を検討するよう米軍に要求したが、米軍からは、相馬ケ原演習場等（一二ケ所の候補地）については、いずれも代替地とし

（対　相沢委員　参・決算　39・12・23）

て適当でない旨の回答が昭和三九年八月あつた。当局としては、再考慮方を強く要請するつもりである」

（対　伊藤委員　参・内閣　39・10・1）

小泉防衛庁長官　「できるだけ早い機会に、防衛庁長官自身が高級会談を持つて、強力に交渉したい。」

（対　伊藤委員　参・内閣　40・2・4）

小泉防衛庁長官　「太田大泉飛行場の返還の問題は長年の懸案であり、私どもも基地の問題の中においては最も頭を痛めている問題である。防衛庁としても、あらゆる努力を尽して来たが、アメリカ側が代替地というものを固執し、この代替地の条件が一向緩和されていないで今日に至つている。最近においては、代替地の条件を大巾に緩和してもらう以外に道なしとして、空軍の司令官に直接私のほうから、もつと高度の立場において、大局的に検討してもらいたいと申し込んで解決に努力している。さりながら長年の懸案であるので、何んとしても速やかに解決したい。」

（対　伊藤委員　参・内閣　39・11・4）

（対　伊藤委員　参・内閣　40・3・16）

小野防衛施設庁長官　「現在の米軍の使用状況は最近一年半ほどの間に物資投下訓練は一、二〇〇回ほど、兵員の降下訓練は二一二回ほどやつているという報告が入つている。」

小泉防衛庁長官　「私どもは、また、国会でこういう論議があつたことを一つの契機として、さらに、このままでは困るということを出来るだけ早い機会に、私自身高度の折衝に努力するということをこの席で申しておく。」

（対　茜ケ久保委員　衆・予算・第二分科　40・2・26）

○太田大泉飛行場附近における米軍機による物資誤投下事故

小野防衛施設庁長官　「事故の発生状況並びに原因については、米軍に照会中である。当日の風速の影響を誤つて投下したか、あるいは落とす地点を誤つたかのいずれであろうと思われる。米軍に対しては厳重に注意を申し入れている。」

（対　伊藤委員　参・内閣　40・3・16）

○水戸射爆場返還問題

小野防衛施設庁長官　「米軍は、関東地区に代替地を求めている。施設庁としても、移転場所について検討を続けているが、具体的に地名をあげて交渉をする段階に至つていないのは残念である。なお、代替地について、米軍の要求する条件を緩和してくれるよう、下折衝をしているが、米軍側としては譲る気配がない。」

（対　伊藤委員　参・内閣　40・2・4）

（対　相沢委員　参・決算　40・2・8）

（対　瀬谷委員　参・科学技術　40・5・11）

小野防衛施設庁長官　「水戸射爆場の区域は、陸上三五〇万坪（国有地）、近接する海面は、半径七マイルの沖合まで扇形に伸ばした水域を制限水域として、演習中は漁業の制限をしている。」

（同旨　椎名外相　対　石野委員　衆・科学技術　40・4・4）

（対　相沢委員　参・決算　40・2・8）

小泉防衛庁長官　「米軍側で返還の条件としている代替地について、関東一帯、御蔵島など島嶼にまで及んで調査をしたのであるが、地元の反対や、米軍側の条件もあつて、今もつて行き悩んでいる状態であ

る。それで何とか解決をはかるために、米軍と高度の政治折衝をするよう下ならしの交渉を進めている段階である。」

（対　原委員　衆・本会議　40・3・19）

小泉防衛庁長官　「東海村にある原子力研究所、その他原子力関係施設への危険性も射爆場の返還は、もちろん結びつけて考えている。なお、最近の同射爆場への誤投下事件は遺憾である。」

（対　福井委員・塚原委員　衆・科学技術　40・4・1）

財満防衛施設庁施設部長　「水戸射爆場附近における米軍機の演習状況は、昨年一一月から今年一月頃一九日となつており、一五、六機が反復演習を行なつている。」

（対　石野委員　衆・科学技術　40・4・1）

沼尻防衛施設庁施設部長　「現在、米軍の射爆場には、水戸、芦屋、三沢の天ケ森の三カ所がある。おのおのの事故発生状況をみると、三九年において、三沢一五件、水戸六件、芦屋二件、三七、八年度においては、水戸で各二件ある。」

（対　石野委員　衆・科学技術　40・4・8）

佐藤首相　「ただいまは次善の策として、飛行方法なり投爆方法なりについて工夫させるようにしている。」

（対　三木（喜）委員　衆・科学技術　40・4・8）

○厚木基地における騒音問題

（対　原委員　衆・本会議　40・3・19）

高橋防衛政務次官　「神奈川県では、大和市及び綾瀬町の協力を得て、四〇年五月から九月まで厚木飛

行場周辺における騒音調査及び住民の意向調査を行なつた。現在、集計、整理中である。横浜防衛施設局でも一〇月に騒音調査を実施したが、これによると日米合同委員会で決められた規制措置は、米軍により遵守されていると判断される。」

（対　瀬谷委員　参・決算　39・12・23）

鈴木法務省人権擁護局長　「厚木基地の騒音による人権問題については、調査を終了したので、一〇月二八日付をもつて人権擁護局長名で防衛施設庁次長あて、次のような趣旨の通知をした。飛行場周辺及び進入路下の地域においては騒音が激しく、相当多数の住民が精神的及び日常生活上ある程度の被害を受けていることが認められる。

本件騒音は、技術的、経費上その他から容易に判定しがたい困難な条件を含んでいるが、憲法の理念とする基本的人権の尊重の観点から、放置することはできない問題である。よつて、貴庁において調査検討の上適当な措置を講ぜられたい。」

（対　瀬谷委員　参・決算　39・12・23）

島崎日本放送協会加入局次長　「基地周辺の受信料免除実施状況は、三九年九月末現在で全国一五基地で実施しており、免除者は合計一〇万二〇五人、減免額は一億八千七百万円となつている。厚木でも独自の調査を行ない、被害のひどい地域（二キロ、一キロの線に結んで得られる長方形の区域）を騒音被害地域と決定している。」

（報告　参・決算　39・12・23）

財満防衛施設庁施設部長　「昨年九月の日米合同委、航空機騒音対策分科会で、飛行方法、飛行時間、ジエットエンジン試運転作業等の規制について合意に達した。その中にサイレンサーの設置について検討することがうたわれている。」

（対　相沢委員　参・決算　39・12・23）

○横田基地周辺の集団移転

小野防衛施設庁長官　「横田基地の南側、進入表面下にある集団的住宅街をほかに移つていただくという問題については、かねてから検討して来たが、昭和四〇年以降、本格的に実施にとりかかりたいと考えいろいろ準備中である。予算等については、少くとも三分の一なり半分なりはまず手をつけられるような予算を、いま、審議願つている。来年度予算として七億五千万円の住宅移転並びにそのあと地の買収という計画を持つている。」

「この種の安全対策、若しくは騒音対策というか、進入表面下の土地に居住するということがなくなるようにに措置することについて、特に重点を置いて考えているのは、横田飛行場、厚木飛行場である。その他にもあるが、この二飛行場に関連して八〇〇戸位移転していただくことが適当と考え、その全体の計画を完了するには数十億要するわけである。私どもの希望としては、三ケ年ぐらいでやり遂げたいと考えている。」

（対　山花委員　衆・予算・第二分科　40・2・26）

○板付基地の性格

海原防衛庁防衛局長　「板付基地の性格であるが、いわゆるアメリカの申しているスタンド・バイという。いつでもそこに米軍の部隊が来て使える状態にあることを言われているとすれば、全然これは変つていない。オペレーションの状態が縮小されていることであり、維持、管理さらにはコントロール・タワーの関係は従来の状態で、ただ二、三の部隊が完全に展開しておつたときと同じような状態のものでない。具体的に言えば、実動部隊は配置されていない。しかし、いつでもそこへ実動部隊が行けば活動できるという体制にあるわけで、その体制等に応じて管理要員その他も縮小される、そういうことである。」

小野防衛施設庁長官　「現在のところ、返還という問題は表に出ていない。」

栃内運輸省航空局長　「いまの姿のままで、いわゆる空港整備法による第一種空港としての国際空港にすることは不可能ではないか、かように考える。」

（対　楢崎委員　衆・内閣　39・12・18）

○大船のＰＸ移転問題

小野防衛施設庁長官　「倉庫部門は、本年六月をめどに立川へ移転する計画で進行中であるが、管理部門は具体的な見通しがたつていない。」

（対　相沢委員　参・決算　40・2・8）

○岐阜基地（自衛隊）の拡張

小泉防衛庁長官　「岐阜基地の滑走路並びにオーバーランの延長の問題については、これは別に基地を拡張するのではなく、現在の国有基地内で十分設置できる。昭和四〇年度の計画では、五五〇米滑走路を延長し、三〇〇米のオーバーランを増設していきたい。これはＦ104をこの基地に移すということは全然考えておらず、延長の目的は、Ｆ86（等の）の飛行試験の安全のため滑走路を延ばし、実験航空隊業務の効率化のため、現在の基地内において設備の増設を行なう。また、近くの小牧飛行場が天候等の関係で使えない場合、臨時着陸場として使うため、岐阜基地を拡張整備するのである。」

（対　田口委員　衆・予算・第二分科　40・2・23）

四、米軍機による事故

○米軍機等による事故発生と事後措置

小野防衛施設庁長官　「米軍機による事故発生を認めた場合には、直ちに外務省に通報する。外務省からは各方面に報告がある。また、米軍あるいは政府として措置をとる必要あるときは、これまた外務省からの連絡となる。ただ、こうしたあとの補償事務、事故の調査等は、防衛施設庁が担当する。なお、最終的な事故の原因の究明とか、事故防止対策とかは、日米合同委員会の事故防止分科委員会でとりあげることになる。」

（対　伊藤委員　参・内閣　40・2・4）

小泉防衛庁長官　「事故に関する特別損失補償法の改正は当面考えていない。行政措置によつて個々に問題の解決に当る所存である。」

（同旨　安川外務省北米局長・対　石野委員　衆・科学技術　40・4・1）

（対　岡委員　参・本会議　40・1・28）

○米軍機事故

小野防衛施設庁長官

「昭和三七年度は一一件　人身事故はなし　補償総額　一七〇万円

昭和三八年度　一三件　死亡一、重傷四名　〃　四、六七〇万円

昭和三九年度　八件　死亡四、重傷九名

（昭和三七年度以降、人身事故に至つたのは二件である）。」（対　岡田委員　参・外務　39・9・11）

小野防衛施設庁長官　「本年一月以降の米軍機による事故を申し上げると、厚木基地所属F8Uが一月一六日座間に墜落。横須賀で三月一八日ヘリコプター一機墜落。六月一九日大磯海岸沖合いにF8C一機墜落。九月八日厚木の相模川の河原にF105墜落。それから九月八日大和市にF8C墜落、以上である。」

小野防衛施設庁長官　「先般の町田事故のあと、事故防止のため、少くとも飛行規則を完全に履行すること、あるいは飛行の経路について、なるべく市街地の上空を飛ばないようにする。あるいは飛行場周辺を飛ぶとき、ある程度の高度を維持するようなことについて、取りきめしている。」

（対　岡田委員　参・外務　39・9・11）

○狭山市における米軍機墜落事故

高橋防衛政務次官　「本事故による損害は、目下所管の東京防衛施設局及び入間川防衛施設事務所において調査中である。被害に対しては、地位協定一八条によつて早急に賠償を実施する所存である。」

（対　伊藤委員　参・内閣　40・2・4）

○大和市における米機墜落事故による補償

佐藤防衛施設庁施設調査官　「補償を受くべきものと認定されたのは三九名、そのうち館野氏一家を除いて賠償は完了している。館野氏関係では、死亡者一人当りに緊急支払いとして百万円を支払つており、また、仮住宅を建てさせた。しかし、要求額とはまだ折りあいがつかず、折衝中である。」

（対　相沢委員　参・決算　39・12・23）

五、L・S・T 問題

○LST問題

椎名外相　「LSTは日本から軍需物資を輸送している。ベトナムに対する輸送は安保条約のワク内の仕事であり、日本の船員が乗り組んでいる。」

（対　松本委員　衆・本会議　40・4・15）

椎名外相　「米軍が日本人を雇う場合、間接雇用と直接雇用の二つがある、地位協定で定めているのは間接雇用であつて、これは日本政府が雇用主となり米軍が実際に使用する。この場合、日本の国内において働らくということになつているが、船員であるので領海をたまたま外れる場合があつても、仕事の性質上やむを得ない。これに対してLSTは直接雇用であるので、一般の外国船が日本人を雇用するのと同じであつて、領海外に出ても差し支えない。」

（対　羽生委員　参・本会議　40・4・21）

椎名外相　「間接雇用の場合には、船員職業安定法の規定に基づいて求職をあつせんするのであつて、普通の職安を通じて雇い入れる。これは、雇用条件その他に関して船員が不利にならないよう身分上の保護を加えるという意味である。」

（対　曾禰委員　参・外務　40・4・27）

（同旨　安川外務省北米局長　対　曾禰委員　参・外務　40・4・27）

（同旨　安川外務省北米局長　対　川上委員　参・外務　40・5・7）

○LSTへの日本人の乗り組み

椎名外相　「自発的な意思によつて乗船を希望している限りにおいては、政府として強制的に乗り組みを中止させることはできない。しかし、将来情勢が悪化して、危険が及ぶような事態になつたときには、あらためて適当な措置をとりたい。」

（対　西村（関）委員　衆・外務　40・4・7）

安川外務省アメリカ局長　「乗員の雇用者の立場にある米軍に、第一次的な安全確保の責任がある。従来から再三米側に対して、安全確保について申し入れている。米軍として具体的にどんな措置をとつているかは、説明を受けているが、内容が軍事機密にわたるのでいえない。」

（対　石野委員　衆・外務　40・4・14）

（同旨　佐藤首相　対　羽生委員　参・本会議　40・4・21）

○LSTの雇用関係

松浦運輸大臣　「LSTの雇用関係は昭和三七年八月一日から、従来、防衛施設庁であつせんしていたものを解雇して、直接米軍に自由雇用することになつた。その員数は大体八二五人である。そのほかに、直接運輸省の関係ではないが、MSTSというのがあり、大体一七〇人位と記憶するが、それは防衛施設庁があつせんして、雇用関係が成り立つている。」

松浦運輸大臣　「船員手帳の問題については、当時八二五人という多数であるので、全部パスポートに切り換えることが困難であつた。そこでLSTの乗組員であるという証明書を米軍から出させ、それを船

員手帳に添付し、それで当分の間パスポートにかえるということを、外務省並びに防衛施設庁、運輸省入国管理庁の両者で協定してそういうことにした。本年の七月三一日から、これはパスポートに切りかえねばと作業しているうちに、一一月三日にああいう事件が起こつたのである。」

高橋法務大臣　「旅券を出すということで実はすすんでいるのだが、まだ旅券は出ていない。」

八木法務省入国管理局長　「入管としては、従来のＬＳＴ乗組員の持つている船員手帳は、これは船員法上の船員とは形の上では認めていないが、実質的には船員であるので、従来、その船員手帳の類似の文書をもつて出入国の手続をしていた。しかし、それについて疑義があつたので、昨年以来、その船員手帳の使用を中止して旅券を使うことにしている。この旅券を使うことについて、目下、ＬＳＴ乗員の雇用契約について、アメリカ側と日本側との間、ことに船員組合とアメリカ軍との間に意見の調整がついていないので、従来の船員手帳形式の書類をそのまま使つて出入国の管理をしている。」

（以上　対　戸叶委員　衆・予算　40・2・16）

亀山運輸省船員局長　「ＬＳＴに乗り組む日本人船員の雇用関係は、昭和三七年調達庁の雇用になる以前は、日本法人である米船運航ＫＫの雇用関係にあつた。米船運航ＫＫがその業務をやめて以降、調達庁の間接雇用、三七年七月三一日限り調達庁の雇用をやめて、その日以降、米軍の直接雇用になつている。」

（対　村山委員　衆・予・第一分科会　40・2・24）

○ＬＳＴ

亀山運輸省船員局長　「現在、日本人が雇用されて乗組んでいるＬＳＴは一般商船でないが、軍艦ではない。私どもは一種の公用船というふうに考えている。」

「私どもの承知している限りでは、一切武装はしていない。」

（対　村山委員　衆・予・第一分科会　40・2・24）

亀山運輸省船員局長　「乗組員は、三七年三月三一日まで米船運航ＫＫの雇用員で、船員法の適用を受けていた。同年四月一日から七月三一日までは日本政府（調達庁）の雇用する者で、船員法の適用があつた。三七年の八月一日以降において、米軍の直接雇用となつて船員法の適用がなくなり、船員手帳の受有の義務はなくなつた。しかし、入国管理上の取り扱いとしては、従来、船員手帳を義務として保有していた船員が、船員法の適用がなくなつたとしても、直ちに船員手帳の返還を命ずる規定はない。船員がＬＳＴに乗り組んでいる日本人であることの身分を出入国管理上、明らかにすることができるという判断で、暫定的に船員手帳をそのまま身分証明書として使用させていた。三九年七月から船員手帳を旅券に切りかえている。」

（対　西村（関）委員　衆・外務　40・4・7）

○ＬＳＴ乗組員が死傷した場合

安川外務省北米局長　「第一次的には雇用主との契約の内容による。危険区域に入る場合の危険手当、実際に爆撃を受けた場合の手当、事故により死傷したときの補償などが含まれよう。契約条件が適正であるかどうかは、事前に日本政府がチエックできる。条件が適正でなければ、あつせんを断わることもでき、旅券も発給しない。」

（対　岡田委員　参・外務　40・4・27）

○ＬＳＴの運航範囲

安川外務省北米局長　「運航範囲は、大体において韓国、沖縄、フイリピン、ベトナム、タイ、場合に

よつてはオーストラリア、ニュージーランド方面にも行つている模様。」

（対　石野委員　衆・外務　40・4・14）

山下外務省移住局長心得　「ＬＳＴ乗員に対する旅券は、神奈川県を通じて外務省に申請があつたので、数日中に出す予定である。行先国は、アメリカ、ベトナム、タイ、フイリピン、オーストラリア、ニュージーランド等。」

（対　岡田委員　衆・外務　40・4・14）

○ＬＳＴと地位協定

高辻法制局長官　「労務者が日本の地域から離れて、出かけて、向うの需要のための労務を提供するということは、地位協定に違反するのではないかという点であるが、ただいまの地位協定から見て、そういう危険な場所に赴いたときに、その保護をどうするかという問題はいろいろあり得ると思うが、地位協定に違反するという根拠は直ちに出て来ない。」

安川外務省北米局長　「直接雇用でも、雇用主である米軍は、日本の国内法規を守る義務を負つている。」

（対　村山委員　衆・予算・第一分科　40・2・24）

○ＭＳＴＳ（米海軍極東海上輸送司令部）の日本人乗組員

小野防衛施設庁長官　「地位協定一二条四項により、いわば簡単な言葉で申せば、在日米軍に対して労務者を提供するわけであるが、そのうち、ＭＳＴＳの貨物船等の船員というものについて、これが東南アジア方面に行くのはどうしたことか、とのお尋ねだが、大体、日本政府側で提供している労務者は、たてまえとしては、日本国内で勤務するというのが当然であるが、たまたまＭＳＴＳのような輸送部隊であれば、その任務の性質上、この船が外洋に出る、それに乗り組んでいる船員が日本の国土を離れるということのあるのは、やむを得ない、あるいは当然である、このように私どもは考えている。」

藤崎外務省条約局長　「ＭＳＴＳという部隊は、横浜に司令部を置き、横浜港を所属港とする船を動かしている部隊である。」

（対　横路委員　衆・予算・第二分科　40・2・26）

「ただ、地位協定一二条四項には、現地の労務の需要とあるから、現地はもちろん、この協定では日本のことである。一般的には地上の労務であるが、船員などの場合には、船員の仕事の性質上、日本の領域に限られることになるが、船員などの場合には、これは日本の領域に限られるというわけにまいらない。」

（対　横路委員　衆・予算・第二分科　40・2・27）

○駐留軍に雇用されている船員労務者

藤本防衛施設庁労務部長　「現在二三三名いる。二六隻の船に乗り込んで、日本の沿岸、近海に就航している。貨物船、タンカー、引き船、飛行機救難艇、消火艇等の種類がある。貨物船は、主として日本近海で軍の補給物資の輸送に従事している。横浜にある米海軍海上輸送隊（ＭＳＴＳ）の船八隻には一四四名が乗つており、うち三隻が昨年三回程度サイゴンに行つた。」

（対　勝沢委員　衆・決算　40・4・13）

昭和四十一年十二月

第四十九回（臨時）
第五十回（臨時）
第五十一回（通常）

国会における

防衛論議

参議院内閣委員会調査室

防衛論議正誤表

頁	行	誤	正
17	終	前。事協議	事前。協議
21	7	（同旨	（同趣旨
26	13	参外務	衆外務
27	2	フレッシャー	スレッシャー
33	9	衆・内容。	衆・内閣。
〃	終	衆・内委。	衆・内閣。
38	13	信用する	使用する
63	3	連習機	練習機
66	13	安川外務省北米局長	松野防衛庁長官
89	13	鑑長等	艦長等
90	3	鑑長クラス	艦長クラス
〃	〃	鑑隊	艦隊
94	5	鑑長クラス	艦長クラス
〃	終りより2	報償費	報償費
98	〃	岐阜航空実験隊	岐阜航空実験隊

まえがき

「防衛論議」第三集として第四十八回継続、第四十九回、第五十回、第五十一回国会衆、参両院における本会議並びに内閣、外務、予算、決算、科学技術等の各委員会での防衛に関する論議のうち、主要と思われる政府側の答弁要旨を各事項別に収録した。

この期間にはB52の沖縄よりの出撃問題、日韓条約締結をはじめとして、安保条約の改定、沖縄派兵、国連協力、第三次防、基地対策等々防衛に関する論議も広汎、多岐に亘った。

頁	行	誤	正
102	8	潜水鑑。	潜水艦。
123	7	持。性	特。性
126	2	指導要綱。	指導要綱。
129	13	。大。田大泉飛行場	。太。田大泉飛行場
129	終	大。田大泉	〃
130	3	〃	太。田大泉

目次

第一、国際情勢（軍事情勢）
一、各国の軍事力 …… 1
二、中共の核開発 …… 2
三、ベトナム紛争 …… 5
四、日韓関係 …… 7
第二、憲法第九条 …… 12
第三、日米安保体制 …… 17
一、日米安保条約 …… 20
二、事前協議 …… 23
三、B52及びC130の問題 …… 24
四、安保体制と戦略 …… 25
五、有事駐留 …… 26
六、在日米軍 …… 34
七、原子力潜水艦・原子力空母寄港問題 …… 40
第四、外交防衛政策関係
一、核兵器拡散防止と核軍縮
二、「核のカサ」

三、国連協力法案問題（海外派兵）……42
四、沖縄派兵……47
五、防衛政策……51
六、国防会議……55
七、防衛庁省昇格問題……56
第五、第三次防衛力整備計画……58
一、第二次防衛力整備計画の達成状況……58
二、第三次防衛力整備計画の始期……60
三、昭和四一年度予算と第三次防衛力整備計画との関係……61
四、第三次防衛力整備計画の概要……63
五、第三次防衛力整備計画の基本的考え方……71
六、第三次防衛力整備計画における個々の装備品……78
第六、防衛庁（自衛隊）関係……80
一、全般……83
二、自衛隊の行動……87
三、定員関係……88
四、服務・給与……93
五、教育・訓練……96
六、予算・装備……99
七、部隊関係……101
八、研究開発・防衛産業……105
九、雑……108
第七、防衛施設庁関係……109
一、地位協定……110
二、自衛隊施設及び駐留軍施設……112
三、国連軍（在日）……119
四、特需……127
五、基地問題（全般）……
六、防衛施設周辺の整備に関する法律案……
七、個々の基地問題……

一、各国の軍事力

○アメリカの核兵器保有状況

島田防衛庁防衛局長　「これはもちろん高度の秘密事項であるので、明確なことを承知していないが、いろいろな資料から推定すると、核兵器としては数万発、ＴＮＴ火薬に換算して約九〇〇億トンといわれている。その中で戦略兵器として考えられておるもの、ＩＣＢＭについては、タイタンが五四基、ミニットマンが八〇〇基、ポラリス・ミサイルが現在三四隻就役しているといわれているので、基数にして一四四基程度、戦略爆撃機としては、Ｂ52を中心として約九三〇機程度を保有しているようである。」

（対　岡委員　衆・外務　41・3・18）

○各国の軍備

松野防衛庁長官　「一応推定される資料では、中共、陸軍が一四五ヵ師団二二五万、海軍が艦艇約九〇〇隻二〇万トン、空軍約二、三〇〇機、極東ソ連、陸軍一七ヵ師団約二七万人、海軍八〇〇隻、空軍約二千機、北鮮、陸軍約一五ヵ師団三二万五千、海軍約一四〇隻、空軍約五〇〇機、フィリピン、陸軍約二万五千、海軍六七隻、空軍約二〇〇機、中国ー台湾、陸軍四〇万、海軍二一〇隻、空軍五、六百機、こういうところである。」

（対　鈴木委員　参・予算　41・3・25）

二、中共の核開発

○中共の核開発

椎名外相　「中共の今後の核開発の速度を把握することはなかなか容易な問題でない。運搬手段に関しては、現に中共は小型爆撃機イリューシン28を約三〇〇機保有しているとみられる。中共のミサイル開発能力についてもこれを的確に把握することはきわめて困難であるが、一部には中距離ミサイルＭＲＢＭの配置が数年後に可能であろうと見る向きがある現状である。」

松野防衛庁長官　「核爆弾は、私は相当な性能があると思う。ただ、それを運んで爆撃する能力があるか、そこまではまだ私は整備できていないと思う。」（対　永末委員　衆・予算　41・2・19）

松野防衛庁長官　「早ければ三年おそい方でも五年のうちには核装備されるというのが、いままで、諸外国で言われている証言の内容である。」（対　北村委員　参・予算　41・3・7）

安川外務省北米局長　「昨年一二月パリで行なわれたＮＡＴＯの閣僚会議の席上でマクナマラ長官が説明した資料によると、まず第一に、中共は今後二年間にわたって実験を継続して、小規模であるけれども効果的な核兵器の貯蔵を開始するに充分な核分裂物質を所有する可能性がある。それから、次に中共はＩＲＢＭ中距離誘導弾の開発に努力している。これは一九六七年にはたぶん使用可能となり、一九六八年から九年には若干の発射台、さらには一九七六年には数ダースの発射台を展開させることができると推定されるとのべている。そ

れからＩＣＢＭ、いわゆる長距離誘導弾についても、建設計画に着手した節がある。そして一〇年、あるいは一五年後には実用段階に入るかも知れない。」（対　木村委員　参・予算　41・3・22）

島田防衛庁防衛局長　「過去二回中共は核実験をしており、その状況からして技術的にも能力的にもかなり高い評価をされている。基剤としてはウラン235を使うことも出来るし、プルトニウム239を使うこともできる。これが実際に核装備として核兵器として装備されるというまでには、なおやはり相当の実験改良を重ねなければならぬというふうに見られている。近い将来には爆撃機に搭載する核爆弾、ＭＲＢＭに搭載する核弾頭を開発するということがいわれているが、これがいつの時点かということについては明確な資料を持っていない。昨年一二月一五日のＮＡＴＯ理事会でのマクナマラ国防長官の報告その他の資料を綜合すると、ＭＲＢＭという中距離誘導弾の展開は二、三年後には可能になるのではないかと見ている。」（対　岡委員　衆・外務　41・3・18）

○中共の核開発の脅威

松野防衛庁長官　「核開発、核兵器というものを各国で持つということは、あるいはこれの開発を進めるということは、世界中の人類にとって必ずしも好ましいことではなく、したがって、核拡散防止ということが叫ばれている。そういうときに、新たに一カ国、ことにアジアにおける一カ国が核開発に着手することについては、これは、大きな影響と脅威を持つと思う。」（対　楢崎委員　衆・内閣　41・6・24）

椎名外相　「核攻撃の能力を保有するということによって、政治的あるいは戦略的な圧力を感ぜざるを得ないと、こういうところが近隣に与える影響である。」

松野防衛庁長官　「核攻撃を受けないような外交上及び国際的な立場をとることも必要であろう、しかしそれと同時に、実際に現実に核攻撃を受けないようにその対策を立てる。この二つの面が外交、防衛上の二面になると思う。私の担当する防衛面では、核攻撃を受けないようにするということが、今日の防衛の焦点になると思う。」

松野防衛庁長官　「兵器の開発がすすみ、ミサイルが日本に到達しないうちにミサイルを防禦する兵器が発達するなら、これは一つの防禦兵器であり、日本の防衛にミサイル攻撃をみづから防ぐ力を持つことだと思う。もう一つは、通常弾頭においてミサイルを防禦しえるという開発が世界において行なわれている。これが完成するなら、日本の防空ミサイル兵器として装備され得る問題だと思う。もう一つは、やはり力によって、抑止力によって、これを心理的に現実的に防禦する。これが二つの防禦政策ではないかと思う。」

佐藤首相　「ただいま、中共が核兵器を持つとか、具体化しておらないとか、こういうことがあっても、ただいまのような新しい防禦兵器が発見されるとか、具体化しておらない今日において、日本の安全は在来の考え方でその戦争抑止力にたよる、こういうことが安全確保の方法ではないか、かように考えている。」

（対　向井委員　参・予算　41・3・16）

○中共の核武装と日本

椎名外相　「アメリカの核攻撃に対する抑止力というものはきわめて強大であって、この前には中共の核開発もきわめて限られた効果しかあげ得ないと考えている。このために新しい措置をとる必要はない。あくまで日米安保体制を堅持するということでこれに対応していきたい。」

椎名外務大臣　「そうは申しても、中共の核開発の段階がだんだん進んでいくということは、わが国の防衛というものに対する一つの新しい要因であるということだけは申し上げていい。」

松野防衛庁長官　「中共の核装備核兵器の開発は、アジアにおいていままで前例のないところである。アジアのみならず世界において非常な脅威とされている。まして身近なアジアにおけるその脅威は倍加するであろう。私は直ちに今日の問題で核戦争が起こるという感じは直接は持たない。しかし物心両面における脅威というものは、やはりこれは去らない。その意味においてその担当する防衛というのは、その物心の、ある意味においては物に対する対策を立てるということは当然ではなかろうか。それが第三次防における装備計画に私は反映すると思う。」

（対　黒柳委員　参・予算　41・3・26）

三、ベトナム紛争

○ベトナム紛争の性格

椎名外相　「いわゆる国際法における戦争状態というものではないと考えておる。」

藤崎外務省条約局長　「北ベトナムから武装した者を隠密に忍び込ませる、いわゆる浸透という形で南ベトナムに対して侵略が行なわれており、それに対して、南ベトナムとしては自衛権を行使している。それで南ベトナムだけではこれに対応しきれないのでアメリカの援助を求めた、アメリカはこの南ベトナムの自衛権の行使を助けている。それでその浸透に対抗するのに必要な手段として、南ベトナムの領域だけでは十分に浸透に対処しきれないので、これを封ずるためには、そのルートに使われているところだとかを爆撃する必要がある。つまり自衛権の行使の必要上そういうことをやっている。これが南ベトナム側の立場である。」

（対　森委員　参・予算・第二分科　41・3・29）

（対　北村委員　参・予算　41・3・7）

○ベトナムにおける米軍の行動

藤崎外務省条約局長　「自衛権というものは緊急の場合に行使されるわけであって、従って国際連合で何かの判定をする前に、やむを得ず各国が実力を行使するというのが自衛権の行使である。しかし自衛権を行使したら、すぐ国際連合に、その安全保障理事会にそのことを報告しなければならないということは第五一条に書いてあって、アメリカはこの規定に基づいて、トンキン湾事件の直後に、安全保障理事会に報告したわけである。安全保障理事会がこの問題をとり上げようとしたところ、北ベトナム側が安保理事会の招請に応じなかったために、安保理事会はこの問題を正式にとり上げて、アメリカ或いは南ベトナムの行動が正しいかどうか、両方の言い分を聞いて判定を下すに至らなかった。」

藤崎外務省条約局長　「現在、南ベトナムにおいてアメリカがやっていることは集団的自衛権の行使ということになると思う。」

椎名外相　「手続上、南ベトナムは国連に加盟しておらないが、とにかく憲章第五一条の精神に照らしてアメリカは行動していると、こう解釈している。」

椎名外相　「厳密な五一条の適用はできないことになるから、理事会に報告して云々というような規定も全面的に適用することはできないということは、これはやむを得ないと思う。」

（対　石橋委員　衆・予算　40・8・6）

○北爆の性格

椎名外相　「これは北越が人員と物資を浸透させてそうして国内において破壊活動をやり、南ベトナム政府の政治的独立というものを阻止している、こういう事実に基づいて、南ベトナムの政治的独立と自由を守るために、やむを得ず北爆をしているものと、かように政府としては考えておる。」

○ベトナム紛争開始以来の死傷者数

小川外務省アジア局長　「各種の発表によると、南ベトナムの死者が現在約七千名程度と思われる。またベトコンのほうの死者は二万七千ないし八千アメリカ軍の死者は最近までに二千百余名である。」

（対　北村委員　参・予算　41・3・7）

四、日韓関係

○日韓条約の性格

佐藤首相　「今回の条約は、軍事性をもつものだ。かような質問だが、これは私は所信表明でもはっきり申し上げたが、（「本条約が軍事同盟に発展するおそれがあるとの一部の議論は何ら根拠なく故意に国民の不安をかり立てる、常識では理解できない説で、わが国の憲法の精神から考えて断じてあり得ないことである」）今回の交渉に際しても、軍事的な関係で意見が交換されたことは一度もない、このことははっきり申し上げる。」

（対　北村委員　衆・予算　41・3・7）

○日韓基本条約　第四条に規定する「国連憲章の原則」

椎名外相　「基本条約第四条は、両国が相互の関係において国連憲章の原則を指針として、また両国が相互の福祉及び共通の利益の増進のために協力することに言及しているが、これは広く両国間の経済、社会または文化の各分野における協力を考えているもので、軍事面における協力ということは全然考えてい

（対　山本議員　衆・本会議　40・10・15）

ない。　また同条(b)項にいう「国連憲章の原則」については憲章第二条の原則のことを意味しているので、第五一条の個別的または集団的自衛権というようなものに関する規定のごときは、この原則に含まれていないというのが従来の憲章解釈上ほとんど常例になっている。」

（対　杉原議員　参・本会議　40・10・16）

藤崎外務省条約局長　「国連憲章の原則と申す場合は憲章第二条の原則であることは疑いない。なお日韓条約の前文および本文に国連憲章の原則に適合して云々という字句を入れたことにより、日本がアチソン交換公文なり、国連軍協定によって朝鮮動乱の関係で負っている、義務以上の法律上の義務を負ったことには全然ならない。」

（対　岡田委員　参・日　韓　40・11・27）

○バッジシステムと韓国台湾との関係

松野防衛庁長官　「バッジシステムは、すでに計画を決定してから五年ばかりたっている。四一年完成が一年おくれて四二年度完成の予定である。さてそれが完成したあとでどうなるか、防空体制というのは自国を中心に防空網というものを張るべきである。領海、領空だけでは機能を達成できない。どの国も広範囲な防空体制というものが公海公空まで当然達しなければならないというだけであって、日本海など日韓両方の防空体制が網の目のようになるということはある。ただし、日韓とか、あるいは台湾とかそういうものを中心にこのバッジ制度を考えたわけではない。あくまで日本の領空領海を守るためのバッジシステムである。」

（対　伊藤委員　参・日　韓　40・12・3）

○韓国からの留学、受託教育

「防衛大学校に対し、韓国人の留学或いは受託教育の事実はない。」

（対　岩間委員　参・日韓　40・12・3）

第二一　憲法第九条

○憲法第九条の解釈

高辻法制局長官　「一応私どもが考えて参った見解、これは岸内閣当時申し上げたことと変りないが、現行憲法の解釈としては、他国から武力攻撃を加えられた場合における自国防衛の正当の目的と限度にとどまらない限りは、到底九条一項が許すとはいえないというところから発しているわけで、わが国の保有する兵器についても、それが核兵器であろうと、なかろうと、それはいま申した基準に照して判断しなければならぬというのが基本の考え方である。即ち一国防衛の正当の目的と限度をこえるものは、わが憲法がその保持を禁止するものと考えるべきである。ところで原子爆弾のような核兵器、そういうものはその一般的な性情から申して、わが憲法がその保持を許さない部類に属するものであろうことは明らかである。しかし同時にまた、もしかりに核兵器にいま申したような目的と限度をこえることのないものが、まあ科学技術の発達か何かにより出てくる。これは仮定の論で恐縮であるが、理屈の問題として、そういうことであれば、それは純粋に理論的な問題としては、その保有は違憲とされることはないと思うということになるわけである。」

佐藤首相　「法制局長官がここで発言したことは、いわゆる佐藤内閣の統一見解と、こういう意味の閣議決定はしていないから、そういう形は困るかも知れないが、総理大臣自身聞きとり、これを訂正する、

あるいはつけ加える、そういうことは何もない。」

（対　伊藤委員　参・日韓　40・12・3）

○憲法第九条と核兵器持ち込み

高辻法制局長官　「憲法九条のアメリカ駐留軍に対する関係如何ということについては、例の砂川判決もその点にふれた最高裁の判断が出ている。私どもも最高裁の考え方と同じであって、憲法九条の禁止しているのは、日本国、日本国民の管理、支配する力そのものについて規定している。それ以外の力については、これは政治上どう判断すべきかという問題はあるが、憲法九条が直接規定しているところではないというのが考え方である。むろん、日本の国権の範囲内における問題であるから、日本国はアメリカの装備について、たとえば、核兵器の持ち込みについては、一定の制約を付するようなことはできるが、それは憲法九条から直ちにそうであるという必要はない。」

（対　稲葉委員　参・予算　41・2・21）

○憲法第九条の自衛権と国連憲章での自衛権

藤崎外務省条約局長　「日本も国際法上は国連憲章が認めている自衛権つまり個別的または集団的自衛権を持っている。国連加盟国だから。ただ日本国憲法では、日本自身が攻撃された場合でなければ、武力を行使しないという自制をしている。国際法上の権利としては国連憲章の権利をそのまま持っている。」

（対　石橋委員　衆・予算　40・8・6）

○国連の強制措置（憲章第四二条）と憲法第九条

高辻法制局長官　「憲法九条には戦争の放棄と並んで武力の行使、兵力の使用を放棄することも規定している。やはり我々は神経質にならざるを得ないし、したがって戦争でなければ、法律上の概念として戦争

でなければ何んでもよろしいというのも一つの考え方だと思うが、そういう考えはとらない。」

藤崎外務省条約局長　「国際連合が軍事的な強制措置をとった場合、国際法上の戦争として取扱われたことはない。国連憲章には御存じのように、戦争とか中立とか観念がなく、平和を破壊するもの、侵略者、それに対する強制措置という立場で貫かれている。」

藤崎外務省条約局長　「憲章四二条が発動された場合には国連の行動であって、それぞれ加盟国の名におけるの軍事行為ではないから、各国が交戦権を行使しておると観念すべきでない。」

高辻法制局長官　「国連憲章四二条は国連の空軍、海軍、陸軍の行動を安全保障理事会がとることができるという規定であり、その兵力の提供は特別取りきめになっておるが、そういう協定は一つも結ばれてなくて、四二条が発動するという現在の状況ではない。そうではあるが、もしかりに出来た場合に憲法との関係如何というのが御質問であろう。憲法の前文よりみて、もしも将来全国民の平和のうちに生存する権利を保障する国際団体というものができて、その国際団体がその社会内における平和に対する破壊を回復するために兵力を行使するというような場合には、これに兵力を提供することが必ずしも憲法九条に違反するというに当らない、このことはかねがね申しておるところである。」

（対　稲葉委員　参・予算　41・3・10）

○憲法第九条の改正

佐藤首相　「私の気持を率直に表現すると、私はとにかく九条のきめている平和主義のその精神は貫く、そこでそれなら九条のことばどおりか、こういうお尋ねがあったので、こういうことは国民の決めることだろうが、私は必ずしも言葉通りでなければならないと、かようには私は思わないということである。また、その改正するということを示唆したわけでもなければ、意図したわけでもない。そのことば通り守る

というようにくぎづけにもされたくない、そこはもう少しゆとりのある考え方である。」

佐藤首相　「（憲法九条の制約のために不便を感じているのかの質問に対して）私どもは別に不便を感じていないことをはっきり申し上げる。」（対　岡田並びに亀田委員　参・日韓　40・11・26）

○憲法改正

佐藤首相　「自由民主党の政綱、これに掲げている憲法に対する態度、これは御存知の通り。私も自民党の党員であるから、この綱領には私も忠実である。そういう意味からしばしば尋ねられるのだが、憲法を改正するか、しないかということである。私はただいますぐ改正する、かように考えておらないから、しばしばそのことも申し上げたのである。しかし一番大事なことは、憲法の規定しているその平和主義、そのことは、私はどんな機会があっても変えない考え方である。」（対　山花委員　衆・予算　40・12・22）

第三　日米安保体制

一、日米安保条約

○安保条約と一九七〇年

佐藤首相　「今日、締結の当時から、国際情勢は変わってきた。また流動的でもある。軍事力もよほど進んで来ている。片一方で軍縮会議等は行なわれている。そういう際のわが国の安全を考えてみると、この十年たったその時において、情勢が非常に変って、この種の条約は必要でないというような結論にはならないと私は思う。そういう事態はほんとうに望ましいことだが、ただいまの状況から見ると、今後この四、五年間においてこの条約が必要でない、こういう状態は現出しないのではないか、さように思う。この日米安保条約がそういう意味で存続せざるを得ないような状況にあるだろうと思うが、同時に一国の安全を確保する場合の防衛体制というか、こういうものは長期の計画の上に乗らなければならぬ。安保条約の条文では期間が満了した後に、それぞれの国がもう不要だということの申し出をしない限り続くと、かように申しているが、これは一年一年のことだろうと思うので、いま申した防衛計画の長期性というかそういうものはどうしてもこの期間が満了した際に、もう一度考えて適当に処理しなければならぬ。満期になったときに重ねて締結する必要ありやなしやとの端的なお尋ねであるが、私は、もちろんまだ先のことであるから、いろいろ研究はするが、今日、どうだと言われると、情勢の変化がない限り、防衛の長期性というものを考えて、私どもは日米安保条約の存続について考うべきではないかと思う。」（対　西田委員　参・予算　41・3・8）

佐藤首相　「まだ期限が来ておるわけではないが、期限が来た後に一年ごとに延ばすか、あるいはそのときに十年、あるいは二十年にするか、そういうことを考えればいいわけだが、ただいま私どもの考え方として描いているものは、いわゆる防衛計画というものは長期でなければならぬ。ただ一年ごとに云々というようなことは適当ではないのだ、かように思っている。」（同趣旨　対　西村委員　衆・予算　41・2・5）

椎名外相　「安保条約は一九七〇年以降は日米いずれかが条約終了の意向を表明しない限り、条約は無限に効力を存続するということになっている。一九七〇年においても国際情勢に基本的な変化がない限り（対　多田委員　参・予算　41・3・9）

は、現在の日米安保体制は維持されることが望ましいと考えられている。日米安保体制を維持する以上、それができる限り安定した基礎に立つことが望ましいことは申すまでもない。そのために具体的にいかなる措置をとることが最も適切であるかということについては、まだ、四、五年の余裕があるのだから、十分に検討してこれに対処したいと考えている。」

（対　楢崎議員　衆・本会議　41・4・21）

○安保条約実施の状況

椎名外相　「安保条約が過去五年においてどういうふうに発動されたかについては、安保条約が発動されたということは非常に少ない。随時協議というようなことは行なわれておるが、事前協議というような事態もなければ、きわめて具体的にこれが施行されたという事例は少ない。少ないが、しかしそれでは無用の規定であるかというと絶対にそうではなくて、いわゆる安保条約というものが存在することによって、それが発動しなくとも無言のうちに、相当の効果をおさめているということは（いわゆる戦争抑止の力を持っているとも）いえるわけで、日本国民が全く国の安全という点に対し、何らの危惧を抱かないで、ひたすら経済の復興その他に専心することが出来た、そしてここまで国力を回復することができたということは、私は一つにかかってとはいわないが、きわめて重要な基礎をなしているものと認めざるを得ないと思う。」

（対　西田委員　参・予算　41・3・8）

○安保条約は戦争抑止力である

佐藤首相　「昨年私がアメリカに行き、ジョンソン大統領と話し合って、そのときの共同声明が出て、いわゆる日米安保条約では、アメリカが外部からの攻撃を受けた場合に日本を防衛する、それをはっきり声明しておるわけである。それでこの攻撃は、通常兵器であろうと核兵器であろうと、どういうものであろうと、とにかく、外部からの攻撃に対して日本を守る、こういうことを言ってくれておる。これが私の言う戦争抑止力だとかように申しているのである。」

（対　向井委員　参・予算　41・3・16）

○マクナマラ米国防長官の証言（於上下両院原子力委員会、一九六六・三・七）に関連して

椎名外相　「私は日本を中心にして考えてきておるのだが、日本の場合においては常に日米安保条約があり、日本としてはもうすでにこれに対する安全保障の道は確立されている。ただ核攻撃に対して、何ら保障されていない、近隣諸国に対してのマクナマラ長官のいまの御指摘の証言、これはわれわれとして、さもありなんと考えている。」

椎名外相　「日本にとっては、これ以上新しい措置をとる必要はない。」

（参考）証言内容

「中国に隣接する国に対しては、核兵器の保有を断念した場合には、その安全を守るため、なんらかの保障をしてやる必要があり、時間がたつにつれその必要性は増大するであろう。これらの保障は究極的には国連もしくはその他多角的国家集団が与えられるべきであろう。」（朝日新聞　四一、三、八　の報道より）

（対　向井委員　参・予算　41・3・16）

○安保条約のようなものはなくて済むものならなくていいか

佐藤首相　「私はむしろ一国の安全確保はみずからの手でやる。これが本来あるべき姿だとかように確信している。日本の憲法のもとにおいての防衛というか、そういうものもみづからの力でその防衛に任ずる、しかもその国の安全を確保すると、こういうことでありたい。しかし、ただいまの戦後の状態では、日本自身の力で、日本の安全を確保するというのに不十分を感じている。その意味では、私は日米安全保

障条約というものはない方がいいのだ。みずからの力でこの国を守る、こういうことであってほしい、かように思っている。」

（対　亀田委員　参・予算　41・3・10）

○安保条約第三条の意味

松野防衛庁長官　「安保条約の第三条は自助、相互ということであるから、みずから、おたがいにという言葉である。その内容は、武力攻撃に対する抵抗力をもつこと、それを維持発展させることである。この趣旨であって、義務的なものではないと私は思う。義務的ではないが、自助のほうで、みずから助けるという意味で私は自衛隊を成長させ、防衛力を充実するつもりでいる。」

○安保条約第六条の意味

藤崎外務省条約局長　「第六条の趣旨は一つ一つの艦船が出たり入ったりするのが一々日本の安全に寄与するか、極東の平和安全に寄与するかということを見きわめないと許されない、そういう趣旨ではないので、そういう施設、区域を使用することを許されるのはこういう趣旨であるからということを、目的をうたっておるにすぎないのである。」

（対　岩間委員　参・予算・第二分科　41・3・31）

○安保条約第六条の規定は有事駐留を含むと解釈していいか

松野防衛庁長官　「今日の安保条約は、常時駐留ということを原則にしている。その原則は解釈によって御趣旨のような解釈も不可能でないという議論もある。常時駐留が原則の安保条約は常時駐留であるべきだという議論もある。これはいろいろ研究しているので、御趣旨のことは全然不可能だという結論を政

府はまだ出したわけでない。条約の解釈の問題としては一つの問題点であることは承知している。」

（対　受田委員　衆・内閣　41・6・24）

○極東の範囲

椎名外相　「安保条約にいう極東とは、日米両国が共通の関心を有する地域で大体においてフィリピン以北並びに日本及びその周辺の地域である。この区域の安全が、その周辺の地域に起った事態のために脅威されるという場合、こういう場合は米軍の行動範囲は必ずしも前記の区域、すなわち、フィリピン以北の区域に局限されない。こういう趣旨の統一見解が出ている。であるから、ベトナムは極東の地域というものには入らないが、その周辺の地域であって、そこに起こった事態のために極東が脅威をうける、こういう場合には米軍の行動は必ずしも極東の区域に限定される必要はない。」

（対　鈴木委員　参・予算　41・3・25）

二、事前協議

○一時的な緊急避難は事前協議の対象となるか

椎名外相　「事前協議の場合は配置の変更ということが要点になっている。配置の変更というのは一時的な緊急避難と違って移動したところに常時配置されてそこを根拠地とする、こういう意味なので一時的な緊急避難はいわゆる配置ではない。」

安川外務省北米局長　「交換公文にある事前協議は「日本国から行なわれる戦斗作戦行動」となっているから、これはあくまで日本から出撃する前の前事協議というわけである。単に爆弾を積んで入ってきた

というだけで、直ちに日本から戦斗作戦行動が行なわれるということにはならないので、あくまでも日本の基地に一たん来て、そして出撃する前に事前協議が行なわれるというわけである。」

椎名外相　「たとえそれが装備しておろうとおるまいと、一時的な緊急避難であれば、それは事前協議の対象にはならない。それが今度は日本の基地を進発して直接進撃行動に出るという場合には、事前協議の対象になるけれども、来る場合に、それが一時的な避難行為であるという限りにおいては事前協議の対象にならないと明確に申し上げておく。」

（対　辻原委員　衆・予算　40・8・4）

○戦争作戦行動を終えて日本に飛来した場合はどうか

安川外務省北米局長　「問題は事前協議の対象になる場合は、日本国から行なわれる戦斗作戦行動である。であるから、事前協議の対象になるかどうかはあくまで日本国から行なわれる戦斗作戦行動であるかどうかである。よその基地から戦斗作戦行動を行ない、それが終了したものが日本に飛来するという場合には事前協議の対象にならない。」

（対　石橋委員　衆・予算　40・8・6）

○爆撃に行った帰りに不時着した場合はどうか

松野防衛庁長官　「それは戦斗基地として使用するかしないかという判断によってこれを決めるべきである。したがって不時着の状況なら別に事前協議の対象にはならない、ことに一機や二機、要するに飛行機の数が重要な編隊であるということがなければ、事前協議の対象にならない。したがってそれを認めるないは、条約の範囲内だから議論にはならないと思う。」

（対　横川委員　参・決算　40・8・30）

松永外務省条約課長　「B52が爆撃に行った帰りに不時着して日本に立ち寄る場合事前協議の対象になるかとの質問だが、日本国から行なわれる戦斗作戦行動でないから事前協議の対象とならない。」

（対　横川委員　参・決算　40・8・31）

松永外務省条約課長　「継続的にかつ計画的にそれが行なわれるというような状態が、はたしてそれが現実的に起りえるかどうか私どもわからないが、それは日本国からB52なり飛行隊が出てゆくときの形の問題あるいはその計画の問題は検討しなければならないだろうと思う。しかし一般論として申すなら、グアムから発進して爆撃する、そしてその帰りに帰投する場合には日本の施設区域に立寄るということがあっても、それは事前協議の対象にならないと考える。」

（対　横川委員　参・決算　40・8・31）

○一時的使用を反復した場合はどうか

椎名外相　「ガソリンの積載量等から見て、まっすぐグアム島に帰るよりも、まず日本に寄って帰るだけのガソリンを積んでグアム島に帰るというようなこともいま御指摘の場合（グアム島からベトナムの爆撃するために発進する、爆撃が完了した、日本の基地に寄る、そしてグアムに帰る、こういうことを繰り返しても、これは一時使用だからかまわぬといえるのか）は考えられる。はたしてそれが基地から直接作戦行動を起こしたというような重要なことに一体なるのか、それを反復して繰り返してやるという場合にそういうことになるかどうか、これは仮定の問題であって、具体的にとにかくやはり作戦行動の重要な部分であるというような実際上の解釈が成り立てば、これは看過するわけにもいかないとも思うが、いずれにしても仮定の問題であるから、はっきりしたことは申し上げえない。」

（対　石橋委員　衆・予算　40・8・6）

○事前協議の対象となる核兵器

安川外務省北米局長　「もし一時的な使用であっても、核装備をしているときには当然事前協議の対象になる。しかし核弾頭というものと核弾頭の運搬兵器というものを区別して考えているから、運搬兵器だけが入ったからといって、直ちに核兵器の持ち込みとは見ていない。」

安川外務省北米局長　「その運搬兵器というものがもっぱら本来的に核弾頭しか使えないものであれば、そのもの自体が核兵器になるけれども、B52全体として考えた場合、かりに核専用のミサイルというものを搭載していても、B52全体としてこれがもっぱら核攻撃のためにのみ使われるものでない限りは、そのもの自体を核兵器と断ずるわけにはいかない。」

（対　石橋委員　衆・予算　40・8・6）

○事前協議に対する国内の連絡機構

安川外務省北米局長　「事前協議の場合の連絡系統というか、そういうものは別にとりきめはない。むしろ政府としてはあまりきつい取りきめをつくるより、その事情に応じて一番すみやかな方法により連絡するということのほうが実情に適すると考えている。」

椎名外相　「あまりそういう形を整えるということになると、その形に合致しないとなかなか手間をとる。こういうことになるので、いま北米局長が答えた方法でいいのではないかと考えている。」

（対　永末委員　衆・予算　40・8・6）

三、B52及びC130の問題

○B52板付への飛来通告及び沖縄よりの出撃

佐藤首相　「B52の問題については私も非常に当惑している。もちろん沖縄は私どもが施政権を米国に与えているのであるから、とやかく言えないはずであるが、ただいまの国民感情から申してB52、それが台風の退避に来たとかように言われて、しかもそれがベトナムに出かけたということについてどうも割り切れないものがある。しかしながら、これは日米両国の友好関係等よりみて、十二分にこの間の国民感情をつたえることにより、私は立派に解決が出来、また今後は重ねてこのような事態を引き起こさないで済むのではないか、かような期待を持っている。」

（対　佐々木議員　衆・本会議　40・8・2）

安川外務省北米局長　「板付に来るという通告があったわけではない。来るかもしれないということである。そしてその目的は台風の避難であるということ、板付に来てもその間何らの作戦任務に従事しないということ、台風の危険が去れば直ちにグアムに帰る、こういう内容である。機数についても約二五機程度ということを同時に知らせて来た。これは必ず来るという通告ではない。そしてその夜おそくなり、来なくなったという通告があった。」

（同旨　対　伊藤議員　参・本会議　40・8・3）

椎名外相　「これは、私は電話でその通報を受けたが、これに対して、本来こちらでイエスとかノーとかいうべき筋合いのものではない。作戦上これを使うということではない、一時的な緊急避難であるということであれば、これはもうそのとおりでよろしいという私は了解を与えたわけである。」

安川外務省北米局長　「沖縄から爆撃に出撃したという事実については二九日の午前七時半頃であったと記憶するが、アメリカ大使館から連絡を受け約一時間後に南ベトナムを爆撃したという発表があるはずということを事前に連絡して来た。その後実際に発表が行なわれないので、再三大使館に照会したが、大使館でも事情不明のままその日の夕刻、サイゴンの現地の発表で爆撃が行なわれたという事実を知った。」

椎名外相　「（今後沖縄から一切そういうことはやってくれるな）というようなことはたてまえ上言えない。とにかく板付に台風のために緊急避難するというのが板付に来なくなった、今度は沖縄に行くようになった。そしたところが今度沖縄から北越に爆撃が始まった。こういうように二転三転したので、何だか、非常に不安な割り切れぬ気持を持ったことは大多数の人の偽らざる心情であったと思う。そういうことを考慮してもし出かけない前ならこの際は思いとどまってもらえまいかということを相談的に持ちかけた。将来にわたって沖縄から出撃するということは相ならぬ、こういうことは遺憾ながら今日施政権を向こうに渡してある状況においては言えない問題である。」（対　永末委員　衆・予算　40・8・6）

松永外務省条約課長　「台風を待避するために日本に立ち寄る予定であると通告して来たのは、事前協議の交換公文によって行なわれたものでない。単なる通告であると申すとおかしいが、連絡である。」（対　横川委員　参・決算　40・8・31）

○B52の性能

島田防衛庁防衛局長　「戦略空軍の主体はB52であることは間違いない。B52の性能を申しあげると、B52の中のB52Bの方は、スピードは高度約六千メートルにおいて約千キロ、航続距離が約一万二千キロ、それから主要兵器としては二〇ミリの機関砲四門のほかに爆弾を搭載する。最近の一番新しいB52Hについては、スピードはちょっと上って、二〇キロほど早くなっておるし、航続距離が約二万キロである。主要兵器は二〇ミリの機関砲のほかハウンドドックという核ミサイルを搭載する装置を持っている。」

島田防衛庁防衛局長　「現在グアム島に配置されている第三航空師団に配属されているB52の型はB52Bである。ハウンドドックはB52HだけでなくGから積んでいる。通常の使用方法としては核ミサイルの発射飛行機ではないかと考える。」（対　石橋委員　衆・予算　40・8・6）

○B52は過去日本に来たことはあるか

松長防衛庁長官　「いままでにB52が編隊で来たことはないが、単機あるいは数機で飛来したことはある。」（対　永末委員　衆・予算　40・8・6）

○C130の台風避難

安川外務省北米局長　「C130が台風避難で板付にくるということは、前日の夜おそく連絡を受けている。」

椎名外相　「台風の来襲が予想されるので、それを避難するために移動するこういう予告であった。」

安川外務省北米局長　「C130は輸送機であるから武装していない。」（対　辻原委員　衆・予算　40・8・4）

四、安保体制と戦略

○日米間での戦略の討議

椎名外相　「いかなる外部の攻撃があろうと、アメリカが日本との間に集団防衛条約を結んでいるたてまえに立って日本の安全をあくまで防衛する、その責任を果たすことを言っておるので、問題は核ばかりでなく、一般通常兵器における戦略構想等についても、日本が絶えずアメリカと相談して戦略構想を練っているというような事実はないのである。アメリカはアメリカとしての独自の戦略というものによって条約上の責任を果たそうとしているのである。」

松野防衛庁長官　「安保条約全部が抑止力の効果は十分あると思う。あらゆる攻撃に対して日米共同してこれに対抗する。これはもう基本的な抑止力の効果がある。ただ、戦略、戦術上、いつ撃つとか、敵が撃ってからでないと撃たないとか、そういう具体的戦略戦術については協議事項というものはまだない。」（対　羽生委員　参・外務　41・4・19）

○安保条約と核戦略への参画

椎名外相　「安保条約のもとにおいて、米国の核戦力が日本に対する核攻撃を未然に防止するための主たる抑止力をなしていることは申すまでもない。しかしこのことと、日本に核兵器を持ち込み、あるいは日本が核戦略に参画するということは、自ら別個の問題である。核の持ち込みをせぬでも、あるいは、核戦略に参画するということがなくとも、日本は、米国の核戦力の、核攻撃を未然に防止する抑止力というものに依存することができる。核兵器の日本への持ち込みは、安保条約によって、事前協議の対象とされているが、政府はこれを認める意思はないことはすでに明らかにしている。それから、米国の核抑止力の主体をなす核兵器は、日本を基地とするものではない。またその必要性も認めていない。これらの核戦力をいかに配備するか、どう管理するかについて日本が参画しようともしておらないし、またそれらの参画を米国から求められたこともない。だから核抑止力のもとにあることは持ち込みの問題とも関連しない。基地を提供するということとも別個の問題である。あるいは核戦略に参画することとも別個の問題である。」

（対　森委員　参・予算・第二分科　41・3・29）

五、有事駐留

○常時駐留・有事駐留

佐藤首相　「ただいまの状況のもとにおいて有事駐留と、こういうふうに切りかえる考えはない。常時駐留が今日の国際情勢に処する適当な方法だと考えている。」

（対　春日委員　衆・予算　41・2・8）

（対　楢崎議員　衆・本会議　41・4・21）

松野防衛庁長官　「有事駐留というものは有事の際にそこに部隊が来て有効な戦斗活動ができなければ意味はない。したがって、常時駐留という必要性はそこにある。有事駐留では補給はできない。地形を知らない、気候を知らない、飛べない。また補給ができなければ戦斗行為ができない。それは過去の大戦争において各国が経験している。NATO諸国も、いうならば直ちにその軍が来て一緒に戦斗行動ができる戦力をその国が持つなら、有事駐留で私は不可能ではないと思う。しかし日本の自衛隊は、米軍と戦斗力が違う、指揮系統が違う、命令が違う。弾薬の大きさが違うなら補給ができないということ、従って米軍の今日駐留というのはその非常の際における補給及びすべてがそろえられるという意味で補給部隊だけしかいない。しかし一朝の際にはこれがある。そこに有事駐留と常時駐留の違いがある。参考までに世界中の軍事条約が約四〇ばかり結ばれているが、有事駐留というのは共産圏を入れてわずかに八つである。ワルシャワ条約も入れてである。この姿から私はやはり防衛力の共同的な条約下においては、常時駐留体制が世界の必要である。日本もその一環と思う。すなわち、防衛力は常時駐留という姿が一番効果的である。」

（対　向井委員　参・予算　41・3・16）

六、在日米軍

○在日米軍の兵力

松野防衛庁長官　「今日在日米軍の兵力は三万四千人と記憶している。その中一万八千人が空である。陸と海は補給部隊。空の一万八千人も主として整備、補給。戦斗部隊としては二編隊ぐらいおるだけで、大きな駐留軍という戦力的なものは今日おらない。」

（対　向井委員　参・予算　41・3・16）

○在日米軍事援助顧問団

小幡防衛施設庁長官　「現在、軍事顧問団は陸上自衛隊市ケ谷の駐屯地内に駐在している。昭和四一年度においては定員は軍人九六名、軍属が三一名、計一二七名である。三八年に若干経費が増したではないかとの御質問あったが、若干増したのはこの年だけである。軍人において三七年度三人増加し、労務者について約七名増加した。あとは漸減している。したがって経費増もこれに伴なうものである。」

（対　勝沢委員　衆・決算　41・4・28）

七、原子力潜水艦・原子力空母寄港問題

○原子力潜水艦の滞在期間

安川外務省北米局長　「原子力潜水艦の滞在の期間は従来の実績からいうと、佐世保に八回入っているが、一番短いので三日間、一番長い場合が九日間、あとは大体その中間であって、寄港の目的が補給ということであるから、大体三日から九日という範囲内で滞在するのが常識かと思う。滞在の期間については、日米間で何日以内とか何日以上はしないというような特別の取りきめはない。」

（対　帆足委員　参・外務　41・5・25）

○現在まで日本に寄港した原子力潜水艦のうちサブロックの搭載可能なもの

島田防衛庁防衛局長　「四〇年八月二四日にスレッシャータイプのパーミット号、四〇年一二月にスレッシャータイプのプランジャー号が入港した、この種の潜水艦はサブロック搭載可能である。」

（対　大出委員　衆・内閣　41・5・31）

○原子力潜水艦パーミット号の性能

島田防衛庁防衛局長　「パーミット号は一九六二年竣工している。フレッシャー型でフレッシャーが第一〇号、これはその次に古い潜水艦である。排水量は三、七五〇トン、行動半径六万マイル、魚雷発射管四つを搭載している。サブロックの問題だが、パーミット号にもサブロックを積める装置があると思うが、その点は十分確認していない。勿論このたび佐世保港に参ったパーミット号にはサブロックは搭載されていないと考えている。」

（対　岩間委員　参・決算　40・8・30）

○米原子力潜水艦スヌーク号とサブロック

島田防衛庁防衛局長　「スヌーク号の属するスキップジャックタイプの原子力潜水艦は、私どもの承知しているところでは、通常の魚雷発射管六門を装備しているが、サブロック搭載の装置は持っていないということである。」

（対　大出委員　衆・内閣　41・5・31）

○原子力潜水艦の横須賀寄港

松野防衛庁長官　「原子力艦艇の入港は、佐世保と横須賀にはどちらも同じ立場で日米間の協定ができている。横須賀に入ることについては首都に近いことはあっても横須賀と佐世保は平等な立場、平等なものだ。横須賀に入っていけないということを日米間で言うことは、非常に無理なことだと思う。」

（対　大出委員　衆・内閣　41・5・31）

○米原子力艦寄港に伴う放射能調査

村田科学技術庁原子力局長　「佐世保並びに横須賀にそれぞれモニタリング・ポスト及びモニタリング

・ポイントを設けて、自主的に港湾内の空気並びに海水の汚染の状況の有無を調査しているわけであるが、港湾の広さがあるので、モニタリング・ポストは両方とも一基づつ備え、ポイントの方は一〇ケ所、横須賀の方は六ケ所設けている。これを一昨年設け、今日までずっと引き続いて調査を続けている。」

（対　大出委員　衆・内閣　41・3・1）

○原潜寄港中における事故対策

村田科学技術庁原子力局長　「万々一原潜がわが国に寄港中に事故を起すようなことがかりにあるとすると、米側から基地司令官を通じ日本側の責任当局へ、事故の発生並びにそれに伴う日本側としてとるべき措置を含め通報があることになっている。日本側でその通報を受けるのは横須賀の場合、横須賀の海上保安部の保安部長が港長を兼ねているので、そこと市当局へ連絡があり、海上保安部から直通電話で直ちに中央の海上保安庁長官へ連絡し、その連絡は関係省庁に直ちに伝達されることになっており、受け取った側としては、事故の内容に応じて、専門的な意見を加えて地元へ通報し、指示を与えるということである。このためのいわゆる緊急連絡措置は、佐世保についても横須賀についてもできている。」

（対　楢崎委員　衆・内閣　41・5・31）

○在来型潜水艦と原子力潜水艦の性能比較

島田防衛庁防衛局長　「性能の比較だが、在来型潜水艦についても各種の潜水艦があり逐次改造されているが、比較的新しいバーベルタイプの在来型潜水艦では、速力は水上が一五ノット、水中で二五ノット、それからタング型を改良した改タング型、これは水上が一七ノット、水中が二五ノットである。原子力潜水艦については、つまりポラリス型でない通常の原子力潜水艦、これも各型で違っているが、スレッシャー型では水上二〇ノット、水中三五ノットである。また水中深度では在来型潜水艦は約一八〇メートル位、原子力潜水艦は大体二〇〇メートル以上となっている。また航続時間では、在来型では水上を一〇ノット程度で走りその途中で潜水する、（水中と水上とでの時間的比率は分らないが）それで約一万四千海里、或いは一万二千海里航行できる。原子力潜水艦では、水中で三五ノット程度で、約六万海里以上ーこれはゆうに世界一周できる距離だがーと言われている。」

（対　岡委員　衆・科学技術　41・6・2）

○原子力空母エンタープライズ号の寄港

佐藤首相　「私はそういう事態が起きたときに私の考えを述べる。」

（対　山花委員　衆・予算　40・12・22）

椎名外相　「第七艦隊に原子力空母が配属されたそうである。それについて自然日本寄港が必要になる場合があると予想されるが、あらかじめ御通告をする、そういう断りがあったが、しかしその後具体的にこの問題についてアメリカ側から申し出はない。」

（対　石橋委員　衆・予算　41・2・17）

椎名外相　「アメリカ側から要請された事実はない。」

椎名外相　「原子力空母が第七艦隊に編入されたことは通知を受けた。原子力空母であろうと他の軍艦であろうと第七艦隊の使命からいって、また、日米安保条約のたてまえからいって、当然寄港するという通告があれば認めざるをえない。認めるつもりである。」

（対　岡委員　衆・外務　41・6・22）

安川外務省北米局長　「原子力潜水艦の場合の文書の取りきめはあくまで原子力潜水艦に限っているか

ら、これがあるから原子力空母はいつでも入ってくる状態になっているというわけでない。条約上のたてまえはそうなっているが、やはり前例にならって何らかの書面による手続というものをとることになると考えている。」

（対　鯨岡委員　衆・外務　41・6・1）

安川外務省北米局長　「昨年の一〇月一日にエンタープライズを太平洋に配備するということを、つづいて一一月二六日に第七艦隊に編入されたということを発表している。」

（対　岩間委員　参・予算・第二分科　41・3・29）

村田科学技術庁原子力局長　「寄港問題についてまだ正式な申入れを受けていないので、事務的に外務省といろいろ相談し、勉強の材料を集め勉強している段階である。」

（対　岡委員　衆・外務　41・6・22）

○米原子力艦寄港と原子力委員会の態度

村田科学技術庁原子力局長　「原子力基本法というものをわれわれ持っており、国内における原子力の研究、開発、利用は平和目的に限って行なうという厳たる方針のもとに進んでいる。したがって、原子力委員会が外国の原子力の軍艦の問題を直ちに取り上げるということはそこから出てまいらないわけである。しかし領海内に入るときにわが国民の安全に関連するところについては、原子力委員会として重大な関心を有するところであるので、先の原子力潜水艦の場合にも、そういう考え方のもとに安全の問題についてもいろいろ検討したわけであるが、今回の原子力空母等についてもこれと同じ考え方で取り組まれるであろうと思う。ただ、いわゆる正式の寄港申し入れが現在空母に対してはなされていない状況なので、原子力委員会は本件について公式に取り上げておらないわけである。そういう正式の申し入れがあったならば、

直ちに原子力委員会に事務局としての検討の結果をあげて、原子力委員会の判断に従って外務省を通じ米側の意図を確認するなり説明を求めるなりという、公式の折衝をいたすことになろうかと思う。」

（対　大出委員　衆・内閣　41・3・1）

○米原子力空母等の安全性

村田科学技術庁原子力局長　「原子力空母並びに原子力フリゲート艦についての安全性で私どもが問題にしているのは、この推進力として原子力を使用している点で、したがってその点からは現実的には原子力潜水艦と特に変わりはないものと了解している。ただ空母のごときは非常に排水量の大きなものであり、それに従って原子炉の基数も多いというようなことが相違点といえば相違点ではなかろうか。正式な寄港の申し入れがあった後のことであるが、確めるやり方としては、原潜の場合と同様アメリカ政府の保証あるいは安全性についての約束、そういうものを取りつけることであろうと思う。原潜で検討した保証及び約束というものを一応前提とし、それにさらに加えるものであるかないかということが要点であろうかと思う。」

（対　大出委員　衆・内閣　41・3・1）

○原子力空母エンタープライズ号とその誘導艦ベーンブリッジ号の性能及びブルパック

島田防衛庁防衛局長　「エンタープライズ号は基準排水量七万五七〇〇トン、速力三三ノット最高三五ノット、航続距離が三〇ノットにおいて約四〇万ノーチカルマイル、搭載の飛行機は各種の飛行機であるが、約七〇機から一〇〇機程度である。それから誘導艦のフリゲート艦ベーンブリッジの性能については、基準排水量が七、六〇〇トン、スピードが約三〇ノット以上、航続距離が二〇ノットにおいて四〇万ノーチカルマイル以上、搭載兵器としてはテリアの発射機二機、そのほか魚雷発射管アスロック等を装備して

いる。現在原子力推進の水上艦艇として東南アジアに配備されているのは以上の二隻である。」

島田防衛庁防衛局長　「エンタープライズにしても、ベーンブリッジにしても、核兵器は、現在そういうものとしては装備していないというふうに考える。ただ航空機については核爆弾を搭載できる、そういった能力を持った飛行機は搭載しているけれども、それが現に核を装備しておるということは私どもとしても確認できないし、飛行機以外の装備については、いまのところ核兵器であるということはわれわれとしては承知していない。」

島田防衛庁防衛局長　「航空機の中にはブルパックを搭載できる飛行機はあると存じている。」

島田防衛庁防衛局長　「ベーンブリッジ或いは巡洋艦のロングビーチにはアスロックあるいはテリアを搭載しているけれども、サブロックを積んでいることは私承知しない。」

（対　石橋委員　衆・予算　41・2・17）

○エンタープライズの核搭載可能機種

島田防衛庁防衛局長　「エンタープライズに搭載している機種の中で核搭載可能なものは、戦斗機についてはF4B、F8E、攻撃機についてはA6A、A4E、A5A、こういう機種である。核装備ができる構造を持っているけれども、核兵器自体を常時搭載しているということはないと考えるし、いわんやわが国に入港する場合には、核兵器を搭載したままで入港することは、あり得ないと考えている。」

（対　大出委員　衆・内閣　41・5・31）

○ブルパップ（空対地ミサイル）

島田防衛庁防衛局長　「ブルパップが核兵器だということを私は確認していないし、おそらく現在では核兵器ではないと思う。ブルパップは現在ベトナムにおいて使用されているが、これは当然通常兵器として使用されているものである。」

島田防衛庁防衛局長　「航空機から地上を攻撃する空対地のミサイルである。」

（対　大出委員　衆・内閣　41・5・31）

海原防衛庁官房長　「ブルパップAと申すのは、向うの番号でASMのN-七六、その二通りのものがネービーのため開発されている。そのほかにブルパップのニューはASMのN-七六、その二通りのものがネービーのため開発されている。そのほかにブルパップのニュークリア・ブルパップはGAM-八三B、これはエアーフォースのために開発されている。しかし、現にベトナムで使っているものは非核のブルパップであるということが私どもの知っている情報で、その核のものが現在どういう状況であるかということについては、積極的にこれを肯定する的確な情報はない。」

（対　大出委員　衆・内容　41・5・31）

○サブロック

浅尾外務省北米局安全保障課長　「昨年末のアメリカ側の発表では、サブロックは量産体制に入ったけれども、まだ実際上潜水艦に装置してあるか、どうかは何等発表していない。」

（対　大出委員　衆・内委　41・5・31）

第四　外交防衛政策関係

一、核兵器拡散防止と核軍縮

○核軍縮と日本の態度

椎名外相　「日本としては、核軍縮については、国連の場において、従来から大いに積極的に提唱してまいったわけである。ジュネーブの一八カ国委員会、これにもかって加入を希望したのであるが、希望が実現せずに今日に至っている。一八カ国委員会に対してもチャンスを見てその加盟国になりたいと、こういう希望を持っている。いろいろの場において核軍縮問題については日本はあらゆる努力をして発言力を強化してまいりたい。」

（対　伊藤委員　参・内閣　41・4・19）

○核兵器拡散防止と軍縮

椎名外相　「核兵器は、結局、人類の自滅をそのまま意味するようなことであるから、これはできるだけ早く縮減し、最後には全面廃止というところまで持って行かねばならぬ。勿論そのために核以外の軍縮も、ともに考えていかねばならぬ。お互いに安全の均衡を保ちながら、漸進的にすべての軍縮、全面的な軍縮、軍備廃止、そういうところまで核兵器を含めて持ってゆくのが理想である。核拡散防止条約は核軍縮の一部であり、あるいはまた、核兵器を含めた全面的な軍縮の一環であるとそのように理解するのが正しいかと思う。」

（対　鈴木委員　参・予算　41・3・8）

椎名外相　「核問題についての政府の考え方は確定している。すなわち、核兵器拡散防止の問題は今後の軍縮審議における最も重要な課題の一つと考えられるが、この問題は単に核兵器の譲渡の問題、あるいは取得の問題というものを目的とする協定を締結することによって簡単に解決しうるものとは考えない。その拡散防止の趣旨には日本としては賛成であるが、核所有国も核軍縮に対する明確な姿勢を示すべきである。そして核非保有国の安全保障についても十分な措置がとられ、しかるのち核拡散防止条約というのが全体から支持されるというのでなければこの問題は片づかないであろう。こういう考え方をもっている。それから核軍縮問題についての政府の考え方であるが、被爆国としての体験をもつわが国としては核軍縮の実現を衷心より希望している。ただし核軍縮実施の第一義的な責任はやはり核保有国にあるのであって、核保有国の自覚並びに決断を強く要望しなければならぬ。それから核軍縮措置の実施は有効な国際管理のもとに行なわねばならぬ。また通常兵器の軍縮措置とも関連して逐次全面軍縮の方向にすすむ。その一環としての核軍縮でなければならぬ。」

（対　岡委員　衆・外務　41・3・18）

○核兵器拡散防止及び核軍縮についての外務省の統一見解

星外務省国連局長　「核兵器の製造というものは昔と違い比較的容易に製造しうるようになった。こういう現状において、核兵器の拡散というものを無制限に放置する場合には、核兵器がいずれは局地的紛争のために使用せられる。これが世界戦争につながる、こういう観点から、早きに及んで核兵器拡散防止措置というものが講ぜられるべきであるというのが私たちの一番の大きな前提である。そこでわが国としては、核兵器拡散防止条約の締結をしようとする関係各国の努力を非常に歓迎しており、条約の締結交渉の促進にできる限り日本政府としても協力していきたい。

ただ、この核兵器拡散防止条約の締結にあたって、私たちとして留意すべき点が二、三あるのではないかと思う。その一つは、それに非核保有国が入ると、非核保有国が永久に核兵器の保有を断念する、そういう非常に大きな犠牲を払わねばならぬ。したがって、非核保有国がこういう大きな犠牲を払うのだから核を持っている国も何らかの犠牲を払うべきであるというのが第一点である。第二点は核保有国は持っていない国、その中でもなかんずく核兵器の製造能力を持っておりながら拡散防止条約に入ろうとする国、そういう非保有国の中にはいろいろ分類があるが、そういう製造能力を持ちながらあえて核兵器をつくらない、そういった国の意見というものをよく聞かなければならないというのが第二点である。それから、拡散防止条約というものができたら、やはり非核保有国を含めていろいろ安全保障のための措置が講ぜられるべきであるということが考えられるわけで、この拡散防止条約というものができても、各国が自国の安全保障のために集団的あるいは個別的な安全保障制度というものを妨げてはならないというのが第三点である。それから、こういった条約というものが結局は全面完全軍縮への一歩を踏み出したものである。そういうふうに了解して、核保有国は全面完全軍縮への一つの心がまえとして、これを契機として全面完全軍縮というものに踏み出して行く、こういう気持を持たねばならないこれが第四点である。第五点は例の核兵器の実験禁止条約というものがある。いま地下実験は許されているが、全面的な核兵器実験禁止ということを早く結ぶことが拡散防止に役立つのではないか、こういう点をわれわれは問題にしている。いま問題になっているジュネーブ一八カ国軍縮委員会にアメリカ案ソ連案が二つ出ているが、われわれのこういった意見がこの条約に反映されるということを非常に欲している。次に核軍縮の問題であるが、これは非常にむずかしい問題だが、われわれとしては核軍縮をすすめるのに二つの大きな原則があると思う。一つはアメリカとソ連の間に合意ができておるのだが、いわゆる軍事均衡の原則、つまり、すべての軍事

措置というものは、いかなる国、いかなる国家グループに対しても一方的に軍事的利益をあたえるものであってはならない、すべての国の安全保障が平等に確保されなければならないという原則。それから国際管理の原則つまりすべての当事国がその義務を忠実に履行しているとの確信がえられるように、すべての軍縮措置に有効な国際管理というものが実施されなければならない。この二つの点を核軍縮についても特に強調したいという考えを持っている。

第一は核軍縮問題については、いろいろ問題があるが、一つは全面的な核兵器実験禁止の問題である。日本としても全面的な核兵器実験禁止というものができるだけ早い時期に合意ができることを念願している。目下、ソ連は地下実験というのは別に国際的な査察は必要としないのだ、十分探知できるのだと言っているし、アメリカはそうではなくて、今日の科学技術のもとでは、この地下実験というものは全部知ることはできないのだという主張が対立している。その次は核兵器拡散防止条約の締結である。このことはすでに前に申した通り。

それから核兵器及び核兵器運搬手段の削減、これは核軍縮の最も重点というか肝心な点である。これも軍事的均衡の原則、国際管理の原則、こういう点から進めるべきであろうと考えている。

それから兵器用の核分裂物資の生産削減及び平和利用への転換これはアメリカとイギリスとソ連がすでに自発的に兵器用の核分裂物資の生産を削減することを発表しているので、わが国としてもこれは非常に歓迎する。それで核保有国による兵器用核分裂物資の生産削減及び平和目的への保障措置に関する協定というものができるだけ早く締結されるということを非常に望んでいる。

以上が核兵器拡散防止及び核軍縮についての外務省の一応の公式的と申すかわれわれの結論である。」

（対　岡委員　衆・科学技術　41・3・16）

○核拡散についての解釈

椎名外相　「この問題は多角的戦力体制問題のまさにキーポイントである。これには引き金に手をかけさせなければ拡散にならないという立場をとる国もある。しかも核兵器に近づくそのこと自体が拡散である、こういう意見の国もあり、なかなか問題がややこしくなっている現状である。日本としては直接日本に関係する問題ではないので、いまどっちか意見をきめろと言われているわけでもないので、この問題を明確にお答えすることは差し控えたい。」

藤崎外務省条約局長　「従来拡散防止ということばで一般に観念されていたのはその核兵器をコントロールするものが広がることがぐあいが悪いそういうものを防止しようという意味に使われていたように思う。核兵器の配置が地域的に広がることが具合悪いこれも当然であった。この問題も核軍縮の一つの題目であると思うが、これは非核武装地帯という表現で理解されていたと思う。先程大臣が拡散という言葉の定義づけを控えたのは実は核拡散防止協定というものができているわけでない、できない、そこでどういう定義が下さるか判らないので控えたのである。一般に従来この問題で拡散という言葉で理解されているところは、兵器を信用するものの範囲が広がることを防止する、こういう意味合いであると思う。」

（対　石野委員　衆・外務　41・3・18）

○非核武装宣言

椎名外相　「日本はすでに唯一の被爆国として、その体験からこういうものを日本は開発しない、持ち込みも許さない、こういう態度をとっているのだから、いま日本は非核武装宣言をするというようなことは、何ら意味をなさない。ブラスに一つもならない。そういうことであって、いままでの日本の実績からみて当然のことで、少しも世界の平和への前進に対して何ら寄与するものでない、こう考える。」

（対　羽生委員　参・予算　41・3・23）

○軍縮と自衛隊

松野防衛庁長官　「外務省でたしか軍縮課とか軍縮室とかあるいは軍縮主任ですか何か置いて研究しようとしておるようである。ただこれは防衛庁の側から見るなら軍縮ということに私は賛成である。だが、日本の自衛隊のいまの力が軍縮の網の目に入るものでない。私は両方とも確信している。軍縮は賛成である。しかしいまの自衛隊はまだ軍縮の段階の網の目に入って、諸外国から、日本は大き過ぎる軍縮しろというような対象になるものではない。

○軍縮室

星外務省国連局長　「実は軍縮課をわれわれは希望していたが、それができないために国連局の政治課に属して数名からなる軍縮室という一つのチームをつくりたい、こういう構想である。」

（対　羽生委員　参・予算　41・3・23）

○軍縮室（軍縮問題を取扱う機関）をどこに置くか

椎名外相　「軍縮問題は一面において非常に大きな外交問題国際間の問題になっており、各国とも外務省に軍縮問題を取り扱う機関をおいている。しかしこれは一面から言うと国防の問題にも関連するものでこれは外務省だけというものでない。」

橋本内閣官房長官　「現在核を中心とする軍縮問題は外交問題だろうと思う。いま日本の自衛隊にはも

ちろん核の研究もなければ核の装備もしていない。そこで外交上の軍縮問題として扱われる以上は外務省において十分なるスタッフをおいて検討するのが適当であり合理的である。御提案（国防会議で軍縮問題を取扱う）についても検討するが、目下考えているのは外務省で行なうのが適当であろう、こう考えている。」

（対　永末委員　衆・予算　41・2・19）

二、「核のカサ」

○「下田発言」に対する統一見解

椎名外相　「下田発言には二つの事柄が含まれている。一つは核拡散防止協定、この問題はソ連、アメリカそれぞれ提案しているが、まだ核を開発しておらぬところに対して、これをつくらない、譲り受けないと、いかなる方法でも新しく核に近づかない、こういう約束をせよと、こういう点が非常に顕著に出ておって、すでに持っている開発しておる核保有国を縛るという点が非常に微弱である。それで最近、ソ連は非核保有国に対しては核保有国が核攻撃を加えない、こう言っている。アメリカは核を持たぬ国も核に対する計画というものに参画できる、そういうようなことを追加的につけ足している程度である。それではいかぬので、核保有能力を持っておる数国の間においてもうすでに論議が出ておるとおり、持つ能力ある国がしかも開発しない、そういう努力をしているのだから、持っておる核保有国も、漸次核兵器の縮少をすべきである。そして最後には全面軍縮に到達するというような姿勢を示すべきだ。そうじゃないと、ただ持っているところはそのままにして、持たないところに持つなという言うだけでは説得力が非常に薄いのではないか。この問題が第一点、第二点は「核のカサ」に入るか入らぬかというような問題、この二つの問題がある。

それで主要な問題は第一点であるが、第一点についてはいかぬ。こういうことを申したわけである。

第二点の「核のカサ」の問題については、これは非常にあいまいであって、「核のカサ」とはどの程度のことを言っているのかよく分らぬ。また、この問題一見解を出した次第である。その内容は、「核のカサ」の問題について誤解が非常に多いと思うので、あらためて統るので、日本が「核のカサ」に入るべきかいないかを断定的に論議するということは適当でない。現在の国際情勢において米国の持っている核報復力が全面戦争の発生を抑止するきわめて大きい要素をなしているのであるから、日本もそのような一般的意味における「核のカサ」に入ることを否定するものでない。もし米国の核戦力によって国家の安全を保障されておるということが、「核のカサ」に入っていることを意味するなら、それは日本も「核のカサ」に入っておることになる。しかし「核のカサ」に入るということが、日本を核兵器の基地にしたり、北太西洋条約機構内部で論議されているような多角的核戦力のごときものがアジアに設けられた場合に、これに日本が参加するというような意味であるならば、このような計画は存在しないし、また今後も日本はそのような計画に参加するつもりはない。であるから、「核のカサ」とは一体何であるかということがはっきりしないのであるから、それで新しく核兵器の基地を提供するとか、あるいは核の持ち込みを許すとか、あるいはまた多角的な核戦力体制ができてそれに参加するというものならばそういうことは日本は参加しないし、またこれを認めようともしておらないと、これが統一見解である。」

（対　岩間委員　参・予算　41・2・22）

○「核のカサ」

椎名外相　「核のカサ」というのは、どうも非常にあいまいな表現であるので、こういう表現を用いないで、日本が今日アメリカの戦力によって国の安全をはかりつつある、その戦力の中にはもちろん核戦力も入っている、こういう意味に「核のカサ」ということをもしとるならば、現在においてすでにアメリカの「核のカサ」のもとにあるということが言えるわけであるが、そうではなしにもっと狭義に「核のカサ」ということは、日本の提供している基地が核戦力の基地になることであるとか、あるいはまた、北太西洋条約内部において論議されている多角的核戦力というようなものに参加するという意味であるならば、日本は今日においては「核のカサ」に入っていない、また、将来ともそういう意味における「核のカサ」には入らない、こういうことになるわけである。」

（対　伊藤委員　参・内閣　41・4・19）

（同趣旨　対　永末委員　衆・予算　41・2・19）

三、国連協力法案問題（海外派兵）

○国連協力法案の問題

椎名外相　「まだ外務省でも研究中であって、いわんや外部に折衝するという段階ではない。」

椎名外相　「まだ国連の中においてすら国連軍という制度が確立されていない。ただ、アイディアとしてそういうことがしきりに喧伝されていた時期でもあるし、まだそういう問題が懸案になって残っているという状況である。日本としても国連加盟国の一員である以上、また国連中心の外交政策をとるというたてまえをとる関係から、そういう問題は十分研究をたえず怠らない、出来るだけこういう問題に明確な意識、考え方を持っておる必要があるというのであって、その問題に具体的にまだ研究をすすめている状況ではない。」

椎名外相　「現実の問題として、国連による国境監視というようなことが数次行なわれており、これに対しては、日本に対しても人員の派遣方、監視団を構成するメンバーの派遣方を要請して来たことがあるが、そういうことで軍事要員の派遣といっても非常に段階がある。監視団の構成員の派遣から国連軍というものができ上った際のそれの参加の問題に至るまで、いろいろ段階がある。これをひっくるめて研究している。自衛隊は海外派兵を禁じている国内法のたてまえからいま実行するという段になると、これは不可能ではあるが、憲法問題としては、その程度のものは憲法違反にならないと国会でも答弁しているようなわけで、まあ一部研究は済んでいるが、全般的な研究はまだ何とも言えない。こういう段階である。」

（対　鈴木委員　参・予算　41・3・8）

藤崎外務省条約局長　「現在、外務省の一部で検討しておるといわれている構想の中には国連憲章四二条四三条の軍事的措置というようなものは含まれていない。それより前段の紛争の平和的解決手続の一環として監視隊その他のものが派遣される場合のことだけが一応検討の対象となっている。かように了解している。」

（対　穂積委員　衆・予算　41・3・4）

椎名外相　もしこれを取りすすめていくということになると自衛隊法というものに関連してくる。自衛隊法がいかなる形でも海外派兵を禁じているというような関係があり、監視団の構成員を送るにしても憲法上はさしつかえないが、自衛隊法の制約があってこれはできない。そういうようなことをもしやろうとすれば、国内的にいろいろ関係省と相談した上でないと成案がまとまらない。まだしかし、そういう段階

になっていない。」

松野防衛庁長官　「外務省と法制局と防衛庁の三者でこの問題を協議したことはまだ一べんもない。いろいろ話題がでると、協議しなければならないのではなかろうかといま私は考えている。」

（対　田口委員　衆・予算・第二分科　41・3・1）

○国連協力の各国国内法令

星外務省国連局長　「私どもの調査の範囲では、アメリカには国連参加法というものがあり、経済、通信等の断絶措置をとり得るようになっている。フランスも安全保障理事会の決定を自動的に実施される。安全保障理事会の総会の勧告についても政府の政治判断に基づき国内法の範囲内で協力する。それからイタリアにも国連憲章実施法というものがある。それからオランダにも制裁法がある。それからカナダも既存の関係法によって経済、通信等の断絶措置ができることになっている。」

（対　鈴木委員　参・予算　41・3・8）

○過去における国連から派遣された事例

滝川外務省国連局参事官　「われわれの調査でわかっているところでは、数は全部で二四或いは二五である。軍人の入った監視団的なものはインドネシアに関する軍事委員会の軍人監察団、インド・パキスタン軍人監察団、インド・パキスタン監察団（これは二つである）パレスチナ国連休戦監察機構、レバノン国連監察団以上七つ、それから軍人以外も入ったものでギリシャ問題調整委員会、インド・パキスタン調停委員会、パレスチナ休戦委員会、ギリシャ平和監察小委員会、ラオス小委員会、カンボジア・ベトナム安保理使節団以上六つ、それから事務総長の代表、調停官というような名前で入っておるもの、国連パレスチナ調停官、インド・パキスタン国連代表、アンマン国連特別代表、タイ・カンボジア事務総長特別代表、サイプラス国連調査団、イスラエル・ジョルダン事務総長特別代表、ドミニカ派遣の事務総長代行、それから部隊として出ているものが、いわゆる朝鮮国連軍、それからスエズの国連警察軍、コンゴ国連軍、西イリアン国連保安隊、サイプラス国連保安維持軍以上五つ、概略以上である。」

（対　大出委員　衆・内閣　41・3・11）

○海外派兵

松野防衛庁長官　「私は海外派兵ということは部隊が武装して、武力行使を目的として命令によって国外に出た場合が海外派兵ではないか、こういう海外派兵ということになると、海外派兵はいまの法律の条文ではないと言いたい。ただ自衛隊が海外に行けば海外派兵だそういう解釈では私はないと思う。海外派兵は今日自衛隊法では規定はないからやる意思はない。」

（対　高田委員　衆・予算　第二分科　41・3・1）

松野防衛庁長官　「武力行使を目的として、外国の領土、領海に入るのが海外派兵ということばになると思う。武力行使を目的として公海に出るということはまず考えられないことと思っている。」

（対　野原委員　衆・予算　41・3・4）

○自衛隊の海外派兵と派遣との相違

椎名外相　「派遣の意味は、派兵でない場合の海外に出かけること、こういう場合は派遣で、では派兵とは何ぞやということであるが、私の承知するところは、武力行動、武力行使の目的をもって海外に出動する場合、それが派兵である。武力行使を目的としないで海外に出かける、こういう場合がいわゆる派遣であって、軍事知識あるいは軍事的な経験というものをもっぱら使う意味において、国境をお互いに侵さ

（対　楯崎委員　衆・内閣　41・6・24）

ないという約束を監視する意味のいわゆる監視団というものが国連から派遣される場合に、それの構成員として何がしかの人員を提供するということは、いまの自衛隊法を改正しなければならぬようであるけれども憲法上の問題としてはこれは九条に全然違反しないということが、すでに法制局でも結論を出しておるから、われわれはそれを正しいものだと思っている。」（対　大出委員　衆・内閣　41・3・11）

藤崎外務省条約局長　「海外派兵ということは憲法上禁止されていることははっきりしておるから、それ以外のもの、派兵に該当しない場合を概括的に派遣と言ったのではなかろうかと思うが、もしそういう派遣ということばを使うなら自衛官が外務省に出向して外国に勤務するとか、あるいは自衛官が海外に見学のため出張するとかは、海外派兵に当らないということは明瞭だろうと思う。派遣という観念が先にはっきりしていて派遣ならいいというような結論が出てきたのではない。」（対　大出委員　衆・内閣　41・3・11）

○海外派兵と憲法第九条

高辻法制局長官　「海外派兵という概念は必ずしもさだかでない。　海外派兵という概念の発達の経過をたどると、自衛権の限界問題に関連して出て来た問題である。

御指摘の国連軍というのもさだかでない。いろいろなかっこうがあって一がいに何ともいいかねるわけだが、国連の関係で言えば例のレバノンの監察機構に参加するというようなものが出てくる。これは個々の自衛官が部隊を編成しないで、かつ平和的な目的のために海外に派遣される場合であるので、自衛隊の海外派兵という概念にはまず当らない。しかし同時にまた朝鮮国連軍のように、国連の勧奨ということはあるにしても、それぞれの国がそれぞれの意思と責任において武力の行使を目的とする行動をするということになれば、これはやはり国連の活動と大まかに言えるが、やはりそれに参加することは海外派兵に入るのではないか。そのほかにもいろいろタイプはあると思うが、典型的な二つの例について言えばそのとおりである。」

高辻法制局長官　「要するにこの問題は、国連の組織、任務なり、あるいは権限なりの中に、武力の行使、兵力の使用というものが入っているかどうか、もしも国連の活動の任務権限の中に、武力、兵力の使用というものが入っていない、もっぱら平和的目的のためにするものであれば、憲法少くとも憲法九条との関連は生じない。」（対　稲葉委員　参・予算　41・3・10）

四、沖　縄　派　兵

○沖縄への自衛隊出動

佐藤首相　「十日、十一日にわたり、本予算委員会において問題となったような、沖縄に万々一武力攻撃が起きたような場合はどうするかという質問に対して私は切実な国民感情から率直に申し上げたのであって、万々一の場合でも直ちにわが自衛隊が出動すると結論を下したわけではない。いまのように施政権をアメリカが掌握している限り、憲法論、条約論、自衛隊法等により自衛権の発動、自衛隊の出動ができないことは当然である。」（対　鈴木委員　参・予算　41・3・16）

○沖縄が攻撃を受けたとき一体日本はどうするか

椎名外相　「沖縄が攻撃を受けた場合米軍がこの防衛に当る、そして民生の福祉の問題については日本が当る、そういう立場になっている。」

佐藤首相　「これは日米合意議事録で日本が対処するということであるから、私は気持の上から言って、同胞その立場について深く同情を持ち、また一体的な考え方をもっているので、十分ひとつ目的を達するように日米間で協議して行く、こう考えている。」

佐藤首相　「私どもも日本人、沖縄同胞も日本人そういう立場において私どもはこれを見殺しには出来ぬ、私どもがこの日本人として当然なすべきことはする。しかし、この場所が第一義的にアメリカの施政権下にあるのだ、こういうことを十分考えて行動する。」

松野防衛庁長官　「日本の国民の保護という立場で出動したいという態勢だが、法律、条約のもとにおいて直ちに自衛隊が日本国内における出動命令のまま出動することはできない。」

佐藤首相　「沖縄はただいまはアメリカが施政権を持っている。その施政権下にある。沖縄が攻撃された場合、これを見過していられるかというと、沖縄に対する潜在主権もあるし、沖縄住民はわれわれの同胞だ、こういう立場だから、私たちはただ腕をこまねいてみている、経済協力ばかりだ、こういうようなまやさしいものじゃないと私は思う。だからその意味で、これに対して第一義的にアメリカがこれを守るにしても、私どもも沖縄同胞のために日本人らしくその一体として防衛の任に当る。そういうことは考えられるであろう。これはアメリカと私どもが十分相談することだ。これを協議なしにこれは日本だということで私ども飛びだすわけにはいかない。しかしこの希望をのべれば必ずアメリカも私どもを入れてくれるであろう。また入れさすつもりでおる。そういうところが日本人らしさをやるとかように思う。」

高辻法制局長官　「沖縄がわが領域であり、沖縄の住民はわが国民である。したがってそこに対する武力攻撃があれば、これはわが国に対する攻撃だということでそこには自衛権というものが成立する。しかし沖縄については施政権があって沖縄に対する武力攻撃に対処するということもまたその一部をなしている。その武力攻撃があった際に防衛の衝に当たるのはアメリカ合衆国である。しかしアメリカ合衆国の施政権がこれを許せばそれは話は別である。」

（対　稲葉委員　参・予算　41・3・10）

○沖縄が攻撃を受けた場合の自衛隊の態度

安川外務省北米局長　「これは条約論というか、法律論であるけれども、自衛隊が自動的に行動をとらなければならない場合は、安保条約は第五条である。第五条で、日本の施政区域にある武力行使が起った場合、当然自衛隊は行動するわけである。

しかし、沖縄は第五条の意味における日本の施政権、施政のもとにある領域に入らないわけであるから、りに沖縄に武力攻撃が起っても第五条によって自衛隊が行動するということはあり得ない。ただ第五条を離れて、一般の国際法上の自衛権に基づいて自衛隊が沖縄におもむくか、おもむかないかということと第五条とは全然別の問題であると考える。」

藤崎外務省条約局長　「一般国際法上、日本は個別的集団的自衛権をほかの国と同じように持っているわ

けであるが憲法上のいろいろな自己制限がある。その自己制限があるけれども、沖縄については、日本の自衛権がやはり及ぶのだというのが従来の政府の見解だと思っている。」

藤崎外務省条約局長　「自衛権が及ぶということは武力攻撃を受けた場合にそれに対処するために日本が軍事行動をとっても国際法上違反にならない、自衛の行動として国際法上の違法性が阻却されるということだけである。」

（対　大出委員　衆・内閣　41・3・11）

○沖縄の核武装

椎名外相　「沖縄は日本の潜在主権があるから日本の領土である、ただ、それが十分に効力を発揮しないアメリカの施政権のために効力が発揮されていないという意味であるからこれは領土である。しかし持っているのは日本でなくてアメリカであるからやっぱりこれはたとえ沖縄の場合をとっても日本は核兵器を持たない国であることになるのではないかと考える。」

（対　北村委員　参・内閣　41・4・19）

○自衛隊員はどれ程沖縄に行っているか

松野防衛庁長官　「三二年に六名、三三年二六名、三四年一六名、三五年四五名、三六年四八名、三七年五九名、三八年七八名、三九年六五一名、四〇年八四二名、計一、七七一名である。この主なものは防衛研修所職員、航空自衛隊幹部学校卒業生、陸上自衛隊幹部候補生学校の学生、その他統合幕僚学校の学生等である。」

松野防衛庁長官　「史跡の見学それから一つは防衛上の知識を広めることが目的である。期間はほとんど三日ないし四日である。」

（対　稲葉委員　参・予算　41・3・24）

五、防衛政策

○自衛力の限界

松野防衛庁長官　「日本の平和と独立、もう少しくだいて言うならば日本の領土、領空国民というものの平和を守るということが限界である、それを守るために必要な最少限度の自衛力であるしたがって行動範囲もそのことばによって範囲がきまると私は思う。」

松野防衛庁長官　「一般的に自衛力と世界で今日共通的に使用されておるのはみずからの国を守る、みずからの部隊を守る、そのための必要な最少限度の攻撃これは許されていると思う。しかし日本の憲法ではもっと狭義に解釈して、要するに、日本の領土、領空を守るという範囲を非常に小さく憲法では規定されておる。しかし一般的には自分の国を攻撃するものを制止させるまでは自衛だというのが一般の今日までの世界中の解釈だと思う。」

松野防衛庁長官　「水ぎわ（防禦）とこう言われると、では領海三海里以上出られないのか、そういうふうにとられると困るのだが、水ぎわを守る必要な最小のもの、船の場合はある程度公海へ出るから、公海においてもそれは当然その意味で施行されるので、地図を書くわけにはいかないが、水ぎわを守るための直接関係のある最少限度の公の海、公の空こういうことになる。」

高辻法制局長官　「ただいま引用された如く（昭三五、四、二八、衆、安保委における岸首相答弁）自衛のために敵基地をたたくことができるかという問題にからんで、当時非常に大きな論争をまき起したことは御承知の通りであるが、要するに自衛の限界は非常に厳密な意味で申しているのは当然だが、とにかく

三つの要件がある。一つは急迫不正の侵害である、そしてその侵害を阻止し排除するために他に全く手段がない、そういう場合にはやむを得ず実力の行使は認められるが、この実力の行使は必要最少限度において行なわねばならぬ、これが三つの要件である。

ただいま御指摘の敵基地をたたくとこういうもっぱら理論的問題として論ぜられたわけであるが、その場合には、まさにそれがいわゆる急迫不正の侵害があって、それを全く防ぐに他に方法がないという場合には、国民の安全と生存を維持するために唯一の方法として、それを防止するための措置をとる、これは自衛の概念の中に入るというのが当時の説明でもあり、いまもまたそういう説明がなされるわけである。」

（対　向井委員　参・予算　41・3・16）

○日本の防衛力

松野防衛庁長官　「日本は特定国を対象にして防衛計画をきめるわけでない。しかし日本が今日予想されるいかなる国からもその侵略を受けないようにするしたがって相対的なものである。その相対的な国際的な軍事力というものの動きが、日本における脅威の守り得るかどうかの限界である。最近どこの国も軍事力が増大している。世界の防衛の前進というものがものさしになって日本の防衛は考えるべきだ。」

松野防衛庁長官　「以上申し述べたのは防衛力だけの議論をしたわけで今日の日本には憲法の規定というものがある。当然防衛力は憲法の規定、日本の経済、国民負担に応ずる制約もある。そういうワクがあるうものを端的に表現すれば、正当防衛権である。正当防衛権がためには諸外国ともいろいろ限界の相違があると思う。」

松野防衛庁長官　「日本の場合防衛力というものを脅威を受ける相手方を想定するものでないという基本を私は申し上げた。」

（対　大出委員　衆・予算・第二分科　41・3・2）

○侵略に対する脅威の有無

松野防衛庁長官　「今日、具体的に直接侵略の脅威、間接侵略の脅威というのは、現状の国防、現状の自衛隊の厳存している今日の時点において、直接具体的な侵略というものが現実に起こるという不幸な事態はいまのところはないであろう、またあってはならない、今日は幸いわが国は安全で平和であると思っている。」

（対　橋崎委員　衆・内閣　41・6・24）

○日本の核武装能力

椎名外相　「能力の問題は問題ないと思う。ただ、開発する意思があるかどうかという問題で日本の今日の工業力、科学技術の発達した段階において日本がその能力がないということはほとんど世界のどこへ行って聞いても能力ありと判定すると思う。問題は、その意思があるかないかということだと思う。」

（対　北村委員　参・内閣　41・4・19）

○海外派兵、核装備、徴兵

佐藤首相　「海外派兵、核装備、それからもう一つは徴兵、これは私は違憲だとかなんだとかいうよりもただいまの状況で私がやるかやらないかそのほうがまず第一に大事なことだろうと思う。ただ今その三つについて、私はいずれも具体化するような考え方を持っていない。そのことをはっきり申し上げる。」

（対　田口委員　衆・内閣　41・6・23）

○徴兵制度

佐藤首相　「ただいま考えておらない。」

佐藤首相　「（三次防更に四次防という発展の中で日本において徴兵制度をとるべきでないとこう理解

していいかの問に対して）言われるとおりである。」

（対　小林（武）委員　参・予算　41・3・19）

○国防意識

松野防衛庁長官　「日本が独立国たる以上、日本の国を守るという国民の意識、それに対する装備、それに対する部隊、それは平和憲法を念頭に掲げるなら日本の当然行なうべきつとめである。これが国防意識の一部である。」

松野防衛庁長官　「国防意識は自衛隊が一番高いと私は思っている。」

（対　小林（武）委員　参・予算　41・3・19）

○国力相応の防衛費のめど

福田蔵相　「いま一般会計の中で八％ぐらいになっている。また国民総所得のうちで一、三七％ぐらいな規模である。まあ大体これを基準にして、そして経済力もついていく、それに応じて自主防衛の体制を整える、こういうことかと思う。これが何％というような基準はないわけであって、大体国民生活を圧迫せずしかも国の安全の立場から考えて必要な程度、こういうことで決定すべきかと思う。」

福田蔵相　「歯どめは憲法九条である。つまり積極的に外国を侵すことはしない。もっぱら国の安全を保障するという立場の防衛である。かようなことで非常にはっきりした歯どめだと思う。」

（対　高田委員　衆・予算　41・2・9）

○公債と軍事費

福田蔵相　「公債を軍事目的に活用することは絶対にしない。公債を財源として行なう事業は軍事費を除いた公共的投資だけにこれを使う。軍事目的と公債発行とは何らの関係ないことをはっきり申し上げておく。」

（対　加藤委員　衆・予算　40・12・24）

○核兵器に対する災害対策

上原科学技術庁長官　「科学技術庁としても、原子力委員会としても、核兵器核戦争というものは全然考えていない。核物質の研究開発には平和利用に徹して、どこまでも安全を期して開発を続けていかなければならない、これが使命であるから熱心にやっていくけれども、核兵器に関して準備をするということは考えられないしまた考えてみたこともない。」

（対　楢崎委員　衆・内閣　41・3・1）

○核関係の事故対策

松野防衛庁長官　「防衛庁の図上演習にしろ、一般業務にしろ、核問題については非常に研究がおくれている。ほとんど研究が行なわれていないという方が妥当であろう。放射能測定のガイガー計算器程度のレベルしか防衛庁の研究には自信がない。この問題は原子力委員会、科学技術庁に依存する以外にはないと考えている。

しかし、被害を受けたときの防禦対策くらいは考えねばいかないかなという印象は私は持っている。」

（対　楢崎委員　衆・内閣　41・5・31）

六、国防会議

○国防会議の構成

佐藤首相　「国防会議のメンバーは前もって決っているのでこれを変更するような考はない。」

（対　楢崎委員　衆・内閣　41・6・23）

佐藤首相　「ただいまぜっかくの提案だが（練達な識見の高い民間人を何人か構成員として入れる）私は現行の国防会議の構成員で十分ではないかと思っている。さらに私も十分研究したい。」

（対　受田委員　衆・内閣　41・6・23）

松野防衛庁長官　「防衛庁としては（防衛計画等）原案をつくるときに事前に各界の意見を聞いているので、その限りにおいては十分反映していると思う。」

○国防会議のあり方

松野防衛庁長官　「国防会議のあり方等については、時々刻々検討すべき時期が来ていると思っている。国防会議というものはより以上権威を持たせ、より国民とともに責任を負うというふうな立場で運営さるべきである。今日までは、残念ながら国防会議のスタッフ人員機構というものは非常に弱小であるためにほとど防衛庁のほうからのお手伝いをうける、あるいは通産省からの意見も聞くという中二階的存在であって、実際の実働はいまの機構では不可能である。私はそこにも欠点があると思うので、国防会議の充実は近いうちに考えるべきであると思っている。いずれよく政府部内で相談して、その問題は近い将来に検討したいと思っている。」

（対　楢崎委員　衆・内閣　41・6・24）

七、防衛庁省昇格問題

○国防省問題

松野防衛庁長官　「防衛というもの、自衛隊というものの国民の認識を一日一日固めて、信頼を得た上でそういうものはやるべきだと思う。その意味で四年間という期間をかけたわけである。もうぼつぼつ国民もその期待に沿い得る自衛隊に成長したから、早く国防省をつくれという声も非常に強く出て来た。」

松野防衛庁長官　「私のほうには非常に要望の声が響いてくるが、一方的ではいけないので、その決定する時期には臨調の意見も十分そんたくした上で最後の決定をしたい。また各種の意見もちろん国会の各位の御意見というものを十分尊重した上でこれは提案すべきである。そういうことを含んでなるべく早い時期にできればやりたい。」

佐藤首相　「私はただいま世界の情勢に逆行するとこういわれるが、私はさように思わない。これはどこまでも行政機構の問題で、庁がいいのか省がいいのかこういう問題だと思う。だから直ちに内容の問題として議論することは賛成しない。」

（対　伊藤委員　参・日韓　40・12・3）

松野防衛庁長官　「今日内閣では国防省問題は検討中という一つのランクに入っているが諸般の情勢及び進行状況、議会の模様等を勘案して最終的に決定したい。国防省というものに提案したいという私の熱意は変っていないが、熱意だけでは成功しないので出す以上はぜひその成功をみたい、現実的にはまだ閣議決定までには至っていない。」

（対　内藤委員　参・予算　41・3・28）

第五　第三次防衛力整備計画

一、第二次防衛力整備計画の達成状況

○第二次防衛計画の達成状況

松野防衛庁長官　「第二次防衛計画は第一次防衛計画につづいて五ヶ年計画をして四一年度が最終年度に当る。計画の総額は当初は一兆二千億の予定で施行したが、四一年度の予算を含め大体一兆二千億で金額においてそう相違はない。内容については陸上部隊の人員一七万一五〇〇、海上部隊は艦船一四万トン、この二つについてはほぼその計画の目標は達成できたと思う。ただ足らないのは一七万一五〇〇の陸上部隊の人員において補充状況が八八%から八九%程度で約一〇%前後の補充不足ができている。艦船における一四万一〇〇〇トンは大体四一年の予算の施行によって完了できる見込である。航空部隊については、自動警戒管制装置が来年度の四二年度末完成ということで約一年ちょっとばかり計画の実施がずれている。しかし予定としては第二次防の中でこの計画の手はずは完全に整って、ただ装備が多少時間的にずれているのが二次防の概略である。」

（対　勝沢委員　衆・決算　41・4・28）

二、第三次防衛力整備計画の始期

○第三次防の一年繰上構想

松野防衛庁長官　「一次防、二次防をやってみて、一番大きな問題は年度別にこれを区切った、しかし防衛力は年度内に区切れるものはない。継続的行為でなければ防衛の増強はできない。そこで何とか二次防と三次防をつなぐ方法はないか、第二次防衛計画の最終年度を第三次防の初年度にあわせて第三次防の見通し青写真を早くつくる方が、部隊の編成装備の計画が円満に行く、そう考えて二次防を四年で打切る趣旨でなく、もちろん五年計画だから五年で実行するが、五年目を第三次防の初年度になると、そこに一年間の余裕ができてすべての準備計画がうまくゆく、こういうことを実は考えついたが、まだ決定したわけではなくて、いろいろ研究して十月ごろまでに結論をえたいと思っている。」

（対　伊能委員　衆・内閣　40・8・6）

松野防衛庁長官　「第三次防の準備調査計画費というものを四一年度予算の中に幾らか入れておる。これは予備準備であってまだ決定していない。したがって準備期間を入れれば五年プラス一年で六年になる。このほうがすべての計画にはよりベターだと思って六年計画というものを発表した。したがって一年が予備計画、調査計画、それを入れれば六年ということである、今回は入れるつもりでおる。」

（対　高田委員　衆・予算　41・2・9）

○第三次防決定の時期

松野防衛庁長官　「四一年度予算の編成がすむまではなかなか三次防の内容というものは展望がむずかしいと私は思う。」

（対　増川委員　参・決算　40・8・30）

松野防衛庁長官　「今国会中に国防会議ではかるという準備と意思はない。四二年度からという計画で今日まで進んでおり、四二年度から進行するのに便利なように今やっているので四一年から直ちに実行す

るわけではないので、この国会で審議する希望はない。」（対　永末委員　衆・予算　41・2・19）

松野防衛庁長官　「いつまでときめなければならぬことはないが、いままでは四二年度予算から出発させる、こうすると四二年度予算の概算要求の時期おそらくことしの秋ごろまでには確定しなければならぬと思う。」（対　勝沢委員　衆・決算　41・4・28）

三、昭和四一年度予算と第三次防衛力整備計画との関係

○昭和四一年度予算と三次防との関係

松野防衛庁長官　「四一年度予算には第三次防衛計画の構想は入っていない、第二次の最終年度である。しかし新規に開発とか研究とかいうものは将来第三次に成長するものであろうということが、厳格に申せば一番正確ではないか。」（対　木村委員　参・予算　41・3・22）

松野防衛庁長官　「四一年度の開発費はこれは四二年の三次防につながる研究科目の一つである。一つは旅客機一つは陸上の戦斗用の機械が試験用のが入っている。もう一つはバッジシステムというのは完了するからそれを将来拡大する意味である意味の研究費が入っている。それから戦車四〇両が入っている。また当然日本が国産としてできる最高の能力の試験研究費も入れてある。」（対　木村委員　参・予算　41・3・22）

松野防衛庁長官　「第二次防衛計画になくて第三次防衛計画だけのものが本年度の予算に入ったというものはない。第二次防衛計画の中でおくれたものが今回の予算で計上された。その主なものは開発的なも

のである。二次防でもっと早く準備すべきものがおくれて最終年度になってこれが開発された。これが第三次防につながるものだということは言えるが、二次防になくて三次防のものが今年の予算に入ったというものは一品目もない。」（対　田口委員　衆・予算・第二分科　41・3・1）

大村防衛庁経理局長　「二次防で政府できまったものは二次防の重要装備品の整備目標と、二次防の総所要額を一応概定したということでこまかいことはぴしりときめたわけではない。二次防三次防と一応申すけれど、やはりその間の年度年度のつながりは常に考えながら施策をすすめて行かねばならぬ。四一年度の予算に組まれているものは三次防に関連あるものは相当あるけれども、そういうものは二次防で全然○予定していなかったかと申すと、広い意味では研究開発費の一部参考器材購入費の一部であるから、その一意味では二次防にも大体予定していた。それがまた三次防にもつながる。こういうことである。」（対　田口委員　衆・予算・第二分科　41・3・1）

四、第三次防衛力整備計画の概要

○第三次防衛力整備計画の概要

松野防衛庁長官　「今日までの防衛力の充当状況が第一次防第二次防では、ある意味では数量をそろえるということに重点がおかれてきたが、第三次防からは時世の変転あるいは科学兵器の諸外国の開発の進歩に伴なって、量と同時に質的向上—陸上部隊においても質的向上ということで機動力を充実させ、海上

部隊においては艦船の増強ばかりにあらずして艦船の警戒能力海上部隊における活動能力を付与し、航空部隊においても同様に今日までのパイロットの技術の向上とか飛行機の性能ー同じ飛行機でも稼動力をあげる、性能をよくする、整備を完備するという質の向上に置きたいというのが第三次防の目標である。したがって、総予算も国民所得に応じて二%程度までは、最終年次において国民の負担も耐ええるのではないか、逆に言うなら、国民から納得してもらえるのではないかというので、概略第三次防の最終年次において国民所得の二%程度のものを目標に今日概算的な作業をすすめている。しかしまだ各省に打合せもしていないし、国防会議にもはかっていないので、これは一つ第一原案という程度でお考えいただきたい。ただ二%と申しても国民所得が幾らになるかという基準がまだ政府部内でできていないので、概算数字二兆七千億という数字が一応新聞紙面に出たが、これは非常に変動の多い数である。」

（対　勝沢委員　衆・決算　41・4・28）

○第三次防衛力整備計画

松野防衛庁長官　「初めてアジアの国で核兵器が製造され開発され装備されるという国があらわれるなら、わが国の防衛としては重大な問題であることは異論がないことだと思う。したがって、第一次防第二次防は数量の増強に重点を置いたが、第三次防では数量にあわせて、内容の充実、質の向上に重点を置くところが特徴と言える。ナイキアジャックスの問題についてはアジャックスよりも性能の高い、ハーキュリーズ程度のものをただいま考えているがもちろん核装備の考えはない。陸上一八万は十分第三次防では達成できる自信を私は持っている。今日でもその充足率は八七、八%だし四一年には八八%を上回るのではないか。おそらくことしの秋ごろは増員の希望が出てくるのではないかとさえ考えている。戦斗機の問題は将来において戦斗機は当然新機種を選定しなければならない。しかし三次防では、まだ選定する程度で装備するまでには至らないと思う。連習機においてはぜひ国産によって増強をしたいと思うが国産までできるかどうか今日まだ検討中である。できるなら五、六十機の練習機はすでに消耗が激しいので消耗の補充の意味で必要かと思う。中型の輸送機これは二〇数年たって老朽化しているので、本年の予算から開発予算を計上するので国産開発の予算計上と同時に開発を本年から着手してぜひ三次防のうちには完成機ができる予定にしている。」

（対　楢崎議員　衆・本会議　41・4・21）

五、第三次防衛力整備計画の基本的考え方

○第三次防の基本的構想

松野防衛庁長官　「国防力の増強は基本的には国民の納得、国民の理解その中における財政の比率それが基本的国民負担に直接結びつくものである。同時に第三次防衛計画においても国民の理解、国情に応ずるものにまず限定をしてその予算の最終年度大いに自粛して国民所得の二%程度という感じで一つの歯どめを持ったわけである。諸外国の例を見ても、日本よりも国民所得の少ない国でも相当な比率の国防費を負担している今日から見るならば、私はそう大きなものでないと思う。第三次防も第一次第二次防の成長度合に応じて、ある程度それを地固めしたいという気持である。たまたまその機会に中共の核装備でも完成されるなら、それはそれに対応するもの、別にそれに直ちに対応といわないが国民に物心ともに受ける脅威

が国内に感ぜられるならば、それに応ずるもの、国民が安心できるものは国防の必要上当然考えなければならぬと思う。」

福田蔵相　「わが国の防衛力はあくまでも防衛的なものである。外国からの侵略にのみ備えるものであって、積極的に他国を侵すということは考えていない、しかしそれにしても今日のわが国の防衛は足りないというので日米安全保障条約に依存している。かような状態を考えているときに、わが国の防衛力は国力に相応させながら逐次増強していかねばならぬ。そういう考え方からであるが、第三次防については私は何も聞いていない。国民所得の二%というとこれは相当なものである。お話のように（最終年度）七千億ということにもなろうが、私は最大の防衛は国民の生活がおのおの安定していることだと考える。従って防衛力増強という自衛隊の増強計画はあくまでも民生の安定財政の中におけるバランスを総合的に見て考えねばならぬと思う。」

（対　北村委員　参・予算　41・3・22）

松野防衛庁長官　「総数については推定がむずかしい。第一は国民所得、国民総生産の予想というものを基本にして私のほうはじかにはじかねばならぬ。国民所得の六年先の見通というのは現在の政府機関ではまだ一つも確定的なものは出ていない。ただ私のほうの数字が出たのは先般の中期経済計画というものをかりに前提とした場合、最終年度において国民所得の二%と予想した場合、どういう数字が出るか、これがただいま言われた二兆何千億という数字をあげるところで話をしたかも知れない。その数字は非常に動くことは了解いただけるかと思う。装備品の問題はいままでの過去の実績を見ると大体装備品ーいわゆる消耗的なものと装備的なものは全予算の中の半々ぐらいである。燃料とか消耗品を入れれば六対四で六が

大体物に対する発注に当たる。四が人件費的な経費になっている。しかしその中で燃料とか必要なものを引くと、いわゆる装備品として購入するものは五対五で大体当たっているだろうと思う。今後とも大きな物価変動がない限りは、全予算の五〇%からまあ消耗品まで入れれば六〇%というくらいのところは一私の方の防衛計画の人員を特にふやす計画はないから、やはり全予算の中に占める購入費というもののパーセンテージがふえるであろうから、消耗品まで入れるなら六〇という予想が大体当る、これよりも下らないだろう。」

（対　大出委員　衆・予算・第二分科　41・3・2）

○三次防と日本の自主防衛体制

松野防衛庁長官　「第三次防衛計画が整備すれば、今日よりも自主的な防衛力というものが増大することは事実である。しかし完全に到達するというにはまだ少し足らないと感じる。これは世界情勢の変化あるいは諸国の状況にもあるが今日の状況に大きな変化がない限り、自主防衛体制に近づくと思うが、完全であるということまではまだとても到達できないということが、私たち真実の姿である。」

（対　受田委員　衆・内閣　41・6・24）

○中共の核武装と第三次防

松野防衛庁長官　「アジアにおいて唯一の核製造が出来る核兵器が製造されるということは世界の常識から言って非常に脅威的なものであると、これは理の当然であると思う。そこで三次防の問題については、その時期いつごろ開発されるかあるいは世界の情勢がどうなるか、そして日本の防衛はどうなるかという観点から三次防を目下検討中であるので、その検討が完成したときにそれに対応する、あるいは日本とし

て自衛の最大限の防衛計画を立てたいこう考えている。」（対　鈴木委員　参・予算　41・3・25）

松野防衛庁長官　「そういう情勢（中共の核の進展）ももちろん情勢の変化として重要な項目である。したがって第三次防においてもそういう場合というものについて考えねばと考えている。」（対　永末委員　衆・予算　41・2・19）

○第三次防衛計画と米軍駐留

安川外務省北米局長　「平時アメリカ兵が一兵もいないアメリカの基地は一つもないというようなことが予見し得る将来に起こるとは実は予想していない。あくまでも防衛に必要な限度の基地なり米軍の駐留というものはある程度は必要であると思う。第三次防衛計画が実施されたら米軍がさらにどのくらい撤退可能かということは、まだ第三次防それ自体がきまっていないし、主として軍事的な判断によるので答えるのは不適当だと思うが、かりに第三次防ができてもそれによっていまある米軍が全部撤退するようなことはとうてい起こり得ないと考える。」（対　北村委員　参・内閣　41・4・21）

○三次防は伸縮性あるもの

安川外務省北米局長　「第三次防はあらゆる場合の変化に応ずるように、三次防という固定的な、机上の数字的なものに実は基本的にしたくないと思う。したがって三次防をきめてもそれが途中で変化できる、対応できるというある程度の伸縮性のあるものを私はきめたいと思う。」（対　永末委員　衆・予算　41・2・19）

松野防衛庁長官　「やはり国際的情勢、兵器の改良進歩、三年間の実績というものをあわせて、六年の固定的なものよりも、三年目にはもう一度見直すという制度があることのほうがより安全である。」（対　大出委員　衆・予算・第二分科　41・3・2）

○二％の国防費

松野防衛庁長官　「三次防二％の国防費というのは最終年度の目標である。二％平均で五年間やるという意味ではない。ことしの予算でいって一、三八ぐらいである。それを二％にもっていこうというのは五年間のうちに最終年度に二％に持っていくという意味で国民の納得は得られると思う。最近の世論調査では国防に対する関心も非常に高まり、これだけ高まったのだからおそらく予算についても理解はあり得るだろう。諸外国の例をみても国防費は二％にしても世界の最少の負担である。大体先進国独立国の防衛負担は国民所得の三％ぐらいである。」（対　黒柳委員　参・予算　41・3・26）

○三次防総予算二兆七千億算出の基礎

松野防衛庁長官　「二兆七千億というのは、防衛費として今後国内における装備をするためにはこういうものが必要であるという方面から、二兆七千億という数字の基礎が出た。逆に言うならば、国民所得にそれを対比していくならば二％を目途としていくとちょうどこれになる、こういう両方の面から出ている。毎年毎年の積み上げではない。一つのカーブとしてかいた場合だからこの二％というものと二兆七千億というものの関連は、非常に不明確である。また不明確以外の数字はここに出てこない。したがって二％に重点を置くのか、二兆七千億に重点をおくのかによってうんと違ってくる。二兆七千億は二％よりもうん

と下回って一、八くらいの数字になるのじゃないかと予想している。」

（対　楢崎委員　衆・内閣　41・6・24）

○二兆七千億の各年の予算要求額

松野防衛庁長官　「今日経済成長率が八％という場合、このままいけば防衛費というものは国民所得に対して一、三七％をずっと維持してしかいけない。防衛努力をするため二％に上げるならば、本年度予算が三千四百億だから三千四百億から毎年八％ずつふやせばいまと同じ比率、一〇％程度ふやすと大体二％に近いものになってくる。したがって、毎年国民所得が八％のびた時防衛費を一〇％程度ふやしていくと、どうやらその二％という数字に実は落ちつく。前提が狂ったときは別であるが、そういうのが過去においてて計算をした一つの基礎になっている。」

（対　楢崎委員　衆・内閣　41・6・24）

○第三次防と中期経済計画

松野防衛庁長官　「そのときの資料は（四六年度国民所得の二％として第三次防総額三兆円）は中期経済計画を基礎として一応の算定を私のほうはした。ところが今日中期経済計画は今日破棄されたので、したがってその三兆円という理論は出てこなくなった。これは大きな情勢の変化である。中期経済計画も六年先まで実はなかった。かりに推定してこれをやった。推定の基本がはっきりしなければ三兆円という数字もかりに二％希望しても出てこないのである。」

（対　高田委員　衆・予算　41・2・9）

○経済計画と防衛計画

松野防衛庁長官　「国民所得の何％という基準をもって策定するなら、政府の確定的な方向がなければできない。しかし防衛計画はそれができない場合にはどういう計画を立てるかということはまた別な方式で考えられると思う。」

松野防衛庁長官　「第二次防衛計画でも経済見通しというものが確定しないうちにきめてやった。それではあまりよくないから、私は経済見通しを立ててやる方がベターだと思って今日まできたが、情勢の変化があるから、その情勢の変化に対応して経済計画がかりに立たなくとも防衛計画はその範囲内で考えていかねばならぬと今日考えている。」

松野防衛庁長官　「秋ごろ新経済計画が出されるようだが、防衛計画を先にきめてもまだ経済企画庁長官と打ち合せをしていないが、そんなに経済計画をじゃまするものでないと思う。」

（対　永末委員　衆・予算・第二分科　41・3・2）

（対　楢崎委員　衆・内閣　41・6・24）

○第三次防と装備の国内生産

松野防衛庁長官　「第三次防においてはなるべく国内生産で調達したい。いままでは大体八〇％程度は国内調達この中で国産は実は七〇％である。ことに航空機産業の場合F104だと今日は六四％から八〇％近いものは国産、残念ながら三六％程度はまだ輸入部品を使わなければ組立てはできない状況である。第三次防で一番大きなのは航空機工業の輸送機であるが、四〇機は全部国産でしたい。エンジンの開発はどうか知らぬが、これは大体八〇％程度は全部国内調達でいきたい。なお問題の多いミサイル兵器、これもぜひひとつ国産でいきたいと言うのでただいまホークの国産をぜひ進めたいと思う。なおナイキも国産化したいということを研究さしているが、大体できそうな見通しであるなら、ナイキの国産まで第三次防で前

したいと思う。最後に、飛行機では練習機が不足である。いままで練習機は一マッハ程度であったが、今度一・三マッハぐらいの練習機これが国産化できると日本の航空レベルは驚異的なレベルアップが出来る。この練習機の一マッハ以上の練習機が国産化できるかどうか、これができると非常な前進になる。これは目下検討しているが、多少まだ見通しがつかない、これが国産化できるなら第三次防で国産化計画を推進したい。その次には戦斗機といいたいのだが、戦斗機はまだちょっと見通しが一いまのところ。これが可能ならば四次防ではおそらく戦斗機までぐらいの航空機工業のレベルアップができるであろう。なるべく最大限の努力をして国産化の推進を三次防で集中したい。輸入するという考えはほとんど実は私の念頭にない。しかししかたがないものは部品輸入程度のものはあるかも知れない。」

（対　船田委員　参・予算　41・3・26）

○第三次防と防衛産業

三木通産大臣　「防衛産業に対する基本的な方針は、われわれ防衛力が必要だという前提に立っているのだから、わが国の防衛産業を維持育成する、しかも技術あるいは経済の許す範囲内において国産化していくというのが基本方針である。第三次防については防衛庁から協議をうけるならこういう基本方針に沿って協力する所存である。」

（対　楢崎議員　衆・本会議　41・4・21）

○第三次防とMAP

松野防衛庁長官　「第三次防においてはMAPなどを期待しなくても十分私はやっていける。アメリカから要請を受けたことはない。MAP計画は今後われわれは何も束縛もされなければ、計画もなければ日本独自の立場で独自な国内調達をすすめるから、MAPには全然影響ない。」

（対　木村委員　参・予算　41・3・22）

○財界との懇談会

松野防衛庁長官　「昨日話をしたのは（財界との懇談会「防衛懇談会」の席上三次防計画とくに装備の国産化について話をしたこと）戦車四〇〇両で三〇〇億、輸送機五〇機で約五〇〇億、地対空ミサイル・ナイキ三個大隊四〇〇億、ホーク四個大隊四〇〇億、艦艇七万トン一五〇〇億、輸送機以外の飛行機約五〇〇機で四〇〇〇億、こういう内容であった。」

松野防衛庁長官　「この数字で三次防がきまるわけでもない、まだこの数字は確定的なものではない。一応こういうふうな国産化を推進したいが国産が可能かどうか諸君も大いに勉励して下さいという一つの基準を私は申し上げたわけである。これが三次防に入っているとか、三次防の総ワクを説明した段階でもない。その時期でもない。こういう程度のものは国産化したいという一つの希望の装備品として代表的なものを申した。」

（対　岩間委員　参・予算・第二分科　41・3・29）

六、第三次防衛力整備計画における個々の装備品

○L90

松野防衛庁長官　「L90はまだ試験開発の意味で一基だけの問題で、これを本年実施試験をしてはたして

有効であるという判定がついた時にこれを決めたい。したがって正式な装備品と決定するにはもう一年かかるのではないか。」

（対　永末委員　衆・予算・第二分科　41・3・2）

○三〇型ロケット

松野防衛庁長官　「これは国産で、ただいま試射の段階まで実は成長している。その結果良好ならば国産品なので、量産の傾向というものが相当うかがわれると思う。」

（対　永末委員　衆・予算・第二分科　41・3・2）

○六一型戦車

島田防衛庁防衛局長　「三次防の作業はまだ検討中なので戦車についてもそういう構想（どんどん生産してこれを配備する）についてはまだ明確には申し上げえないが、従来から六一型戦車を長期一括国産で整備して来た。これを三次防期間中においても引き続き整備してゆきたい、現在持っている米軍から供与された戦車は古く、三次防期間中に相当減耗するのでそういう戦車のバイプラインというか逐次広げて行きたい。」

（対　永末委員　衆・予算・第二分科　41・3・2）

○新型護衛艦

松野防衛庁長官　「日本の沿岸周辺の海上警備のために、足の長い船が少ないのだから、有効なものをつくりたい。少ない船で有効な警備範囲を持ちたいというとやはり水上艦艇にヘリコプターとかいう航空力を加味するその意味でヘリコプターを搭載できるものを持ちたいという気持を持っている。」

○FXの問題

松野防衛庁長官　「F104はアメリカからの導入国産である。したがって米軍として試験した場合には、F104は三千時間以上の耐用という飛行時間の限定の規格に合格した飛行機であるから、三千時間以上を耐用年数としている。F104は十年というと昭和四五年以上までは十分使えると思う。それに応ずる新規の飛行機の研究あるいは装備の準備をしなければならぬというのが三次防で、いまから始まる防衛計画の基本になってくる。次期FXについてはまだ調査委員会をつくっていない。いまから委員会をつくって世界の中で日本の防衛に適したものの選定をしたい。それが国産化できれば非常にいいが、まだ日本の研究技術ではそこまでは、私がいかに希望しても、とてもほど遠いのではないか。その手前の練習機をひとつ国産化したいと思って練習機の国産に力を入れているが練習機の国産もいまの日本の技術ではできるほうが五分できないほうが五分という現状である。ただ練習機の国産ができるなら将来戦斗機の国産も可能であろうというので、なるべく国産技術の水準に合わせてわれわれは防衛計画をつくりたい。」

（対　北村委員　参・予算　41・3・22）

島田防衛庁防衛局長　「三次防期間においては主力戦斗機としてはF104を考えている。F104七飛行隊を維持していくということである。ただF104Jもいつまでも維持していくというわけにはいかないので、ある段階になると当然次にかわる優秀な戦斗機を検討せねばならないのでこういう時期はくると思うが、現在の段階ではFXと言われる戦斗機が何であるかということについて全く検討していない。したがって、いまお話しのF111についてもその性能等についてあまり私どもとしては具体的な検討をしていない。」

（対　楢崎委員　衆・内閣　41・6・24）

○ＣＸ

大村防衛庁経理局長　「ＣＸとは航空自衛隊で使っている輸送機Ｃ46の後継機のことである。Ｃ46はできてから約二〇年もたっている老令機であるから、二次防策定の当時から、その後継機の開発が内々内部で考えられておった。これは二次防の重要整備目標外ではあるが、四一年に初めてＣＸが起こり、基本設計予算が組まれたが当初関係者が考えておったよりずれて実現したと言える。」

（対　田口委員　衆・予算・第二分科　41・3・1）

○ナイキハーキュリーズ

松野防衛庁長官　「私はやはりナイキハーキュリーズ程度の性能あるものは是非必要だと思う。ナイキハーキュリーズかといわれるともっといいものがあればもっと性能のいいものがほしい、この辺でいま苦慮しているところである。」

松野防衛庁長官　「いまもし、ナイキハーキュリーズに決定するという場合には、相当の数を予定しなければ私は決定しないつもりである。相当の数というならば、国産ということもこの中に含んでその上でこの問題をきめないと、輸入だけできめるわけにいかない。後継生産補給生産ということもあわせ考えねばならぬ。すべての資料がととのい国産化ということが可能かどうかその見込がきまらなければ、その品目決定は延して防衛についての万全を期したいと思う。」

（対　永末委員　衆・予算・第二分科　41・3・2）

松野防衛庁長官　「ナイキハーキュリーズを実は日本に装備するかしないかというのが第一問題である。これは多年国会でも議論がある。今日ナイキアジャックスという現有装備では世界の水準から見て旧式である。大体世界はナイキハーキュリーズを防空兵器として採用している。日本も世界の水準に達するものを装備しなければならないと私は思っている。しかし国産までにはこの方はもっとおくれており、国産できるという見通しが五〇％、できないという見通しが五〇％、そのほうがもっと実は技術的におくれておる。」

松野防衛庁長官　「ナイキハーキュリーズときめたわけではない。かりにハーキュリーズの性能をいうならナイキアジャックス、現在日本で装備しておるものの大体距離が三倍という性能だから、性能において格段の進歩である。」

（対　多田委員　参・予算　41・3・9）

松野防衛庁長官　「ハーキュリーズはぜひ設置したいと思うが、核弾頭の問題は全然考えておらない。なお核弾頭をいつでもつけられるような状態で装備はしない。」

松野防衛庁長官　「日本で開発するというハーキュリーズＪという日本向きのものをつくりたい、また開発したい、装備したいということである。したがって核弾頭はＪの場合は全然そういうものはない。そういう考えで開発装備したい。」

松野防衛庁長官　「全般技術導入なしで一〇〇％つくる即ち一〇〇％国産ということはいまの日本の技術ではできないと思う。要するに国産率を六〇％にするか七〇％にするか、八〇％にするかということである。」

松野防衛庁長官　「アジャックスと同じくハーキュリーズも一個中隊九基である。」

（対　楢崎委員　衆・内閣　41・6・24）

○ナイキ・ハーキュリーズの価格

松野防衛庁長官　「マスの価格で言うならば、一個大隊が、これは装備とあとの補修、燃料の補給、部品の取りかえ、そういうものでうんと計算が違ってくるが、大体十年間の長期の見通しでマスの価格を計算するならば、二百億くらいのものがまず計算される。その後の修繕とか維持というものを入れると、これとはまた別な計算になるが、大体いままではマスというものはナイキの場合二百億ぐらいのものが一個大隊（一個大隊は四コ中隊・一コ中隊は九基）の基準になっている。」

（対　楢崎委員　衆・内閣　41・6・24）

○ホーク

松野防衛庁長官　「ホークの関東地区における整備がまだ完全にできておらない。これを早く整備したいというのが今日の段階である。将来、ホークの整備というのは日本の防衛上必要であるので国産化をしたい。しかし今日国産化できるかどうかまだ実は確実な資料はない。できるならば、国産化したいという意向をもって国産可能かどうか技術的な研究をいまさせている。まだホークの契約をした会社はないと思う。同時にまだその段階に至っていない。」

（対　多田委員　参・予算　41・3・9）

松野防衛庁長官　「国産の方針は三次防をきめるときにきまるのではないかと思う。」

（対　永末委員　衆・予算・第二分科　41・3・2）

○ナイキ・ホークのアメリカにおける新規生産

松野防衛庁長官　「ナイキ・ホークのアメリカにおける新規生産は今日は中止している。ただしホークがもう要らぬという意味ではない。ホークの必要な部隊は全部装備してしまったからもう新規なものはアメリカとしてつくらないでよろしいという意味で生産を中止している。部品補給の生産は中止していない。今日も継続しておる。」

（対　北村委員　参・予算　41・3・22）

○レーダー網の改良強化

松野防衛庁長官　「バッヂは予定通り四二年に完成する。そのバッヂ以外に将来のレーダー網の進歩発達に応じてレーダー網におけるレーダーの能力の発展のために、第三次防では改良強化しなければならないという点は私どもも今日痛感しているので、そういうものも第三次防の中に入れたいと思っている。」

（対　北村委員　参・予算　41・3・22）

第六　防衛庁（自衛隊）関係

一、全般

○国防白書

松野防衛庁長官　「（政府の公的な国防白書のごときものを出して国民に訴えるということは）まことに建設的な意見であるから、十分意向をそんたくして、その準備を、研究をしたく思う。」

（対　永末委員　衆・予算　41・2・19）

○自衛隊の実力

松野防衛庁長官　「直接侵略の内容は、これは想定できないが、現在ある兵器を最大限活用して大体一ケ月間はその兵器が使用できる。

減耗率を考えるとこれはわからないが、一応補給としては一ケ月以上はこれで活動しうる。これはすべてのものが破壊されずに補給だけでの話である。弾丸とか、諸種の部品の整備とかが最大一ケ月以上は大体持てると思う。」

松野防衛庁長官　「それについては日米の協定はない。一ケ月が三ケ月、三ケ月が六ケ月、なるべく充実したいという方向で努力しているが、今日の現在の制度では一ケ月以上程度しか整備ができない。」

（対　森委員　参・予算　第二分科　41・3・29）

○海上自衛隊の能力

松野防衛庁長官　「海上の守備範囲は領土、領空、領海から外に出て公の海ということになる。したがって、どこまで護衛すればいいかということは議論の多いところである。せいぜい日本の近海周辺、小笠原程度の距離しか今日はまだ日本の防衛能力は海上においてその程度の能力しかない。」

（対　北村委員　参・予算　41・3・22）

○自衛隊法第八〇条と海上保安庁法第二五条

松野防衛庁長官　「御質問の点（海上保安庁法第二五条（「海上保安庁又はその職員が軍隊として組織され、訓練され、又は軍隊の機能を営むことを認めるものと解釈してはならない」）との趣旨より自衛隊法第八〇条（防衛出動とか命令による治安出動にあたって自衛隊の全部または一部が出動する場合には、必要があれば海上保安庁を防衛庁長官の統制下に入れることができる）の規定は明らかに矛盾するので、少くとも自衛隊法第八六条の規定と同じ扱い（連絡及び協力義務を負わせる）に改正すべきではないか）は検討したかどうかは、私の引き継き私の記憶にはない。私就任してからは検討した実績はない。この御提案に対しては即答できないが、海上では、陸上部隊と違い守備範囲が広い、その上相当連絡を密にせねば海上の勤務、正常な勤務に支障がある。こういう意味で陸上部隊と同じように問題を同一視するには多少状況がちがうのではないか、しかし、なおこれを機会に検討するつもりである。」

（対　石橋委員　衆・予算　41・2・17）

○機密保護法

松野防衛庁長官　「機密保護は今日までは米軍とのMASによって協定されたものについてはある。国内

法では刑事特別法というのはあるが、一般国内生産については機密保護はない。しかし機密保護はなくても、機密としては必要なものがあるので、機密の指定はするが、その罰則、その刑法的罰則がないというのが、日本の一つの諸外国に例を見ない問題である。不便があるといえば、不便があることもあるが、今日はその不便を忍んでなるべく機密が漏洩しないように、公務員法も多少機密問題があるので、公務員の機密程度のものしか今日ないことは指摘のとおりである。」（対　船田委員　参・予算　41・3・26）

二、自衛隊の行動

○間接侵略

松野防衛庁長官　「外国の教唆あるいは援助によって国内に組織的秩序破壊行動を起こったことこれが間接侵略である。」（対　稲葉委員　参・予算　41・3・10）

松野防衛庁長官　「いかなる形式で、いかなる方法で、間接侵略というか、蜂起あるいは暴動が起きるかということは予想つかない。幸い今日、まだその危険性は日本にはない。間接侵略の対応というものをまだ自衛隊はしたことはない。」（対　楢崎委員　衆・内閣　41・6・24）

○対象勢力

松野防衛庁長官　「わが国を直接・間接的に侵略する勢力、これを対象勢力と一応概念的に呼んでおる。」（対　楢崎委員　衆・予算　41・2・18）

○領空侵犯に対する措置

松野防衛庁長官　「自衛隊の職務は領空侵犯の場合には規定によって、まず領空を侵さないようにこれに対する警告を発する、領空を侵した場合には直ちに着陸するように措置をする。なおかつ向こうが攻撃して来た場合には、正当防衛の発動しなければならぬ。この三つの段階が領空侵犯の今日の規定である。」（対　横川委員　参・決算　40・8・31）

○治安行動教範草案

宍戸防衛庁教育局長　「治安行動教範なるものはまだ作成していない、検討中の段階である。現在においては、治安行動の訓練についての陸上自衛隊全体を通じての統一した訓練の準拠は正式なものはない。こういう段階だけれども、各部隊は法律に基づく任務を持っているので訓練はやっている。その訓練にあたっては教範はないが、陸幕で作成しておる各種機材の用法の説明とか、いろいろな法規の解釈とか、あるいは各種訓練の成果とか、そういった資料を参考として、それぞれの部隊における訓練の基準を部隊で立ててその訓練を実施しているとこういう状況である。現に行動教範の草案は確定的なものは出来上っていないが、一応いろいろな案があるわけで、その案の一部は参考として訓練に当っている。」（対　岩間委員　参・決算　40・10・20）

○自衛隊遠洋航海部隊の靖国神社参拝問題

松野防衛庁長官　「要するにこの趣旨は信仰上の行事に参加するわけでない。靖国神社参拝というのは国防の英霊に対する礼、したがって宗教上の行事でなく精神的行事である。靖国神社でいろいろおはらい

をしたり、靖国神社の行事に参加したりする趣旨ではない。その意味で憲法に抵触するものではない。」

（対　村山委員　衆・内閣　41・6・24）

○防災と自衛隊

島田防衛庁防衛局長　「わが国における防災については、防衛庁としては災害対策基本法に基づいて防災業務計画を作成し、それに基づいて防災業務を実施している。また各都道府県における防災については、自衛隊の部隊指揮官が地域防災会議の委員として地域防災計画の立案に参画し、それにより作成された計画に基づいて防災業務を行なっている。首都の防災は東京都が中心となり防災に関する研究を行ない、計画を樹立しそれにもとづき訓練を実施しているが、自衛隊では陸上自衛隊の第一師団、海上自衛隊の横須賀地方隊が首都防災の業務に任じ東京都はじめ関係機関と協力して任務に当っている。」

島田防衛庁防衛局長　「防災に関する自衛隊の訓練はしばしばやっているので、三九年には六回、四〇年に入って二回実施している。」

○デモと自衛隊

松野防衛庁長官　「デモを対象に自衛隊の行動は規定していない。」

永山国家公安委員長　「デモの関係では、防衛庁長官とお話をすることはない、また警察はいま防衛庁へ援助を頼むという考えはない。」

佐藤首相　「陳情あるいは請願等のデモはおそらく良識によって行動することだ、このように思うので、さような状態のもとにおいて、自衛隊云々の問題は絶対ない、かように思う。」

（対　横路委員　衆・日韓　40・10・28）

三、定員関係

○自衛隊の階級別充足率

宍戸防衛庁人事局長　「陸から申すと、幹部で九六・九%、曹で九六・二%、士で八二・九%、陸で合計すると八九・一%、これは五月三一日現在で申している。海のほうは、幹部で九九・九%、曹で九七・六%、士で九七・九%、海を合計して九八・二%。空は、幹部で九九・五%、曹で九七・七%、士で九九・一%、合計して九八・七%。そのほか統合幕僚会議があり、これは九四・九%。陸海空及び統幕を合計して申すと、幹部で九八・〇%、曹で九六・七%、士で八七・〇%、全部を合計すると九一・九%、このような数字になっている。」

（対　村山委員　衆・内閣　41・6・24）

○陸上自衛隊の欠員

松野防衛庁長官　「陸上自衛隊の補充状況は、定員が一七万一五〇〇それに対して四〇年末で八六・七%であった。それが昭和四一年一月になると、八七・八%、この二ケ月間で約一・何%ふえた。三五年以降八五%程度まで落ち込んだ時もある。しかし、今日はだんだん上り一月は八七・八%、九〇%程度まで

はこの一、二年で上昇する、九五％ぐらいには四、五年で上昇すると、私たちは十分自信を持っている。」

松野防衛庁長官　「十分志願制度でやっていける。」（対　小林委員　参・予算　41・3・19）

○自衛隊の応募状況

松野防衛庁長官　「本年の募集予定が二万二千人、応募者が約五万一千人である。」

松野防衛庁長官　「ベビーブームといっても、兵隊の必要な年限が一八才から二四、二五才までである。その最高のピークを人口別にすると四三年ぐらいから一番高い。それからだんだん低下する。それが、今後の自衛隊における問題点である。その辺が実は三次防の一番頭の痛いところである。」（対　黒柳委員　参・予算　41・3・26）

○募集方法

堀田防衛庁人事局長　「年度を追って街頭募集は縮小をして組織募集に持ってゆきたい、東京地連における募集の目標も四〇年度は街頭募集を大幅に減らす、市町村あるいは地連の窓口等に重点を置くという募集方法をとり、指摘のたうな方向でやっているが、全然街頭募集を廃止したという状況にはまだ至っていない。」（対　伊藤委員　参・内閣　40・10・4）

○除隊率

松野防衛庁長官　「若年の士が一番除隊率が高い。一割五分程度である。」（対　永末委員　衆・予算・第三分科　41・3・2）

○予備自衛官増強の方針

松野防衛庁長官　「予備自衛官をどの程度にすればいいか、なかなか結論は出にくいかと思うが、しかし常識的に考えて予備自衛官というのが日本の場合は二割くらいまでは最高期待されるのではなかろうか。今月はまだ三万名だから一割わずかしかないのではなかろうか。将来は二割くらいまでは予備自衛官の比率を拡充したい。」（対　伊能委員　衆・内閣　40・8・6）

○予備自衛官の充足率

宍戸防衛庁人事局長　「ことしの三月で申すと、定員二万四千人に対して現員は二三、一九二人で、充足率は九六・五％になっている。」（対　村山委員　衆・内閣　41・6・24）

○防衛駐在官

松野防衛庁長官　「防衛駐在官は十カ国に人員で一五名派遣している。ベトナムには一名派遣したいという希望を持っている。韓国にはいまのところ計画はない。」

安川外務省北米局長　「防衛駐在官は一般のいわゆる武官と大体同じ任務を遂行していると考えていただいてけっこうだと思う。日本の場合は大使館に配属されて大使の指揮監督のもとに駐在国の軍事情勢について調査をしてそれを本国に報告することを主たる任務としている。特定の国といわゆる軍事協力をするというようなことは全く任務としていない。」（対　高田委員　衆・予算　41・2・9）

○防衛駐在官の身分

高野外務省官房長　「防衛庁から外務省に出向して外務事務官になり在外公館に配置される場合に防衛駐在官、これは外務職員である。ただし防衛庁のほうとしては兼務。外務省が基本で、そのあと防衛庁の自衛官の身分を兼務することになっている。」

（対　田口委員　衆・内閣　41・3・16）

椎名外相　「防衛庁長官には区処権はないようである。外務大臣を通じて状況を知るということである。」

（対　村山委員　衆・内閣　41・4・7）

○自衛隊員の長期海外派遣者

堀田防衛庁人事局長　「アメリカ二名、ベトナム一名、計三名である。アメリカの二名は、相互援助条約に基づいてアメリカからいろいろな装備品が送られてくるが、それの連絡、調整、促進という仕事で派遣しており、ベーイョンに一名、サクラメントに一名の二名である。」

（対　田口委員　衆・内閣　41・3・16）

○少年自衛隊員の構想

松野防衛庁長官　「教育隊として青年を採ろうという新しい構想をもっている。各部隊に配属するということはやらない。大体かりに何千人という場合には、総監中心に教育隊として青年を学校的なものにするというので、戦斗隊員として配属する構想はもっていない。」

松野防衛庁長官　「一六才で採った場合、自衛隊のその学校教育を受ける宣誓で、一八才になっていよいよ定年に達したときに自衛隊員として宣誓する。したがって、一六才で自衛隊の宣誓をさせるわけではない。一六才の場合は、二年間の教育を受けるため入校をする。その間の服務規定を守るという宣誓である。したかって、それかいよいよ自衛隊に入るときには、さらに宣誓をする。これは、防大でも同じようなものである。」

（対　楢崎委員　衆・内閣　41・6・23）

四、服務・給与

○任期制隊員の退職金

堀田防衛庁人事局長　「現在任期制隊員が二年ないし三年たってやめていくときの退職金は百日分、大体五万円前後で、警察予備隊が発足したときには、任期制隊員は退職するときに六万円もらっており、現在ではむしろ下がっている。そういうようなところも、充足率の向上を阻害しているのではないかと内々で勉強している間で議論が出たが、全くまだ検討中の問題で、どういうふうにするかは全然まだきめていない。」

（対　村山委員　衆・内閣　40・12・24）

○航空自衛隊殉職者に対する給与

宍戸防衛庁人事局長　「航空機の殉職のあった場合、一般公務員と同様に、災害補償、退職年金あるいは一時退職金というふうな一般公務員が災害を受けた場合にもらうものと同じものは、当然もらう。それ以外に特別のものとしては、ジェット機で殉職した場合には、一五〇万円を限度として特別弔慰金を、それからジェット機以外の航空機の場合には、一〇〇万円を限度として賞恤金を授与されることになっている。特別な制度としては、賞恤金と特別弔慰金との二つである。」（対　受田委員　衆・内閣　41・6・24）

○防衛庁職員給与法改正案中の退職手当の改正

松野防衛庁長官　「今回該当して救済される者が三、二七四名であり漏れている者が五三九名である。金額は当法案によるもの一六億五千万円、漏れている五三九名に該当するものが二億六千万円である。」

（注）　第五一回国会で成立した防衛庁職員給与法一部改正法（昭四〇、一二、法第一四九号）中自衛官の退職手当の特例は昭和四〇年九月一日以後に退職する者に適用されることとなった。

（対　村山委員　衆・内閣　40・12・23）

五、教育・訓練

○自衛隊の教育教範

松野防衛庁長官　「国民とともに歩み、国民に信頼される自衛隊づくりにより以上努力したい。ついては、それに対する教範材料というものを策定しろと命令した。戦陣訓というのは誤りでいうなれば、これは平和訓というものに当たるものだと思う。来年の四月頃には各界の意見をまとめた資料を私の手元に提出する予定にしている。本日新聞に出たのは、その素案の素案のまたその原稿として、記者クラブに口頭で説明したもので、印刷物はない。」

松野防衛庁長官　「一昨年出した「自衛官の心がまえ」のもう少し高度的な、高等教育的な刊行物となると思う。防衛庁教育局長編集というか、教育局長責任における教育書物として部内に配付するという方向に指導したい。「自衛官の心がまえ」というのは簡略で、約一四頁である。このことばだけでは、教育にならない、また、解釈もばらばらである。したがって、これより高度なものを約一〇倍にして、百四、五十ページぐらいでもう少し信念と正しい意見と、正しい認識を指導者に与えたい。その基本は民主主義であり、日本の独立、平和であり、国防である。昔の時代の戦陣訓とは基本的につながりはない。」

（対　小林委員　参・予算　40・12・26）

○自衛隊員に対する憲法教育

中井防衛庁教育局長　「憲法問題について、具体的に時間を設けてやっているのは、防衛大学校、幹部候補生学校、幹部学校においてそれぞれやっている。新しく隊員になったものについては、ことさら憲法教育ということでやっているわけではないか、現在の自衛隊の置かれている民主主義に基づく自衛隊という意味において、その基本が憲法に定められているので、その必要な範囲内においての教育を実施している。」

（対　村山委員　衆・内閣　41・6・24）

○防衛大学校のカリキュラム

松野防衛庁長官　「防衛大学校においてそれを決定させておる。防衛庁長官が防衛大学校長に委任をして、防衛大学校長においてそれを決定してやっておる。」

宍戸防衛庁防衛局長　「われわれのほうでは、防衛大学校の教授項目がこうであるということを長官の承認をえて定めている。教材というか、教科書というかそういうものは防衛大学校のそれぞれの担当の教官が作製して学生に教えている。」

（対　小林委員　参・予算　40・12・26）

○自衛隊パイロット、鑑長等の養成に必要とされる期間

宍戸防衛庁教育局長　「F86Fのパイロットの場合、養成期間が三年四ケ月要し、F86Dの場合、三年六ケ月、F104の場合になるとさらにその上に二・五ケ月の期間を要する。一人前の中隊長、大体一尉クラスであるが、防大で四年、候補生学校で約一年教育をやり、その上で隊付をやり、さらに職種に応じた術

科の教育をやってその上で一人前の中隊長クラスに仕上るので、防大に入ってから約一〇年くらい、三尉になってから五、六年くらいの期間を要する。

鑑長クラス、大体二佐が中心かと思うが、防大はやはり四年、候補生学校が大体一年、その後鑑隊勤務その他の勤務をやりさらに幹部学校、昔の海軍大学ということになると思うが、この教育を受けて、二佐、鑑長クラスになるか、平均して三尉になってから十四、五年くらいの期間を要する。」

（対　保科委員　衆・内閣　41・5・31）

○演習計画

宍戸防衛庁教育局長　「一般的に申して演習の計画は規模により指揮者が異る。陸上で言うと、陸上幕僚長が指揮するような計画、あるいは陸上幕僚長自身が統裁しなくとも陸上幕僚長の指示によって方面が計画する演習というものか年度の一番大きい計画として計画自身を内局を通じて長官の承認を受けることになっている。その以下の訓練になると、方面総監以下大体幕僚長が基準を示して年度計画をつくらして実施させるという手続をしており、具体的には内局の方に上って来ていない。」

（対　岩間委員　参・決算　40・10・20）

○爆撃訓練

松野防衛庁長官　「爆撃訓練というのはやっておるか、これは沿岸に来襲する敵対部隊に対する自己防衛手段としての一つの訓練である。」

（対　横路委員・予算　40・12・23）

松野防衛庁長官　「爆撃機を持つ計画は昨年の横路君の質問に答えた如く、今日もない。F86Fの四個隊を爆撃訓練をさしている。しかしこれは、性能から申していわゆる外国に脅威を与えるような爆撃機ではない。その目的はわが国の領土内、領海内において敵の直接侵略に対応する攻撃の訓練であって、他国に脅威を与えるような爆撃目的でもなければ爆撃機でもない。要するに日本に直接侵略のあった場合それをふせぐ意味の防禦手段としての演習をしている。」

松野防衛庁長官　「航空自衛隊がインターセプターだけしかやってはいけないという任務ではないので、やはり防衛庁の総体的な任務の中で陸、海、空の連携をとるというのがこの目的訓練であるので、私はこの問題は爆撃という意味でなしに、日本の防衛、ことに離島の多い日本において、兵力の移動かむづかしいという状況から非常に能率的な訓練ではないかと考える。」

松野防衛庁長官　「他国に脅威を与えるような爆撃機専用、あるいは爆撃機というものを私は三次防に入れる計画はもっていない。」

（対　村山委員　衆・予算・第二分科　41・3・1）

○相馬ガ原の治安出動訓練

宍戸防衛庁教育局長　「東部方面の第一師団が一〇月七日及び八日の二日間相馬ガ原演習場で治安出動の訓練を行っている。

実施している。統裁官は第一師団長で参加部隊は練馬の第一普通科連隊、朝霞の第三一普通科連隊の二個連隊を基幹とするもので総員は七九五名である。縄張り等で架空の市街地を想定して、対抗部隊、主動部隊とを対抗させて、制圧行動、警護行動等を演練した。」

（対　岩間委員　参・決算　40・10・20）

○治安出動の訓練

宍戸防衛庁教育局長　「治安出動の訓練はいわゆる演習的にやっておるわけではない、大体中隊単位で

普通の射撃訓練とか、空挺訓練とかいったような訓練科目の一つとして、適宜部隊の長が計画してやっているのが実情で訓練時間は普通科中隊を例にとると、年間に約四〇時間程度中隊単位でやっており、そのほか全体訓練も適宜実施している。（中隊のみでなく、年に数回は連隊長が指揮して連隊単位の訓練もある程度はやっている。）用いる機材は中隊で装備しているライフル銃とかその他の小火器が主であるが場合によっては、ヘリコプターとか発煙筒、装甲車とかを用いる場合もある。」

（対　高田委員　衆・予算・第二分科　41・3・1）

○「竜」作戦

松野防衛庁長官　「福島県北部ナイキ搬入及び設置について総体的な計画というものを総称して「竜」とこう申している。その中にはいろいろ情報もあろう、広報活動もあろう、おそらく部内で通俗にこれをやったと私は思う。」

（対　檜崎委員　衆・予算　41・2・18）

○日米合同の特別訓練

宍戸防衛庁教育局長　「去年の暮ごろ、海上幕僚監部の幕僚のほうに米軍のほうで特別訓練をしないかという電話の申し出があった。これは毎年特別訓練をやっているのでその幕僚間の打合せである。ただ、そのときは時間もせまっているし、こちらの訓練や何かの計画をつくっておったので、都合がつかないということで断った。そういう事実はあるが、原潜を使用するかどうかという具体的な計画をもって来たわけでない。」

（対　高田委員　衆・予算・第二分科　41・3・1）

六、予算・装備

○人件費と装備費の割合

大村防衛庁経理局長　「四一年度予算でいうと、全体の防衛本庁の予算の中において人件費が約四五％、装備費関係が約二〇％、そのほか維持費等があるが、維持費等が三五％というような具合になっている。」

（対　岩間委員　参・予算・第二分科　41・3・29）

○艦船建造と継続費

鳩山大蔵省主計局次長　「昭和二七年の参議院大蔵委員会で当時の池田大蔵大臣が木村委員の質問に答え、われわれいま軍艦をつくろうなど気持は全然持っていないという答弁をされたことは承知している。これは当時としては継続費の制度を公共事業のために用いる予定でまだ海上警備隊もできていない時代で、艦船を継続費によって建造する計画は全くなかった。がその後逐次防衛力の漸増がはかられ、昭和二八年以来艦船も次第に建造されたが、昭和三一年になって潜水艦を建造するときになって、継続費という制度を利用することになった。私どもとしては大型艦船の建造に継続費として計上する方が船の建造には相当長期の建造期間がかかって、当初にこの事業規模の全体について国会の了承を得るという必要があるし、

○遠洋航海

松野防衛庁長官　「昭和三二年から遠洋航海として発足し、今年が九回目となる。自衛隊法の「教育訓練」、この項目でやっている。本年は約二二〇人の練習生を乗せ、艦艇四隻南米に派遣した。今日の遠洋航海について自衛隊法は何ら支障はないと私は思っている。」

（対　鈴木委員　参・予算　41・3・26）

またこの発注の関係についてもあるいは船体とか機関とかいうように分けて契約できる。普通の債務負担行為であると、当初に全体の契約をするというようなことになるので、制度として継続費のほうが合理的であるというようなことから、継続費というものを使っている。」（対　楢崎委員　衆・内閣　41・6・24）

○残飯収入の単価

谷村大蔵省主計局長　四一年度才人に五、三一五万を残飯収入としてあげているのは過去の実績により大体こういう程度のものが出るであろうというところから算定しているので、一つ一つくずか単価でいくらかということではやっていない。」

（対　鈴木委員　参・予算　41・3・24）

○防衛庁の報償金

樺山会計検査院第二局長　「防衛庁の報償費のうちには自衛隊の隊員等の表彰に関する経費ともう一つは情報収集関係の経費とがある。隊員の表彰関係の経費はこれは一般の経費と同じであるので、会計検査院に対して正規の証明をさせている。情報収集関係の経費は、特殊な経費であるので、計算証明としては簡易な証明方法を承認しておる。ただし簡易証明を承認する条件としてその取扱いに要する関係の領収証書等の証拠書類は取扱責任者のところで保管することになっている。三九年度の例でいえば防衛庁のすべて報償費の決算額は八、四二一万円で、そのうち簡易証明の取扱いをしたものが七、二一二万円である。この簡易証明の取扱いをしたものに対し九三%の実地検査をしている。」

（対　楢崎委員　衆・予算　41・2・18）

○自衛隊の装備

松野防衛庁長官　「大体一兆五千億というのがいま現有の装備の内容で、自衛隊そのものの予算で装備化したものが一兆円、あとの五千億は米軍からの供与品である。」

（対　森委員　参・予算・第二分科　41・3・29）

○装備の国産化率

国井防衛庁装備局長　「当初昭和三〇年ころの国産化率は、おおむね三〇%程度である。その後着々国産化の率を上げてまいり、昨年度あたりを見ると、国内の調達率は大体八十数%である。この中には、部品を外国から入れるというようないわゆる純然たる国産化でないものもあるが、今後の見通しとしては、国産化の率をできるだけ上げていきたい。」

（対　前田委員　衆・内閣　41・6・17）

○アメリカ国防省ブリック氏訪日

松野防衛庁長官　「そういう使節員が防衛庁に見え、二回ばかり話をしたが、その内容はアメリカの兵器を日本円で調達してはどうだという話で特にそれと特需と結びつくかどうかわからない。要するに、ドル払いを円払いでやる気はないかという話である。私の方はまだ向う申し出の兵器は日本の三次防で決定していないので、きめた暁において返事するというままになっている。」（対　北村委員　参・予算　41・3・22）

○航空機のうち飛び得る飛行機と整備を要する飛行機の数

国井防衛庁装備局長　「本年四月から六月までの状況日日のものを平均した数字で申し上げると、全体

で一、六六四機、そのうち整備を要するものは、はじめに機体定期修理これは大体三年に一回程度、四ケ月か六ケ月飛行機によって異るが一定期修理としているもの一八四機、それから自隊で整備を要する機数が三一八機、そのほかに教材等に使われているものが三三機、破損機として八機がある。合計でこういったものが、五四三機、これを除いて一、一二一機が飛び得る状況にある。こういうことである。」

（対　相沢委員　参・決算　41・8・31）

○アスロック

海原防衛庁官房長　「サブロック、アスロックは全く別個の兵器体系というふうに軍事的に判断願いたい。アスロックは、一応通常の魚雷と核爆雷と両方を装備する計画のもとに進められているが、まだ核爆雷のほうは開発が完成してないというふうに聞いている。」

（対　楢崎委員　衆・内閣　41・6・24）

○リトルジョンの性能

小幡防衛施設庁長官　「リトルジョンの性能については、射程が約二〇キロである。それからたまの長さが四・一五メートル、口径は三一八ミリ。以上である。」

（対　楢崎委員　衆・内閣　40・10・1）

七、部隊関係

○第七師団

島田防衛庁防衛局長　「わが陸上自衛隊における基幹部隊としては五方面隊一三コ師団でそのうち四コ師団が（俗称）九千師団（定員九、〇八九名）八コ師団が七千師団（定員七、〇七九名）である。そのうち、第七師団は普通科の師団と趣をことにし機動力を非常に持っており、いわば機械化師団である。装甲車を多く持つ関係で一応定員は少なく六、七五五名である。その特色は無反動砲、迫撃砲、榴弾砲、そういう理想化された装備をもっている。また人員の輸送にあたっても普通の装輪車でなく装甲車による。その意味で普通の師団で輸送隊があるところを第七師団は装甲輸送隊がある。ペントミック師団ではないかという御話だが、この師団の編成はそうなっていない。通常の装備の機械化師団である。したがって特に対核戦斗員における訓練というような特殊訓練は実施していない。」

（対　田口委員　衆・予算・第二分科　41・3・1）

○大湊地方総監部の分遣隊設置

松野防衛庁長官　「北海道には海上自衛隊の基地がない。北海道にぜひひとつ何らかの施設をしてくれというのが多年の宿望である。この中で小樽或いは余市この二つを候補地として調査した。調査地域として内定した。調査の結果はまだ明確に出ていない。自衛隊も地元ものそんでおり、設置の可能性は濃厚である。三次防のワク内でそういうものか調整されるであろう。」

松野防衛庁長官　「大湊の分遣隊、派遣隊、哨戒隊というものを考えており、そう大きいものはあの港湾では無理ではないか。補給とその一部の哨戒艇、掃海艇あたりで、人員は三〇〇名、四〇〇名程度の数字ではないか。」

（対　北村委員　参・内閣　41・6・21）

○第二高射群の定員

島田防衛庁防衛局長　「第二高射群の定員は八八一名であり、すでに編成は完結している。先行要員として教育した者が約三〇〇名程度おる。残りの要員確保には二つの方法があり、米国に留学させて教育訓練をする者、それから国内で教育する者、二通りあるが、いずれもあらかじめ、そういう所要の教育を受けておるという者である。」

（対　村山委員　衆・内閣　41・6・24）

○百里基地

島田防衛庁防衛局長　「104の部隊については第一の部隊は昨年の一二月二〇日に編成しており、それから次の部隊について今年の三月三一日付編成している。管制隊、気象隊、救難隊については昨年一二月二〇日、第一の飛行隊が編成されたと同じ日付で編成している。基地については現在入間が本基地であり、百里は分とん基地ということである。当初三三年に基地工事建設のために百里の基地隊を設置して、工事に着工して大体工事が完成したところで、飛行場設置等に関する告示をして逐次この二飛行隊が現地で編成された。」

島田防衛庁防衛局長　「飛行場の設置に関する告示は、昨年の一一月二六日付である。」

島田防衛庁防衛局長　「T33あるいは104J、これがいつから現地に進出したか、はっきり承知していないが、今日F104Jが三四機、T33Aが二個飛行隊で八機である。」（対　村山委員　衆・内閣　41・6・24）

○岐阜航空実験隊（岐阜基地滑走路の延長）

島田防衛庁防衛局長　「現在岐阜の航空実験隊にはF104Jが配属されているが、滑走路の関係で現在

千才の派遣隊において滑走の実験をやっている。これは将来滑走路が延長された暁には、実験航空隊の運営の効率化という点からいっても、F104Jを岐阜に移し、他の航空基地とともに各種の実験をやりたいというふうに考えている。

（対　田口委員　衆・内閣　40・7・10）

○魚雷発射試験場

大村防衛庁経理局長　「現在通常魚雷の発射試験は大村湾で試験場を借りてやっている。ちょっと深度が浅く十分な試験が出来ないから、適当な深度の深い試験場を得たいということで、錦江湾の一部に試験場を使えたらということで地元の側と相談している。」（対　村山委員　衆・予算・第二分科　41・3・1）

八、研究開発・防衛産業

○防衛庁のロケット開発

国井防衛庁装備局長　「防衛庁においては昭和三〇年度以降、このロケット或いはミサイルについての基礎研究を庁内でやっている。その後、対戦車誘導弾、三〇型のロケット弾、それに空対空―AAMと言っておるが、――のミサイルのこの弾種について研究開発をすすめて来た。このうち対戦車誘導弾（ATM）については既に開発を完了している。それで現在これについて部隊において運用研究を実施している段階である。三〇型のロケット弾については四一年度中に開発完了の見通しである。また、空対空の誘導弾これについては四二年度中に開発完了の見通しである。今後の方針としては、この対戦車誘導弾について距離の延伸等の研究をさらに進めたいと考えている。また空対空の誘導弾については現在開発中のものが赤

外線ホーミング方式のものだからこのホーミング方式についてはさらに改善改良というような点の研究開発をすすめたい。」

（対　佐多委員　参・科学技術　41・6・3）

○ロイアルテー

松野防衛庁長官　「防衛庁が要求するもののロイアルテーについては、過去においてもある程度のものは負担している。ただ、その負担が完全負担でないという希望と要求とか出ているが、もちろん原価計算、購入単価の中にロイアルテーというものが入っている。ただ、ロイアルテーの原価は、防衛庁か望む品物だけについて限定するものだから、その他のものについてのロイアルテーはあるいは業者負担というものが出ているかも知れない。しかし、お考えのように防衛庁が要求するものはもちろん、ロイアルテーも含めるべきだと思う。」

（対　永末委員　衆・予算・第二分科　41・3・2）

○防衛産業の育成方針

川出通産省重工業局長　「防衛産業の育成方針についてはこれは需要が特殊なものであって、防衛計画にもとづいて防衛庁の需要か大きな部分を占めている。防衛産業の育成の方針はその需要にマッチして生産ができるように指導なり、あるいは法律の運用によって許可をしている。その生産にあたっては国産化でやるよう、最近では国産化率か非常に高まってきているが、これは極力推進するようにしている。それから、需要の問題についてはこれは間欠的に発注が行なわれると、産業の側で非常に困るものだから長期に安定した発注を希望している。これは防衛庁の需要の発注のあり方の問題にもなると思うが、現在のところは大体その方向で運用されている。
また技術開発の問題だが、これはほかの国では国防費か非常に多いものだから、非常に先導的な技術開発

ということになると、民間ベースだけでは採算が合わないということで、非常に問題があるわけだが、国防費でまかなっている事例か多いかと思う。そういう点についてはわが国の方は非常に劣っているという感じかする。」

（対　永末委員　衆・予算・第二分科　41・3・2）

○武器の輸出

赤沢通産省重工業局次長　「通産省としては武器輸出については次のような方針を考えている。第一はココムの制限かある。これに従うという点が第一、第二は国連の決議に基づいて武器輸出が禁止されている国には輸出できない。第三に国際紛争の助長というようなおそれがある国に対する輸出についてこれを認めない、こういう方針である。」

（対　山内委員　衆・科学技術　40・8・5）

○兵器廠

松野防衛庁長官　「今日、技本、技術研究所というもので基本的な開発計画を進めておる。しかし兵器廠をつくるというのには、まだ日本では諸般の状況が整わないと私は思う。」

（対　内藤委員　参・予算　41・3・28）

九、雑

○恵庭事件

大村防衛庁経理局長　「昭和三七年一二月に北海道の島松演習場において、実射演習をしておるときに、

野崎牧場と申す牧場で前から大砲の音で牛の乳量が減少するとか流産するとかいうので苦情の申し立てがあったのであるが、たまたま演習中に演習を阻止する目的で通信線の切断をやった。このこと自体、自衛隊法第一二一条違反ということで北部方面総監より告発をし、その件がただいま恵庭事件として係争中である。その訴訟の係属中に被告側より自衛隊の存在自体が憲法違反ではないかという点から訴訟が進行中である。」

（対　高瀬委員　衆・内閣　40・8・6）

○防衛庁のPR映画「日本の防衛」

海原防衛庁官房長　「製作費は大体一千万円程度と見積っている。内容については陸上自衛隊の第七師団の活動状況、潜水艦作戦についての海上自衛隊の活動、航空自衛隊についてはF104により要撃体制及びナイキによる準備体制、こういうものを紹介したい。上映計画については現在のところ、地方連絡部とか各部隊に配布して上映の機会をもたせたい。また今後の問題だが、自衛隊の「オリンピック作戦」という映画などとともに出来れば一般の配給機構にのせて、なるべく多くの人々に見て頂くということが適当ではないかと考えている。」

海原防衛庁官房長　「米軍は企画には参画していない、ただし私のほうで協力を依頼している。」

（対　岩間委員　参・決算　41・2・7）

○怪文書事件

松野防衛庁長官　「ただいまのことについては、私も少なくとも部内における影響が多大であると考え、先般綱紀粛正の委員会をつくって、個々の問題にかかわらずして、防衛庁全般の問題として公な機関

をもってその事実、発行の意図、発行者、あるいはその流布されているものについて厳正に調査をして、その上で厳重な処置をしたいと思っている。」

（対　山田委員　衆・予算　第二分科　41・3・1）

○防衛研修所員小谷氏のB57塔乗

松野防衛庁長官　「本人から八月一六日九時三〇分から九月一日一七時まで休暇申請書が出された、これに対し研修所所長は三ケ条の申しつけをした。招待を受けた結果義務が生じないか、私用であるため公務ではない、したがって、あらゆる公務の便宜はない、休暇中といえども公務員である。この三ケ条について確認をしてこの休暇を許可した。この中でB57に塔乗したのは一日である。」

松野防衛庁長官　「先般防衛庁を退職したいという希望が出たので、先月末にこれを許可した。」

（対　戸叶委員　衆・日韓　40・10・29）

○北部方面隊機関紙「あかしや」

堀田防衛庁人事局長　「この発行目的は北部方面隊における隊員の一般教養を高め、相互の親睦の助長と団結の強化に資する目的を持っている。これは厳密にいう防衛庁の公式の機関紙――定期的に発行するとはやや性格を異にし、同人誌と申すか、隊員の親睦のため、教養を高めるという意味において同人誌的に編集発行している。すなわち、厚生業務の一環として職員厚生経費を充当し発行した。」

松野防衛庁長官　「「あかしや」一三四号において、社会党、公明党を誹謗した編集は当をえていないので、関係者に対し厳重注意するとともに、今後編集方針などについて、かかる事態の再び起きないよう

慎重に検討いたさせる。」

（対　小林委員　参・予算　41・3・28）

第七　防衛施設庁関係

一、地位協定

○地位協定第五条

安川外務省北米局長　「地位協定第五条に日本の開港場に入る場合には、通常の状態においては日本国の当局に適当な通告をしなければならない。これを日本側の海上保安庁がその通告を受けている。水先案内については、水先案内をつけなければならないという義務は米軍については免除になっている。」

（対　岩間委員　参・決算　41・2・7）

○北富士演習場と地位協定第三条の管理権

小幡防衛施設庁長官　「米軍の現在使用の法的根拠はわれわれとしては地位協定第三条の管理権にもとづくと解釈している。」

松野防衛庁長官　「お説のごとく、この姿が原則としてあるということは私たちも好ましいことではない。第二条に移管することが、正しい姿だと思う。今日まで第三条の適用として十何ヵ所くらいあると思うがそれは違法だというわけではないが、より明確にするため、二条に移管すべきだ。この努力を合同委員会を通じて常に要求している。」

（対　山本委員　参・内閣　40・8・10）

○提供施設の使用条件

安川外務省北米局長　「地位協定には、施設区域を提供する際には、その目的、使用条件をきめなければならぬということは、定められていない。目的であるとか、使用条件というものは決めないで、提供するのが通常である。

ただし、特殊な施設、特に周辺の住民の公共とか安全というものに非常に影響のある施設（たとえば演習場、射撃場）とか、そういうものについて、合同委員会で、別途に使用条件を合意するので、そういう合意がある場合それを変更する場合には、あらためて合同委員会の合意を必要とする。

しかし、他の場合は、目的とか条件とかを定めないで提供するから、その中で必要な厚生施設をつくる場合には、合同委員会の合意は必要でない。」

（対　野原委員・衆・予算　41・3・5）

○基地内の防災

松野防衛庁長官　「原則的に基地内には基地内における米軍の防災訓練が実施されている。」

松永外務省条約課長　「施設区域内における地区の防災関係の措置については、合衆国が専管的にとる権利が認められている。日本側当局との連絡協力の問題については、地位協定上規定はしていない。それはしかし事柄の性質上、当然十分な連絡協議が行なわれるべきことであろう。」（対　相沢委員　参・決算　40・8・31）

○性病予防法第一二条と基地

中原厚生省公衆衛生局長　「性病予防法第一二条の問題については、基地内における問題、実はアメリカの兵隊というものについて、もう少し法制局と検討してみないとわからない。もう少し検討させて頂きたい。「基地の周辺において、特に性病が異常に蔓延しているというような報告はない。」

真田法制局第一部長　「性病予防法の適用関係だが、第一二条は対人的な行政処分であるので、施政区域という特別の制約のない以上は、対人的には適用していい条文であるように考える。ただ第一二条の規定には二つあり、健康診断を受けるべきことを命ずる下命行為と、それから当該吏員をして健康診断させることができるという事実行為と二つある。前段の下命行為は、対人的な処分として十分適用がある。後段の事実行為の方は、施設区域の中にまで入っていくということは、特別の協定に基づかねばならぬ。」

（対　木村委員　参・予算　41・3・25）

○米国軍人に対する入国検疫

安川外務省北米局長　「検疫は、厚生省当局の担当になっているが、これは日米間の了解があって、米軍が普通の日本の港、あるいは飛行場に入って来る場合には、日本側の検疫官が、普通のとおり検疫を実施する。それから、米軍の施設に直接入ってくる場合には、あらかじめ、厚生省当局と米軍の検疫官が打ち合せをして、米軍の検疫官が検疫を行ない、もし日本の検疫法上、問題のあるものについて、そのつど厚生省側の検疫当局と協議をして事務の措置をきめる、こういうたてまえである。

（対　岩間委員　参・予算　第二分科　41・3・31）

安川外務省北米局長　「純法律論から申すと、地位協定上、たとえば米軍の出入国については、一般の日本の出入国の法令は免除されている。しかし、この検疫という問題は、法律論を離れて日本の公衆衛生と密接に関係があるので、ただ出入国の手続を免除するだけでは済まされないから、実質的には日本の検

疫官が実施するのと同じ措置を、日米合同委員会の合意としてとっているわけである。であるから純法律論としてはないと申してよいと思うが、実質的には適用されていると同じ状態にあるということである。」

（対　大出委員　衆・内閣　41・3・11）

二、自衛隊施設及び駐留軍施設

○駐留軍提供施設の返還状況

松野防衛庁長官　「三二年を取り上げると約一〇億平方メートルで、三三年になるとこれが、六億六千に減っており、三四年は四億九千、三五年が三億三千、三六年が三億一千平方メートルに激減している。それが三九年で三億五千と、多少これは共用部門があるわけだが、ずっと減ってきている。この傾向は今後も続く。また最近は、駐留軍と自衛隊との共同使用というものが非常にふえている現状も御存じのとおりである。したがって、駐留軍は減る。それに自衛隊が乗りかわるという傾向が大勢じゃないかと思う。」

（対　伊藤委員　参・内閣　41・6・9）

○自衛隊施設と駐留軍施設の用途別広さ

小幡防衛施設庁長官　「自衛隊施設から用途別に申すと、キャンプ等が約三、〇〇〇万坪、演習場が約一億五千万坪、射撃場が六七〇万坪、飛行場が一、六〇〇万坪、国設宿舎が八〇万坪、合計二億坪というのが、自衛隊施設の現状である。次に駐留軍施設は、兵舎施設三七〇万坪、飛行場一、四〇〇万坪、演習場が七、一五〇万坪、倉庫が約七〇〇万坪、通信施設が六六五万坪、合計約一億坪というのが、駐留軍施設

の現状である。」

小幡防衛施設庁長官　「米駐留軍の基地のほうには民有地が約三〇%位しかない。しかしこの所有の形態如何ということは直ちに基地周辺の諸対策には反映しないというのが、われわれの考えである。」

（対　伊藤委員　参・内閣　41・6・9）

○自衛隊施設、駐留軍施設の経過

小幡防衛施設庁長官　「駐留軍施設については、岸アイク声明当時、相当減り、現在では、大体占領軍と称された時分の一番土地を多く持っていた時代の四分の一に減っている。自衛隊のほうは、これに引きかえ、漸増している。昭和二七年に比較すると、五七九万平方メートルに対し、現在は六億七五〇〇平方メートルになっている。」

（対　伊藤委員　参・内閣　41・6・9）

三、国連軍（在日）

○日本における国連軍

財満防衛施設庁施設部長　「国連軍については、現在約五〇名が国内に参っている。半分は立川におるタイの空輸部隊だったと思う。その他は座間の、後方支援としておるものの一部分、残りの大部分はいわゆる駐在武官として連絡に任じておる者である。大使館で連絡に任じている者を除き、現在立川及び座間にある米軍施設を、その一部を共同使用として使わしてもらっているというのが実情である。」

安川外務省北米局長　「現在、米軍以外には国連軍として部隊として、日本に駐留しているものはない。従って、国連軍の施設というものはない。たゞ一部国連軍に加盟しておる国の軍隊の連絡将校というものが、座間にある米軍の司令部の中に、何というか、ごく小規模の国連軍後方部隊というようなものがあり、米軍の大佐を長としてその下に国連軍の加盟国の連絡将校というのが、勤務している。大体人数は四、五十名かと思う。現在における国連軍の実体は以上のものである。」

安川外務省北米局長　「韓国空軍の飛行機が国連軍の航空機という名目のもとで日本で修理をやった事実は、私はないと承知している。」

椎名外相　「朝鮮戦争に関連する国連軍に対しては、吉田、アチソン交換公文によって、日本国内においては支持を与えるということが、規定しておる。この支持というのは、兵たん補給という意味である。これは、アメリカ軍以外に適用される。アメリカ軍は、日米安保条約の地位協定により、別に取扱われている。アメリカ軍以外の国連軍に対する支持をいうのは、兵たん補給ということだけである。」

（対　鈴木委員　参・予算　41・3・8）

四、特需

○特需

三木通産相　「米軍との地位協定によって、物資、役務の調達に対し、制限を受けないことになっているので、米軍が日本において調達する物資の調達に対して制限を加えることはできない。しかし特需は、昭和三五年度、四億ドル少しこえた程度、三九年度、三億一千万ドル、昭和四〇年度、三億二千万ドル、この程度で、非常に急激に特需がふえたという傾向はない。しかもふえたものは、木材、繊維製品、化学工業製品とか、あるいは金属製品、鋼材こういうもので、まあ大部分が持需の内容をなすものは、在留米軍の軍人、軍属、家族の日用消費物資である。

昭和四〇年も一月から一二月までの、二億二千万ドルほどはそういう消費物資である。武器弾薬等が特需として出ておることではない。」

（対　鈴木委員　参・予算　41・3・8）

今村通産省通商局次長　「特需の契約高の数字について、昭和三九年度は、四八四一万九千ドル、四〇年度については、四月から一二月までの数字は、五二四九万六千ドルということで、特に最近統計上非常に数字が激増したというようにはなっていない。」

今村通産省通商局次長　「米国が特需として調達した物資を日本国外に輸出する場合に、政府がこれを規制出来るかどうかの点については、安保条約第六条に基づく地位協定、これの実施に伴う外国為替管理令等の臨時特例に関する政令というものがあって、合衆国の軍隊あるいは軍人用の販売機関が物資を輸出する場合、輸出貿易管理令による輸出の承認を受けるという義務制限を免除されることになっている。」

（対　川崎委員　衆・予算　41・2・10）

○特需の免税問題

福田大蔵大臣　「現在、米軍が軍用に供するため、国内で物資を調達する場合には、安保条約に基づく地位協定で、物品税などの内国消費税が免除されている。その消費税の免税手続は、米軍の権限ある機関が発行した証明書に基づいて行なわれるもの、こういうことになっている。」

（対　稲葉委員　参・予算　41・3・24）

五、基地問題（全般）

○首都圏整備と米軍演習場

松野防衛庁長官　「現在米軍が使用中の演習地についてどうしても首都圏整備に必要だという場合には、その代替地を考えて、今後実施計画をつくってくれと話しを先般、首都圏整備委員会にしておいた。勿論、政府部内のことだが、首都圏整備委員会が、そういう権限、権能まで具備しているかどうかこれも行政の一つの問題点である。」

（対　伊藤委員　参・内閣　41・3・17）

○航空機事故対策

小幡防衛施設庁長官　「まず第一に事故が起こった場合には、国家賠償法において賠償することになっている。それからまた密集地については、進入方向とか、上昇方向を避けて通る。さらに空中でエマージェンシーが起こった場合は、夏は大体海のほうに向かってベールアウトするように持っていく。冬は山林

原野、そういうところに持っていくというふうな指導を、米軍、自衛隊ともやっている。」

（対　受田委員　衆・内閣　41・5・12）

○基地対策費の過去の実績

財満防衛施設庁施設部長　「過去の実績について申し上げると、二百二億である。それから集団移転については、二一億五千万円、防災については、三五五億一五〇〇万円である。周辺対策については、二億七千万、いわゆる特損補償については、約一三億、したがって補助に関するものが、五八一億、補償に関するものが約一三億、計五九四億、こういう実績になっている。」

（対　伊藤委員　参・内閣　41・6・7）

○基地対策費の今後の見通し

小幡防衛施設庁長官　「今後基地対策費として幾ら必要かというと、これは今後いろいろ検討を要する問題も多々あると思うが、腰だめを申すと、大体年々三百億程度のものがこゝ数年続くのじゃなかろうかと考えている。」

（対　村山委員　衆・内閣　41・4・27）

（対　伊藤委員　参・内閣　41・6・7）

○特損法によって処理された件数

財満防衛施設庁施設部長　「昭和二八年度以降四〇年度までに約四九〇件、総額約一二億八千万円を特損法によって処理している。そのおもなものは、農耕阻害、漁業阻害等である。」

○学校の防音対策

小幡防衛施設庁長官　「昭和四十一年度予算においては、駐留軍関係が四一億円、自衛隊関係が一九億五千万円、計約六〇億五千万円が計上されている。昭和四二年度以降は、現行基準による鉄筋化をすすめていくべき学校数は自衛隊、駐留軍両基地合わせて約一一〇校になっている。

財満防衛施設庁施設部長　「自衛隊、米軍関係の飛行場合わせて一九である。大体実績で見ると年間六〇校程度はやれるので、現行基準によるものは四二、四三年度で完成するように努力したいと思う。」

財満防衛施設庁施設部長　「大体、文部省の単価より少し高いものをもって、これを一〇〇%補助している。平方米当り三万二、〇〇〇円程度と考えて頂きたい。」

財満防衛施設庁施設部長　「私どもとしては、まず義務教育的なものから先にやっていきたい。それから、続いて幼稚園、高等学校ということにならうと思う。病院については、現在までに実行しており、直ちに全病院について完成するところまでいかないが、順次努力したい。」

小幡防衛施設庁長官　「幼稚園、保育園については早急に検討したい。」

（対　加藤委員　衆・予算・第二分科　41・3・1）

○防音工事を行なう際の音の強度、頻度の基準

小幡防衛施設庁長官　「現在学校の場合、九五ホーン以上で頻度一〇回以上、または百ホーン以上で頻度五回以上のものを木造から鉄筋にしており、最低が九五ホーン以上である。これをさらに九〇ホーン以上のものについても木造から鉄筋に改築し防音工事ができるようにしたい。」

（対　大出委員　衆・内閣　41・5・10）

（対　伊藤委員　参・内閣　41・6・21）

○学校防音工事に対する補助率

財満防衛施設庁施設部長　「古い校舎を取りこわして出る発生材、古材を地元のほうで処分願い、それをわれわれの補助一〇〇%の中から引いても、結局一〇〇%補助ということになり、今年度からは、大数観察的に発生材の評価を一〇%とし、したがって、九〇%補助で目的を達するのではないか、というふうにしたわけである。」

（対　米内山委員　衆・内閣　41・4・21）

（対　村山委員　衆・内閣　41・4・28）

財満防衛施設庁施設部長　「消費品の増、維持費の増という問題のあることは承知しているが、この分については、これを学校防音工事の費用の中に入れて、永久にこれを見ていくことは不可能であって、これは別途、たとえば基地交付金とかで何とかまかなって、いただきたいと考えている。」

（対　米内山委員　衆・内閣　41・4・21）

○騒音の研究

財満防衛施設庁施設部長　「騒音の人体に及ぼす影響に関しては、私どもとに関心をつよくしているところである。したがって、国の予算に計上して、昭和三六年以来、九州大学の医学部に委託してその調

査をやっている。現在以後、なお数年間、調査を必要とするという九州大学の見解であって、今後も継続していくふうに決心している。」

（対　米内山委員　衆・内閣　40・7・10）

○飛行場周辺の集団移転処理に関する基準

小幡防衛施設庁長官　「横田飛行場あるいは厚木飛行場のように、ジェット機の着陸する飛行場でひんぱん度の多い飛行場周辺の集団移転処理に関し一つの基準を設けたいという意図から、七月三〇日に基地問題等閣僚懇談会の了解を得て、一応の目安をつけて処理することにした。その概要は、まず第一に、着陸帯から約一千メートルまでの進入表面下の必要と認められる区域にある建物などは、所有者等の申請により移転費を補償し、その敷地を買収したい。なお進入表面下については、必要な場合は、勧奨によっても右の措置を講ずることができるようにしたい。第二点は、着陸帯から五百メートルまでの進入表面下の農地等も買収することができるという点。第三点は、進入表面下の区域のうちで一定の区域において将来新たに住宅等を建築されないよう必要な措置を講じ安全対策を確保したい。この原則に従い今後集団移転等の処理をやっていきたい。」

（対　中村委員　衆・内閣　40・8・5）

○集団移転に対する予算

小幡防衛施設庁長官　「昭和四一年度の集団移転についての四一年度予算は、駐留軍関係の飛行場は約一二億円、自衛隊関係の飛行場は約二億、合計一四億円計上している。駐留軍関係は、横田、厚木、その他、一、二の土地、自衛隊関係は千才、八戸その他数ヶ所出ている。」

○有線放送電話施設に対する障害防止補助金

財満防衛施設庁施設部長　「従来実施したのは、東富士演習場、饗庭野演習場、日出生台演習場、日本原演習場、島松演習場等である。大体補助額は、東富士については、五、五〇〇万円、加入者は約五、〇〇〇、それから日出生台については、年次を隔ててやっているが、約二、五〇〇万円程度、加入者にして約一、一〇〇程度の加入者を持っている。」

（対　山花委員　衆・予算・第二分科　41・3・1）

○基地周辺のテレビ・ラジオ受信料免除

市川郵政省電波監理局放送部業務課長　「免除している件数は、契約甲、これはテレビ及びラジオの契約者であるが、契約甲については一〇万一千である。それから契約乙、これはラジオだけの聴取者に対する契約であるが、これについては七、八〇〇、合計して約一〇万九千が免除の対象になっている。その免除額は年間約二億一千万、免除の対象となる基地は、現在一五基地である。現在ＮＨＫの受信料免除基準では主滑走路を中心として、その延長の飛行場の外辺から、縦の方に二キロ、横の方に一キロの地域を免除区域としている。」

（対　大出委員　衆・内閣　41・5・10）

（参考）　ＮＨＫは受信料免除基準をつくり昭和三九年度から実施している。契約甲は半額免除、契約乙は全額免除である。

○米軍基地内のドル財産

財満防衛施設庁施設部長　「米軍が、自分の金、いわゆるドルで施設区域内に設置した財産の現在の評価額は、四四〇億円である。これに見合う交付金は、現在までのところない。この問題については、将来において、自治省とも相談することになっているが、これに見合うものはやはり出すべきではないかということで、関係各省間で、協議をすすめているところで、四二年度以降に実現させたい。」

（対　北村委員　参・内閣　41・6・21）

○駐留軍労務者

井村防衛庁政務次官　「駐留軍労務者の関係は、一昨年以来逐次減少しつつあることは事実である。できるだけ安定雇用に持ってゆきたいと考えているが、今年の七月七日、王子キャンプの地図局が四一年の六月三〇日までに、六七五名を閉鎖のために解雇するという通告を受けているのが現状である。」

（対　相沢委員　参・決算　40・8・9）

○MSTS

松野防衛庁長官　「MSTSというのは、極東軍に対する補給の小さな船で、港湾の中における船である。MSTSの提供労務は調達庁で行ない労務協定によってやっている。人数は百二、三十人であると思う。」

（対　稲葉委員　参・予算　41・3・24）

○日本にあるベトナム紛争関係野戦病院

財満防衛施設庁施設部長　「米側から通報がきているのは、ジョンソン飛行場、キャンプ王子、岸根兵舎地区、米陸軍医療センター、キャンプ王子一、〇〇〇ベッド、岸根兵舎地区一、二〇〇ベッド、米陸軍医療センター三五〇ベッド、キャンプ朝霞一、〇〇〇ベッド　計四、〇五〇ベッドということに通報を受けている。」

（対　大出委員　衆・内閣　41・3・11）

安川外務省北米局長　「野戦病院は新たに要請があったという問題ではないのであって、すでに米軍が持っている施設の中に、米軍自体で野戦病院の施設をしたわけである。」

（対　岩間委員　参・予算・第二分科　41・3・31）

六、防衛施設周辺の整備に関する法律案

○「防衛施設周辺の整備等に関する法律」の施行に伴う四十一年度予算の内訳

小幡防衛施設庁長官　「ことしの一一二億の本法関係の予算の内訳を申すと、騒音対策が六〇億、防災関係が二〇億、道路関係が一三億、周辺整備として新たにとった予算が五億、それから集団移転関係の、予算だけであるが、一四億、計一一二億で、損失補償は、二、三千万円で一億以下であるので特に申し上げない。」

小幡防衛施設庁長官　「今度、将来における防衛施設庁予算の見透しとしては腰だめとして、二五〇億

乃至三〇〇億程度と思うが、このうち六割程度が本法関係の予算になると思う。」

（対　伊藤委員　参・内閣　41・6・7）

○防衛施設周辺整備法案と特損法

小幡防衛施設庁長官　「この機会に、米軍の特損法と自衛隊のやはり特損的な系統を一緒にして入れるべしとの意見もあった。しかしいろいろ審議している過程において、米軍の特損法というものは、一つの歴史的な存在になっており、今日から見ると実体を伴わないような規定も法律にあるが、ひとまず、そういうものを法律にきめて住民にそういう権利を与えている歴史的事実は、やはり法律技術的理由をもって直ちにくつがえすことは、妥当でないという意見に従って、特損法はそのまま残した。」

（対　伊藤委員　参・内閣　41・6・7）

○周辺整備の過去の実績

財満防衛施設庁施設部長　「過去の実績は、防音二〇二億、集団移転二一億五千万円、防災三五五億一

五〇〇万円、それから周辺対策二億七千万円、いわゆる特損補償約一三億、したがって補助に関するもの五八一億、補償に関するもの約一三億、計五九四億となっている。」

（対　伊藤委員　参・内閣　41・6・7）

○基地周辺整備助成と基地交付金

小幡防衛施設庁長官　「当初、われわれの原案では、基地交付金もこの法案に入れて、周辺整備助成補助と両輪のごとく運営するのが最もいいと事務的に考えたが、自治省あるいは各省の意見もいろいろ推しはかった結果、地方交付金は、その施設の存在する場所を管轄する市町村に対して、その施設がどういう迷惑をその周辺に及ぼすかということは一応考えずに、原則としてその施設にある固定資産というものを対象としてその見合いの結果を一つの算式で出して交付しているのが実情である。ところが私の方の考えている、周辺整備の助成補助の方は、施設をそういった静的につかまえるのではなくて、もっと動的にその施設が、どの程度周辺地区に迷惑を及ぼしているかという点を中心につかまえたものだ。従って、迷惑がその施設を管轄している市町村以外のところに及ぶ場合も考えて、相当広範囲に考えるという前提に立っておる。一言でいうならば、自治省の交付金のほうは静的に考えて、その施設の所在地だけの市町村に出す。周辺整備助成補助の方は、その施設の迷惑を及ぼしている周辺市町村にまで範囲を広げて出すという差がある。そういう点もいろいろ勘案して、今回はそういう差異もあることだから、地方交付金はそのままにして、周辺整備のほうだけこちらに入れて、両者の協議により、政府全体としては運営に支障のないようにやっていくことで話が決った。」

（対　伊藤委員　参・内閣　41・6・7）

○基地交付金

鈴木防衛庁参事官　「基地交付金は、昭和三二年度だと思うが、国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律に基づいて、基地に関係している国有地、国有建物について、三月三一日現在の国有財産台帳価額の総額に対して、当該地域の行政区画内にある国有財産の価格に対比して、当面の基地交付金の総額を案分して配分するという制度である。基地の中でも民有地で賃貸借契約等をしているものは当然除かれる。当該市町村がその基地中に所在する国有地の評価額、国有の土地及び建物の評価額、これに案分して配分されるということで、評価主義である。ただ基地交付金の法律によると、たゞ単に、それが評価だけでなく、地方財政等を考慮して配分しようということになっており、富裕市町村には、若干の調整をするということである。本年度の基地交付金は、一五億という予算のワクがついている。基地交付金は米軍基地のみでなく、自衛隊の施設にも適用される。これは全部ではなく、飛行場、演習場、弾薬庫、燃料庫というものにのみ適用がある。」

（対　北村委員　参・内閣　41・6・21）

○基地交付金の算定の基礎

森岡自治省税務局固定資産税課長　「創設した当初、種々の経緯もあり、米軍の使用している施設については、原則として全部対象になるか、自衛隊の施設については、飛行場、演習場、弾薬庫等に限定し同時に飛行場、演習場については土地だけを対象にしている。

そこで、そういう資産の範囲等について若干の限定をしていることの関連上、総額を全部資産価格で機能的に案分しないで、全体を八割と二割に分け、八割の分については資産価格で単に機械的に案分する。残りの二割については、例えば飛行場等につき土地だけに限定され配分額が必ずしも十分でない観点を考慮し、飛行場の資産の価格を基礎にしてそれの一定比率で割り増しをしていくという方式を講じている。」

（対　受田委員　衆・内閣　41・5・12）

○防衛施設周辺整備法案と一般公害との関係

小幡防衛施設庁長官　「一般の国家活動によって、いろいろ公害的のものがあるのに特に自衛隊の行為とか、駐留軍の行為とかにだけ、そういった施策をとるかとの御質問だが、いわゆる一般の国家活動にない軍事的な特性あるものについてひとつ重点を置いて、一般公害の制度を確立する時期がきたら、そのときには、それにふさわしい調整をやるという余地を残して、そういう特殊のものだけを先に取り上げようとの見地から、この法案をつくった。」

（対　伊藤委員　参・内閣　41・6・9）

○防衛施設周辺整備法案における補償対象

小幡防衛施設庁長官　「本法案は補償の対象を農業、林業、漁業、という原始的な産業に限っているが、この種のものは、地理的というか非常に自然的な空間を占めており、それに依存する生業である。基地の障害を非常に直接的に反映して、だれが見ても、それが基地の影響であるということが客観的に指摘できる点で非常に明瞭である。だからこういう明瞭なものをまず取り上げて、その他政令で若干船舶運送業等も考えている。この政令に将来何を入れるかについては、一般公害というものの関連が相当出てくるであろう。しかし、そこまでは、これを構成的に熟したものとして、取り上げるだけの時期でないと考えたから、今後の問題として、検討の余地を残した。」

（対　伊藤委員　参・内閣　41・6・9）

○防衛施設周辺整備法案第三条の補助率

財満防衛施設庁施設部長　「第三条の補助率は原則として百分の百である。ただ、この必要な工事を行なう原因に関して自衛隊等の行為のほかに他の原因が加っている場合はその部分だけ減額補助したい。その工事を実施するについて、必然的に改良部分が加えられる、機能的に高められるというふうな場合にも、やはり地元にこの部分の負担を願い、補助率を減じたい。」（対　村山委員　衆・内閣　41・4・28）

○防衛施設周辺整備法案の「損失」と「障害」

小幡防衛施設庁長官　「本法案第三章の「損失」は自衛隊等の行為により事業経営上に損失を与え、その補償の権利を国民が持つにふさわしい、というものであり、第二章の「障害」はそれほどでもないが、しかし防音、防災そういった施策を要する不利益を周辺の方々に与えている。これは周辺の人々に対してそれをなくする権利を認めるというほどまでに実定法上なっていないが、しかし、そのまま放置しておくことは、いかにも社会公平の原則に反するという見地から、何とか補助という、助成措置によって、その不利益を軽減したいというのが第二章の「障害」である。」（対　伊藤委員　参・内閣　41・6・9）

○防衛施設周辺整備法案第四条の対象範囲

小幡防衛施設庁長官　「どこでも運用によって、障害があればその障害を救済するという原則にして、第四条の「防衛施設」は政令面では、特定しないという方針でいる。」

小幡防衛施設庁長官　「法第四条は「市町村」に限定し、都道府県を除外した。この点については、わ

れわれは、都道府県は広域行政もあり、財政力もあるので、法律からは落したが、もっともな事案であれば、大蔵省と話し合って、しかるべき処置を行政措置でやるというふうに、大蔵省の了解も得ておるので、この点は、この線で、将来とも慎重に検討していきたい。」（対　伊藤委員　参・内閣　41・6・21）

小幡防衛施設庁施設部長　「「防衛施設の運用」というのは最も広い概念として考えている。つまり、施設の維持管理を含め、その他バリエーションは、全部入っているので、大体これでカバーできると思っておる。」（対　大出委員　衆・内閣　41・5・10）

○防衛施設周辺整備法案第四条の市町村に対する補助

松野防衛庁長官　「市町村という中に一部事務組合は含まれるという気持でおる。」

松野防衛庁長官　「（一部事務組合ではないが、いわゆる地方公共団体として準ぜられて認められている。土地改良区、森林組合、漁業協同組合、農業協同組合も市町村に準じて、当該事業団体に対して補助すると解していいかの質問に対し）直接補助対象にあらずして、その場合は、市町村に対する補助だから、間接的な事業主体としては認められる。」

松野防衛庁長官　「市町村はそこの管轄区域の各種団体から該当するものについての申請をうける。その申請に応じて私のほうは補助金を出すのだから、市町村にたどつかみ金をだすのでない。市町村から森林組合、農協というものがこの法律に該当する事業をしたい。それが民生安定、公民館等、いろいろあろう、それを市町村を通じて出して頂いて、それに対し補助金を出すのだから、それがかつての納付金みたいなものでない。」

松野防衛庁長官　「一般的行政の順序として、この法文で手続がわからなければ防衛施設庁長官通達を出して、その趣旨は法律に合せて指導要綱として通達を出す。」

（対　山本委員　参・内閣　41・6・25）

○防衛施設周辺整備法案第四条の生活環境施設の整備及び事業経営の安定に寄与する施設の整備

財満防衛施設庁施設部長　「私ども当面考えているのは、生活環境施設としては水道、汚水排水施設、ごみ処理施設、道路、消防施設、公民館、老人ホーム、共同集会施設、有線放送、電話施設等を考えたいと思っている。事業経営の安定に寄与する施設とは、事業活動が著しく阻害され、事業経営が不安定になっているという状態を改善したいということで、農業用施設、畜産用施設、林業用施設、水産業用施設等を考えていきたい。」

（対　村山委員　衆・内閣　41・4・28）

○防衛施設周辺整備法案第五条と税法上の優遇措置

財満防衛施設庁施設部長　「税法上の優遇措置については、これは防衛施設として周辺の土地を買い入れるというものではないので、これが取扱いについて関係各省において協議中だが、交渉はなかなか難航しており、何々の結論に達したいと、ただいま努力中である。」

（対　伊藤委員　参・内閣　41・6・21）

七、個々の基地問題

○横田及び厚木基地周辺の集団移転

小幡防衛施設庁長官　「横田飛行場について、昭和四〇年度以降、移転を要すると考えている家屋七〇一七〇戸、これは四〇年度だけでなく、継続的に努力したいと考えている。厚木飛行場については一七〇戸であるが、昭和四〇年度より継続的に実施したい。」

小幡防衛施設庁長官　「横田、厚木に限定すると約九億円であり、昭和四〇年度に移転の予定をしておる分は、横田、二二二戸、厚木、六八戸である。」

財満防衛施設庁施設部長　「地元で私のほうに申し出ている坪当り買収価格は坪当り二万円程度である。」

（対　山花委員　衆・予算・第二分科　41・3・1）

小幡防衛施設庁長官　「進捗状況は、横田については、現在いろいろ話し合っているが、なかなか移転

○防衛施設周辺整備法案の損失補償を行政不服審査法の適用外としたこと

小幡防衛施設庁長官　「本法案第三章の争訟は、金銭給付の問題である。行政不服審査法によって、行政庁の処分を取り消すというだけでは、訴訟経済上適当ではない。したがって国を被告として増額請求のできるような当事者訴訟として取り扱うという方針で適用除外とした。」

（対　伊藤委員　参・内閣　41・6・27）

費、その他についてまだ若干の問題があって、年度内に一部移転か可能かということである。もし年度内に移転できない場合は、予算を繰越して続行してやりたい。厚木については約二〇数戸が話し合いが残っているが、それが順調に行けば二〇数戸は移転できるのではないか。」

小幡防衛施設庁長官　「四一年度は、横田については約一八〇戸、厚木については七〇戸を予定し、金額では両者合わせて約一二億円予定している。」（対　相沢委員　衆・決算　41・2・16）

財満防衛施設庁施設部長　「横田については、一番騒音の激しい変化の大きいところについて地元の方々と折衝しているわけであるが、まず移転補償費については、大体防衛施設庁の提示するものでよろしい。問題になるのは、現在昭和飛行機か持っている土地の価格で、私どもが提示した価格は坪二万円である。私共としては、権威ある第三者の土地の評価、鑑定等を経て、その結論が出たときは、それに従うことにやぶさかではない。もう一つの問題点は、引っ越す場合の移転先をどこに求めるかで、地元の市長さんその他と相談し、すみやかに代替地を見つけていただき、そのため必要な協力、斡旋そのようなものをいたしたい。そういう際、移転先地の中につくる公道あるいは下水道等については、国のほうから何ぶんの協力をしたい。以上について、四〇年度において計画の達成はできなかったが、地元と円滑に協議を進めながらぜひ四一年度において早々に実現したい。」（対　中村委員　衆・内閣　41・4・28）

○板付基地

小幡防衛施設庁長官　「板付飛行場が、現在予備基地あるいは訓練基地になり、常駐する米軍機が減っていることは事実であるが、なお、米軍自身、月間数百回も利用しており、直ちにこれを返還という問題は、現在のところ不可能かと思っている。　基地を撤去する場合には、向こうが必要とする以上は日本側

で代替基地を選定してやるということになるだろうと思うが、おそらくあの辺に必要な基地の代替ということ、やはり九州になると思う。現在のところ、われわれのほうも種々調査してきた経緯があるが、そういった適地が九州にはないという前提で申し上げた。」

財満防衛施設庁施設部長　「板付飛行場の返還問題に関しては合同委員会に持ち出して話し合ったことはない。」（対　楢崎委員　衆・内閣　40・8・5）

小幡防衛施設庁長官　「板付基地は特殊な基地で、自衛隊、米軍機のほか民間機が相当利用していることは事実である。この基地はたとえ民間機の利用部分が大部分であっても防衛施設の運用という意味で四条（「防衛施設周辺の整備等に関する法律」の民生安定施設の助成）に含ましたいと思っている。なお防音については、直ちに三条（障害防止工事の助成）として適用することはできないと思うが、行政措置として、従来迷惑もかけておるし、現在有事基地でも潜在的にいつでも本基地になるという特殊な基地であるので、三条適用と同じような行政措置をやりたいというように考えている。」（対　受田委員　衆・内閣　41・5・12）

○大田大泉飛行場

松野防衛庁長官　「代替地または、転換地候補を二ケ所求めている。いままで問題になった以外の所を努力して求めている。そこに演習場を移転してもらいたい。代替地という意味でなく、移転という形で努力している。米軍はもちろん協力的であるから大体それは協力してくれる。あとは地元の地域の方の内話をえながら考えたい。とにかく大田大泉については、近々内諾が、得られれば、案外早期に問題が解決す

るのではないか。見通しは、五分五分ではないかと思っている。私の在任中にぜひ解決したい。少くとも在任中この問題の解決の見通しはつくと思う。」

小幡防衛施設庁長官　「私も長官を拝命して、最初に現場視察をしたのは、大田大泉である。実情視察の後、いままでの経緯を整理し、文書にして、特定の候補地を出して、施設特別委員会というよりも、もう少し上の段階の方へストレートに申し出た。米軍のほうも、司令官以下、前々から非常な関心を持っているので、特に別扱いにしてもらい、いろいろ陸海空三軍も現実にその特定地について検討、数ケ月たって非常に詳細な答えが来た。しかし、遺憾ながら否定的であった。それを大臣に報告、その結果、大臣の発想等により、ただいま大臣からお答えのあった、複数の、別の、従来問題になって、口にのぼったことのない新しい候補地を折衝しろという、指示があった。施設特別委員会という公式の場でいろいろ議論するよりも、ストレートに向こうの司令部の本拠に持ち込んで、内々、折衝している段階である。」

（対　伊藤委員　参・内閣　41・3・17）

松野防衛庁長官　「在日米軍のほうの了解は大体見通しあると思う。問題は国内地元民の関係のほうが重点が多いと思う。」

松野防衛庁長官　「移転先の問題、米軍関係の返事は、年内に、この国会中に私は見通しがつくのではないかと思う。たゞその返還、諸般のすべてが完了するには年内くらいはかかろうという話をした。」

（対　伊藤委員　参・内閣　41・6・7）

○水戸射爆場

安川外務省北米局長　「現在私どもの考えているのは、この射撃場の問題は、あくまで代替地をみつけて、その上でアメリカ側と話をしたいということである。そこで、安保条約によって米軍が駐留している限りは、必要な訓練をするということは当然のことであるので、駐留さしておきながら訓練をしてはいかぬというわけにはまいらぬ。やはり代替地を提供するという前提に立って、アメリカ側と話をすべきであると思う。代替地さえみつかれば、アメリカ側と話はつき得ると考えている。それでいきなり安保協議委員会というようなところに持ち出さなくとも、代替地のめどがつけば、これはある程度、事務的に、この施設の問題というのは、地位協定で設けられた合同委員会があって、そこで一次的に処理し、そこで話がつかないものは、両国政府間の話し合いにするという建前になっているので、現在はまだ、代替地を見つけて合同委員会を通じて、アメリカ側と話し合うのが、順序だと思う。」

（対　森　委員　参・外委　41・3・24）

松野防衛庁長官　「代替地の問題、移転問題等、実はいまのところ、けさの新聞報道のように、新島を代替地として、防衛庁としては内定して米軍との交渉を今日まで続けている段階である。いまだ返事が来ていない。内々そういう方向で移転を努力しているのが今日の実情である。」

（対　田口委員　衆・内閣　41・6・22）

○水戸射爆場の代替地としての新島

松野防衛庁長官　「水戸の射爆場を新島に移転するという計画案をつくって米軍と交渉している。その射爆場の演習内容は、水戸でやっているのと同じものだというのを原則に考えており、新たな特別なものが演習に加わるという考えは持っていない。ただ御承知のごとく飛行機の訓練だから避難上緊急な場合に、飛行機が避難できる程度のものは必要だ。それが、千メートルか、二千メートルかと云うから、

二千メートルもつくるというのは容易じゃないので、ほんとうの避難だけのものにしたい。」

松野防衛庁長官　「新島の国有地の中で、三〇万坪、一〇〇ヘクタールぐらいを演習地として使用するという案を持っている。」

（対　田口委員　衆・内閣　41・6・22）

小幡防衛施設庁長官　「経費については、実は、米軍から正式の回答があり、いろいろ条件を米軍が出してまいり、それについて討議の結果、積算されるので、いま明確にはいたしかねるが、現在、日本側の胸算用は、数十億の工事費で、できるのではないかと考えている。」

（対　菊地委員　衆・外務　41・6・24）

○多摩米軍ゴルフ場建設問題

松野防衛庁長官　「立川近くにある昭和飛行機の旧民間借地、借り上げ――その場所にゴルフ場、住宅及び軍犬の訓練所があるが――これを返還要求に応じて、返還する、その移転ということである。」

小幡防衛施設庁長官　「本件については、昭和三七年、昭和飛行機から訴訟があって、当初五七万坪の地区を貸しておったが、その後たびたび一部返還があり、残りが二八万坪になっている。その中で主として、軍犬センターあるいは住宅、ゴルフ場に利用されている実態からみて、早期に返還してほしい。すべきだという訴訟がでたわけである。それに従い、われわれの方も訴訟沙汰をいつまでもやることもいかがなものと思い、裁判長の勧告もあって、和解によりゴルフ場の移転を軍犬センター、住宅等の移転と同時に解決する方針に踏み切った。」

小幡防衛施設庁長官　「昭和飛行機の訴えの要旨は、当初五〇数万坪貸しておった主たる施設である工場等が返還されて、残りは従たる施設が残っている。これは使用目的からみて、当然早期に返還さるべきものだ。そういう意味の訴えである。東京地方裁判所の判決は、大体その趣旨を認めて主たる工場施設がなくなった今日、厚生施設に主として、使用しているという形態は、好ましくないということで、大体、原告の趣旨を認めておる。」

福田大蔵大臣　「政府は裁判上和解した。政府の意思によって和解した。その結果、米軍は移転しなければならぬ。その際に最も安上がりというようなことを考えて弾薬庫あとを使う。そのためこれを整備する必要のある経費ということで承認した。」

谷村大蔵省主計局長　「経費は（項）施設運営等関連諸費のうちの（目）提供施設等整備費の中に入っている。（昭島住宅地区移設工事費一億円がこれに当る。）」

（対　野原委員　衆・予算　41・3・5）

松野防衛庁長官　「今回つくっているのは、厚生施設の移転のゴルフ場で、ホークの基地というものとこれとは関係ない。ホーク基地として一つの有力候補であることは、ゴルフ場問題を抜きにして以前からあったが、しかし、それとこれとをすりかえてどうのと、そんなこそくな考えは持っていない。」

（対　村山委員　衆・内閣　41・4・27）

○三沢基地

財満防衛施設庁施設部長　「三沢の飛行場は二二三万坪であるがその中に約数十万坪の民有地がある。従来その借料が低かったので、国が民間に貸しつける場合のものと同様に持っていくよう、ここ数年来努力しており、少くとも四一年度、或いは四二年度あたり、それと同じにしたい。現在の借料は年で坪五四円程度になっている。」

（対　米内山委員　衆・内閣　41・4・21）

○雁の巣の基地

安川外務省北米局長　「雁の巣はずっと引続き米軍の施設であったが、たまたまそこに土地があいており、米軍の使用にさしつかえがないということで、民間のヘリコプター会社がこれを一時的に使用していたことは事実だ。たゞし米軍に必要を生じた場合には使用許可を、取消すという条件で使用していた。本年九月新たに、米軍が通信施設を建設するということになり、どうしても、民間のヘリコプターの使用は、その通信施設に支障を来たすということで、従来の使用許可を、取り消されたという経緯がある。」

（対　伊藤委員　参・日韓　40・12・3）

○高瀬川水路工事

小幡防衛施設庁長官　「高瀬川の水路工事は、総事業費三億六、五〇〇円の予定で昭和三七年度から着工しており、昭和四〇年度までに六〇％金額にして二億二千万円実施しているが、大体四三年ごろまでに終わりたいというふうに考えている。

（対　米内山委員　衆・内閣　41・4・21）

○横浜市内の米軍住宅移転問題

財満防衛施設庁施設部長　「横浜市内の三住宅の点に関して、特に地元の強く要望しているのは、旧海浜住宅四二九戸だと思うが、これをどこかへ持っていってほしい、そのことは横浜市の港湾計画と非常に重要な関係があるということで、一部の用地買収及び調査費、測量費等を含み二億円の予算がつき、そのほか国庫債務負担行為の額として三〇億、こういうものが計上されている。これを控えて、米軍とまず交渉を詰めており、かなり詰まったものと存じているが、移転先の問題、旧海浜一号地だけでなく、山手住宅の一部を抱き合わせて移転する問題、移転先に二階建て以下の住宅をつくってほしいとする米軍の希望等二、三の問題点を最終的に詰めている段階に立ち至っている。」

（対　大出委員　衆・内閣　41・6・24）

○米軍用船の博多港入港

安川外務省北米局長　「地位協定第五条の規定により米国軍用船が日本の普通の開港場に入り、一般の米軍の専用施設でない施設を使う場合には、一般の民需を圧迫しない範囲で、両方を調整しながら使うわけである。もし米軍のほうでもっぱら専用して使いたいという、必要がある場合には、当然、新しく合同委員会で、合意しなければならないことになる。」

小幡防衛施設庁長官　「博多港の入港については、米軍の輸送部の担当将校と、港湾の責任者である、福岡市長との間に、契約書が取り交わされている。」

（対　楢崎委員　衆・予算　41・2・18）

○博多港の米軍専用埠頭問題

松野防衛庁長官　「（博多港の埠頭を米軍の専用にしたいという）米軍からの希望はあったが、博多市の市長の方から貸すことは出来ないという話しがあり、今日はそのままで、実現しておらない。もうお断りしたので、米軍の方も要求を引込め、今日ではこの問題は一応解決しているようである。」

（対　伊藤委員　参・日韓　40・12・3）

○島松演習場におけるF104の騒音問題

松野防衛庁長官　「F104とF86Fの相違点といえば、騒音が違いはしないかということが地元の方の一番大きな関心である。したがってその問題については三者立ち会った上でその調査をして、その適当な補償をするという協定書の条項を生かして104の問題を円満に解決したい。主として小学校の防音装置とか、そういうものがまず義務的に必要なものではなかろうかということで、たゞ今町長、及び市長関係者と打ち合わせをして、そうしてF104の演習を実施したい。」

（対　北村委員　参・内閣　41・3・17）

○島松演習場周辺の防災工事

鈴木防衛庁参事官　「島松演習場周辺の防災工事等は、大体三九年度までに、これは演習場周辺の整備の一環として、防衛庁で実施しているものと、農林省関係で実施している用水関係のものと、この二つに分けられる。防衛庁では、演習場の中の砂防堰堤等の工事をもっぱら実施している。演習場の外にある、柏木川、茂漁川、島松川等について防衛施設庁において、防衛庁が支出委任をしたもので、処置をする。

あるいは施設庁みづからの補助金で、北海道庁に工事の契約をして処置するというような種類のものがある。三九年度までに約二〇億の工事を実施している。さらに本年度、二億五千万円程度の工事をしている。」

（対　竹田委員　参・決算　40・10・20）

○島松演習場におけるホーク基地の建設費

鈴木防衛庁参事官　「島松の基地は二つあり、桜森と島松山、両方あるわけであるが、工事費は、桜森の基地は、四、五〇〇万、島松山の方が八、八六〇万円余である。」

（対　北村委員　参・内閣　41・3・17）

チキナY-65